256.2
57

8.9.5

昭和八年三月

内外教育制度の調査　第五輯

文部省調査部

内外教育制度調査第五輯の正誤表

諸國學令比較ノ部

頁	行	誤	正
八八	一三	上級學校資格試驗	上級學校。入學。資格試驗
八六	二	通學校	通學制。學校
七四	一三	其の他の	其の他。
七〇	一三	Conn	Covn
六八	六	從つて	
六八	六	八十七歲	七。八。用ふる時間が…… 歲。
五八	一九	時間を用ふる時間が……	時間を用ふる。他の事科目の適當な る如き場合又は或事科を妨ぐる時間が…… 敎授を妨ぐる時間を用ふる。他の事科目の適當な る如き場合又は或事科

獨逸ノ部

頁	行	誤	正
二一	六	一九三五—三五年度	一九三五—三六。年度
同	二	一九三一年には一九三一年より	一九三二。年には一九三一年。より
二四	一	中等學校に於ける	中等以上。の學校に於ける
二九	六	チュツトゲン	チュツトゲン
五八	一二	形成的捉把	形。成的。把。捉。
六五	一二	校三學年	第。三學年
六七	一〇	義務學校會	義務。學校令。
六七	一一	三年乃至四年及實際	三年乃至四年。は實際
六八	一〇	ヒフラー	レフラー。
九八	二	Lehrantalt	Lehranstalt
九二	一	カルバチアンロシアト	カルバチアンロシア。
同	四	匈牙利は匈牙利語學校	匈牙利。は匈牙利語學校

內外教育制度の調査

發行所寄贈本

256.2-57

教育制度諸國綜合比較

目次

英・獨・佛・米に於ける體育……一
英　國……一
獨　逸……三
佛蘭西……五
米　國……七
（參　考）……八
フィンドレー博士の所見……八
ザクセン中學校の體操……一〇
ビー・ナッシュ教授の所見……一〇
佛蘭西の體育……一三
我が國竝に英獨に於ける女學校……一三

教育研究所本

日本……二一
英國……六八
獨逸……九一

彙錄

英國之部

英國教育費……一
英國教員俸給……一三

獨逸之部

獨逸の學校情況……二〇
獨逸の學校の憲法及法律的基礎……三〇
ザクセンの高等學校教授時數……四三
獨逸國民學校改正の經過竝に其の結果……五五
公立職業（補習）學校及實業學校の形式……六八
農村男子補習學校の教授に對する細則……七〇
農業學校……七三
山林學校……八三
金屬工業學校……八四

建築工業學校……八九

佛蘭西之部

一九三二年度佛蘭西文部省豫算……九八
佛蘭西文部大臣の統一學校に關する演說……一一五
佛蘭西中等教員授業時間數の制限法令……一一九
佛蘭西初等教育制度上の缺陷……一二五
數字より見たる佛蘭西の中級及下級實業教育……一四八
佛蘭西の公教育職員の進級に關する法律……一五九
佛蘭西の體育次官の權限……一六四
佛蘭西の農業教育……一六六

米國之部

學事關係者職業別俸給比較……一九三
不況時に於ける學校維持……二〇一

伊太利之部

伊太利の教育改革の精神……二〇七
最近の初等教育の大要……二一一
教育改造と其の原理……二一七

教育制度

其の他之部

墺太利の學校制度概觀……二三四
露西亞に於ける兒童生徒の學習及社會的作業に關する規定抄……二三〇
白耳義の教育……二三三
白耳義に於ける初等及職業教育……二四〇
チエッコスロヴァキアの教育現情……二四三
チエッコスロヴァキアの教育制度の發展……二四六

諸國總合比較

英・獨・佛・米に於ける體育

英國

一、小學校體操科の目的

前文部省督學官ニュートン氏（A. W. Newton）は其の著「英國小學校（The English Elementary School）」に於て小學校の體操科に就ての文部省の方針として次の如く示せり。

體操（Physical Exercises）の任務は腦髓と筋肉、更に精神と身體とが健全に發達し有效に活動する樣、規律的實行的修練をなすにあり。

而して體操は品性の涵養及發達（formation and development of character）に有力なる原動力となるものなり。

尙英國小學校令（Elementary Education Provisional Code）第一章第二條第十項「衞生及體育」（Hygiene and Physical Training）の項の中に次の如く規定す。體操科の各課程は兒童の全般的身體的發達（general physical development）を圖ることを目的とすべし。

一、中等學校體操科の目的

一九二三年英國文部省刊行の「中等學校男女學科課程比較」の中に體操（Physical Exercise）の目的に就て左の如く要約せり。

「體操の一般的目的は男生徒にありては堅固にして正確（strength and precision）女生徒にありては柔軟、優雅にして輕快なる（suppleness, grace, and lightness）運動動作を敎養するにあり」

兒童生徒の體育（Physical Education）の方針

一九三一年英國文部省刊行の同文部省醫務部長報告書（The Health of the School Child; Annual report of the chief medical officer of the Board of Education）に於ける第十一章體育（Physical Education）の中に學校兒童生徒の體育の目的方針に關して左記の如く揭げたり。

「體育は一方に於て保健及衞生に屬すると共に一方に於て學校の敎科課程に屬す。

體育の主要任務は兒童の健全なる生理的發達を鼓舞助長するにあり。卽ち胸部の擴張及其の內部重要器官の保護發達を圖ること。身體各部の骨格及筋肉の成長發達を鼓舞し且腦髓よりの刺戟傳達に應じ各器官各部分が協力協働を爲す樣に修練すること。

略言すれば代謝作用及身體各部組織の機能を增進するにあり」

以上の體育の主要任務を盡すことにより兒童生徒の體格一般が健全となり擧止が敏活となり態度姿勢が良好となり、又體育の一面たる精神的訓練（Mental training）上の效果として協同親愛の精神、公明正大なる競技精神・進取の氣象等品性の向上を來すものなり。（抄譯）

獨逸

プロイセン

一九二五年文部大臣訓令

體育の目的は何れの學校に於ても實際的保健の指導をなし且其の特有なる手段に依つて性格及人格の陶冶に寄與することにあり。

國民學校に於ける體操（Turnen）（一九三一年十月の訓令）

（但し國民學校上級の敎案指令は一九二二年十月十五日に出さる）

體操は全體的身體發達を促進し、就中健康を强め正しき姿勢、呼吸及身體養護に慣れしめ、且力と敏活と優美の發達を援助すべし。

高等學校に於ける體育（Leibesübung）（一九二五年四月一日の大臣訓令）

目的

體育が高等學校の全敎案中に於て占むべき重要なる位置は、其の二樣の目的によりて規定せらる。體育は生活及職業にとりて必要なる緊張力と作業能力とを獲得するために、青少年が其の身體的發達の最重要なる時期に於て必要とする實際的保

健の指導をなす。體育の尙一層重要なる任務は、其の分野に於て、特有の手段に依りて性格の陶冶及人格の陶冶に寄與することにあり。其の理想的目的は身心共に健全にして活動力に充ち、快活にして有能なる、調和的に陶冶せられたる人間、特に社會協同への意志を持し、それを通じて服從にも堪へ、指導にも當り得る人間に在り。

然れども斯かる目的を達成するには、體育の指導が學校全體にとりて重要にして共通なる任務なることの認識を廣くし、隨つて各教員は體操教師の仕事を援助すべき義務を感得する時に於てのみ可能なり。其の爲には學校に於ける保健指導の日課、遊戲の午後、遠足日、學生團體の指導、學校に於ける體操、遊戲競技の催し等に於て多樣の機會あり。

高等學校（女子）の場合に於ける體育（Leibesübung）

（一九二五年四月一日の高等學校教案指令の補足として）

目　的

女子の體育は、高等學校全教案に於ける男子の體育と同樣に先づ二樣の重要なる任務を有す。體育は女子がその發育及身體的成熟の決定的時期に於て必要とする實際的保健指導の一部をなす。

然し體育は更に其の特有の手段に依りて品性陶冶及人格の陶冶に共助し、勇氣と決斷力、自制、協同及服從等を敎育すべき重要なる任務を有す。

敎育作用と身體養護との協力に依りて、身心共に健全にして意志强き快活なる女子を養成すべし。

女子の特殊なる身體的及心意的性質、將來の義務的勞作及妻又は母として果すべき任務等あるを以て、彼女等の體育に對して一層詳細なる目的規定を必要とす。

中間學校に於ける體育（Leibesübungen）

（一九二五年七月一日の中間學校に關する規定（大臣訓令））

目　的

生活に重要なる器官、神經、筋肉等の具案的鍛鍊によりて健康、全體的なる身體發達、作業能力等を促進すること、正しき姿勢、輕快なる自然的運動に習慣づけること、身體の養護及鍛鍊をなす樣指導すること、獨立と自制、勇氣と忍耐、協同と服從、共助感と共同的精神を養ふ樣敎育すること。

佛　國

（一）初等敎育

一八八七年一月十八日の省令附則Fの一部

「體育（Education physique）の目的

體育には二つの目的あり。

一は兒童の身體を强壯にし、氣質を剛健にし以て彼等の身體發育に最も適當する衞生的狀態を與ふるにあり。

二は兒童をして早くより手先の巧妙、敏捷及動作の敏活、正確に馴れしむるにあり。此等のことは凡ての人にとりて必要なれども、小學校兒童の大半は將來手工業に就くものなるを以て特に其の必要を感ぜらる。

小學校に於ける體育の授業に際しては、學校としての本來の性質を失はず且、學校が作業場化せざる限り、男子兒童に

は將來職工又は兵士となるための準備を、女子兒童には家事及女子としての仕事に對する準備をなさしむることも妨けず又却つて其の必要あり。」

一九二三年六月二十日の訓令の一部

「體育（Education physique）は注意力を新鮮にすることに依りて知育（Education intellectuelle）に影響し又意志を鍛錬することに依りて德育（Education morale）に影響するものなるが、此等の場合を除けば小學校に於ける體育は二つの目的を有す、卽ち學業の爲屢々兒童の陷り易き不整なる姿勢を矯正し又其の身體的特質及筋力、器用さ並に敏活さを助長することなり。」

（二）中等教育

一九一〇年三月七日の通牒の一部

「公立中等學校に於ける體育（Education physique）

男子リセー及コレージュの生徒に對する體育の問題は久しく我國當局者の特別なる注意を惹きたる所なるが、今日にては更に中等學校卒業者がよく體育を受け置く必要あり、而して出來るだけ多くの者が軍事適任證書（Certificat d'aptitude militaire）を受け、自らはそれに依りて利益を得ると共に、國軍に對してよく訓練せられたる人々を提供するの必要あり。此の證書を得る爲の試驗に就て準備せしむると共に、一方にては體操の正確なる授業を期する爲の監督を怠らず他方にては、スポーツ競技並に戸外遊戲を奬勵するの必要あり。熱心にして確信ある人々の努力と職員の良き意志とに依りて合理的體操（gymnastique rationnelle）はリセー及コレージュに於て漸次其の占むべき地位を占めつゝあり、余は男子リセー及コレージュのみならず、女子の其等に於ても校長諸氏が此の合理的體操の重要性を認められんことを希望す。身體の正常にして調和的なる發育は完全なる教育の一部分なり。若し此のことが凡ての人々に理解せられず又父兄が體操の課

業免除を要求するが如きことあらば、其は自己の子弟の利益に非ざることを父兄に說明するは校長諸氏の任務なり。此のことは新體操教授法と魅力並に典雅さを有するリズム運動が紹介せられ、體操が愉快なる慰安を生徒に與へ、又彼等の身體發育狀態に適切なる運動となりつゝある傾向と相俟ちて校長諸氏にとりても左迄の難事に非るべし。

上述の所は男子のリセー及コレージュに對しても同樣なるが唯女子と異る點は男子に對する體操は身體に柔軟性と整へる姿勢とを與へることを目的としつゝ同時に筋肉の力を增し、基本器官の抵抗力を增すことなり。此の意味に於て體操の外にスポーツ競技及野外遊戲を補足として課すること肝要なり。」

北亞米利加合衆國

體操科の目的

體育を擴むるに當りて最も有力なる影響を與へたるは、體育を公立學校の成規の課程に繰入るゝ旨規定せる州法の通過なり。

此の法規は歐洲大戰中に募集せる新兵の肉體的缺陷に依りて俄然必要を唱へらるるに至れるものにして、一九一六年に「ニューヨーク」州が此の運動を開始したるに端を發して以來漸次各州に及び一九二八年には此の種法令を通過せるもの三十五州の多きに及べり。

次に其の一例として「ニュージャーシー」州の學校法を抄錄す。

ニュージャーシー州學校法（一九〇三年十月十九日可決、一九二八年教育委員會作製教育法規集採錄）

第四〇七條本州の公立學校に於ては、體育科を設け、教授科目の一部とすべし。本科目は諸學年諸學部の生徒の年齢と能力に順應し、體操 Exercises 柔軟體操 Calisthenics 隊形教練 Formation Drill 個人及社會の健康保全並に肉體的缺陷の矯正豫防及此等の目的を達成するに役立つ要點と項目とに關する教授とを含み、之と共に肉體的の力と勇氣との發達及最高なる愛國的公民性の育成に特に聯關して社會と國民の福祉に關する公民の特權と責任とに關して教授し、尚女子に對しては家庭衞生救急療法育兒に就て教授すべし。

（參　考）

英　國

マンチェスター大學教授フィンドレー博士の所見

J. J. Findlay, Professor of Education, University of Manchester. Principles of Class Teaching, 1923, chapter III.

フィンドレー氏は學科課程を六群に分ち、第六群を身體的保養及運動（Physical Recreation and Exercises）となせり。身體的保養及運動は更に之を六類に細分せり次に其の概要を抄錄すべし。

(1) 單純なる身體活動（Simple Physical Activity）

跳躍、躍走、遊戲、簡單なる競技之に屬す、此等の特質は生徒の自發的活動（Spontaneous activity）を進むるにあり。

(2) 模倣練習（Imitative Exercises）

演劇（Play or Drama）手工（手工は大工、料理、製本、家事等を含み生徒が成熟者の仕事を模倣し自ら創作せんとする活動を言ふ）及園藝（gardening）之に屬す。

此等は生徒に對して自然的自發的の保養となり又模倣的創作的活動を進め其の他趣味の養成及意志の陶冶にも效あり

(3) 競技及勝負事（Games and Contests）

兒童は鬪爭（warfare）と勝利（conquest）との興奮を享樂せんとするものなり所謂スポーツは此等の要求に適ふものなり。眞のスポーツマンは戰爭其の他決死的活動にも快活なるスポーツ精神を以て處せんとする傾向を生ずるものなり（a true sportsman is inclined to carry his cheerful sporting spirit into battle and death）

(4) 體操（Gymnastic Exercises）

玆に體操と言ふは狹義の體操（Gymnastics）の外軍事教練、水泳、漕艇等をも含むものなり、此等は青年の大いに享樂せんとするものなり。

此等の體操は注意の緊張（strained attention）を伴ふものにして自制（Self-Control）の精神を養成するに效あり。特に瑞典式體操は身體的發達の遲滯せる生徒に對する療治的運動（remedial exercises）として特別の價値を有す。

軍事教練（Military drill）は保養といふ點より見れば嚴格に過ぎ且單調に過ぐるものなれども注意の緊張を得る點より見て大いに價値あり。

尙軍事教練は愛國心（Patriotic duty to the Country）の涵養となり團體訓練の精神（spirit of cooperate discipline）の助成となり更に規律的生活（regular life）の精神及克己心（self-denial and restraint）を養成するものなり。

(5) 律動運動 Rhythmical Exercises

ダンス及教練（Drill）に於て律動運動は大なる役割を有す。

此等の律動運動は自發的にして清新なる感情（feeling of spontaneity, and freshness）を與ふるのみならず調整と緊張（Control and Restraint）をも與ふるものなり。

(6) 保養的運動（Recreative exercise）

保養的運動は知識又は熟練を得ることを主目的とする教科に於ても得らるゝものなり。

散歩、遠足、博物採集其の他實驗室等の作業等に於て行はる。

ザクセン中學校の教授課程（千九百三十二年五月十日發布）

體操（身體訓練 Leibesübungen）

一、目的

體操は身體の自然的素質及力を發達せしめ、正しき姿勢、力、熟練優美等に迄教育し、勇氣と自己信賴とを喚醒強化し、青少年の作業能力及生活感情を高め、責任を意識したる身體養護及健全なる生活指導に迄誘致し、自制、友愛、協同への意志を涵養すべし。

一、注意

一、體操の教授は、身體に對する改善の仕事を行ふべし。一般に極端なる動作を避け、適良なる水準的動作に努むべし。此の際に各生徒は愼重なる漸次の向上に依り、彼等に可能なる動作の高さまで其の要求を導かるべし。學級を以て練習の單位となすべく、特に中級、上級に於ては組　隊に於て練習せらるることを得。

下級は主として運動の要求に注意すべく、中級はそれと並んで技能動作を強調し、上級は運動と技能的動作との調和的關係に努むべし。

身體的作業の練習及其の形式、範圍は、男女生徒の身體的狀態、特性、發達程度と練習事項とに依つて選擇せらるべし。身體の過度の緊張は避けらるべし。夏期に於ては輕き競技的練習、冬期に於ては器械に依る練習を擇ぶべし。競技は凡ての學級に於て行はるべし。されど特に成熟期に於ける女子に對しては正しき適度を保つべし。

規律練習は、身體練習に於ける配置、講堂、運動場、遠足等に於ける外部的規律の維持に資する限り採用せらるべし。體操教員は或作業の終結に際しては、身體的並に技能的動作の實行的測定に依つて彼の作業の結果を確むべし。身體的虛弱及病的諸現象に關して注意を拂ふべし。不慮の事件を防ぐ爲に、注意を示し且必要なる方法を講ずべし。

（補助的作業、――體操器械の規則正しき檢査、――表の體操に於ける注意を見よ）

戶外や、窓の開放せられたる教室に於ける日々の調整運動に努めらるべく、それは身體運動に於ける教授を補充し、閉鎖せられたる教室內の着席及居留に對して均整を保つべし。

二、體操に於ける各教授時間は、原則として身體鍛錬、技能的動作の鍛錬及遊戲を含む。

A　身體鍛錬 Körperschule ――身體鍛錬は身體及身體の諸運動を形成すべし、力强く且柔軟にすべし。姿勢及運動に於ける缺陷、障害を調和すべし。其故に各練習時間には呼吸、姿勢、緊張、弛緩、徒歩、駈足等の練習が含まる。マッサージ、合理的皮膚養護への指導をも加へらるべし。

下級に於ては自然的なる運動諸形式を應用し、中級及上級に於ては目的的體操 Zweckgymnasium が行はるべし。目的的體操は之を基本形式の上に築き、形式、作業速度、時間機續の向上に依つて、作業技能を高む。

B　技能的動作の鍛錬 Leistungsschule　技能的動作への教育は、身體練習の教授に於ても缺くべからざる部分にして、自然的運動より發して、正しき美しき型を技能にまで練習せしむべし。各生徒の技能動作を學級の最低度より各自の素質に應じて可能なる高度にまで、自由なる方法に於て練習と技術とを通じて高むべし。

器械體操（Geräteturnen）は下級に於て應用的體操に止め、中級に於ては特に力の形成的練習に努め、上級に於て

型の整美に努むべし。

第四級に於ては、體操に於ける義務教授の一部が水泳教授 Schwimmunterricht の爲に用ひらるべし。上級に於ても教授の標準に從つて水泳教授を行ふことを得。

C 遊戲 Spiel 體操時間に於ては、就中休養と愉快なる駈足とに資する如き遊戲を行ふべし。

此の他學級遊戲は技術的律動的遊戲の具案的練習に依つて、遊戲時間の準備を爲すべし、遊戲時間は原則として遊戲の組織的指導を行ふものとす。

女子の體操教授は能ふ限り、女子の教師に依つて行はるべし。

紐育大學教育學部の體育保健部長ビー・ナッシュ (B. Nash) 教授は次の様に言つてゐる

(from Administration of Physical Education)

體育は全身の活潑なる諸活動に關する教育の實行的又は教授的部門であつて、それは手工的發聲的及科學(他の知識學科)活動、並に器具を用ふる科目とは區別せらるゝものである。

全身と言ふ語を用ひたるは、體育に於ては他の何れの活動に於けるよりもより多く全身が活動するからである。即ち神經機關と同樣に筋肉機關も活動するからである。

體育なる語は適當に選ばれた言葉でない。實際に於て誤稱せられてゐると言ふことは明である。吾人が既に述べた如く精神的活動或はどの種の活動とも全く離れた樣な體育は無い。體育が俗人や多くの學校管理者に誤解せらるゝ樣な此の不幸な關係があるから教育活動の此の形を改名する必要があるかも知れぬ。視學部の第四年報は「大なる頭腦筋肉活動」(big brain

muscle activities) と言ふ名を提案し、國民協會の教育研究第二十八年報は「全身活動」(full body activities) と言ふ名を提案してゐる。他の者は體育過程の活動は幼時の活動の大部分を構成するから「根本的教育」(fundamental education) と提案してゐる。

全身活動 (total body activities) と言ふ語は身體的或は大筋肉及精神的或は活動の解釋的方面の凡てを包含する。此等の名前の多くの活動なる各語は、身體的及精神的の領域を有するからして、好都合である。(中略)

佛蘭西の體育 (千九三二年度下院財務委員報告抄)

我國に隣接する諸國特に獨逸、伊太利が其の國民に對して力と健康とを保持することを義務として要求してゐることを先づ述べて置かねばならぬ。

我國では體育の必要といふことが一般に餘り考へられてゐない。それは個人の問題としてよりも國民の問題として考へられねばならぬ。我國に於ける民族の體格改良は何れの國にも劣らず必要である。徵兵檢査の悲しむべき結果はこれを證明してゐる。或縣では不合格率が五〇パーセントに達する。然し Pas-de-Calais 鑛山地方及 Mosselle 工場地帶では毎日、一時間づゝの體育を勞働者達に强制的に課することに依つて、前述の不合格率を八パーセントに引下けてゐる。こういふ例外はあつても一般的に合格率が隣接諸國の標準にまで達してゐないのは殘念である。體育に關する經費の點から言つても劣つてゐるので止むを得ぬとも言へるが、我國民は良き强き意志を持つてゐることを確信し、此の意志の力に依つて所期の目的を達する樣希望して已まない。今我國に體育助長機關として存在してゐる主なるものに就て其の活動及組織の極大略を以下に紹介する。

一、體育分省 (Sous-secretariat d'Etat de l' education physique)

國民の良き意志を鼓舞する爲長い間スポーツマン達から希望せられてゐた體育分省が文部省に創設せられた。初代の分省

次官 Henry Paté は豫算の上に於ても又事務組織を完成させる上にも大なる努力を拂ひ、其の後繼者であつた Morinaud 氏も前任者に劣らず國民體育の爲に色々の事業をなしてゐる。そうして、一九三一年迄に大體の仕事は終つたといへる。勿論未だ爲すべきことは幾らもあるが豫算上の基礎も定まり、主なる體育助長機關即ち體育諮問會（Comité consultatif de l'education physique）體育縣委員會（Commissions départementales）體育研究所（institus）等が十分滿足すべき狀態に於て一年中活動する樣になつたと共に佛蘭西全土に於ける體育計畫案も出來たからである。

今此等の機關の昨年度の活動情況を略述しよう。

二、體育諮問會

體育諮問會（Comité consultatif de l'education physique）は一九三〇年に作られたもので、其の構成委員は七十人で上下兩院議員其の他スポーツ界の識者を集めたものである。初集會は一九三〇年七月八日であつた。

體育諮問會は四つの小委員會に分れてゐる。卽ち

第一委員會
　大學に於ける體育及スポーツ
第二委員會
　學校卒業者を對象とする體育
第三委員會
　體育行政及財政
第四委員會
　科　學

此等の小委員會が各會議毎に報告を提出する。各會議毎に簡單な報告書が出るので其のなす所の大體を知ることが出來る。

今最近の會議の議題となつた事項を擧ぐれば次の樣である。

一九三一年二月二十五日の會議

一、一九三二年度オリムピック參加の件
一、國立體育研究所建築の件
一、佛蘭西內に於けるスポーツ場設定の一般計畫に關する件
一、バッカローレア其の他の試驗に義務科目又は選擇科目として體育を入るゝことに關する件
一、體育教員免狀（下級免狀）試驗の程度を引上げるため同試驗に變更を加ふる件
一、國立體育研究所創設の件
一、體育デー設定の件

一九三一年六月五日の會議

一、學校に對する醫學的監督の件
一、スポーツ團體に對する醫學的監督の件
一、師範學校に於ける體育に關する件
一、尋常小學修了試驗に於ける體育科に關する件
一、小學校生徒に合理的なる體育をなさしむる件

一九三一年十二月十九日の會議

一、體育に熱心なる小學教員に褒賞を與ふる件
一、大學其の他諸學校に於けるスポーツ組織に關する件
一、スポーツ基金設定のためにスポーツ收入に對し課稅の件

一、體操教員規則に關する件
一、體育適任證（上級）に關する件
一、軍事教育（下級）證書の件
以上記載した様な問題に就て議論が上下せられ、其のあるものに就ては既に結論を得、然らざるのも夫々研究中である。

地方體育研究所

各地方の大學區に於て大學附屬の體育研究所が出來てゐる。今迄は若干の大都會以外では體育適任證書試驗を受け様と思つても、其の準備をする方法がなかつた。此の缺陷を補ふ爲に地方體育研究所が出來て、それに依つて試驗の程度を高めたと同時に受驗者は正規的にして且深い準備をなし得る様になつたのである。大學内の體育研究所の活動は更に各大學に於て異る地方的要求を考慮し乍ら特に師範學校の體操教育、體育團體、スポーツ團體との交涉、スポーツ及職業に關する指導といふ方面にも擴大せられねばならぬ。

郡聯合の體育講習には總計一萬人以上の現職小學教員を集め特に山嶽地方のスキー講習出席者は益々增加しつゝある。大學其のものゝ中でも漸次此の體育研究所の活動の影響を受けて年來の體育を輕んずる傾向が消えつゝある。每日體育を課することが考究せられてゐるし、又、現に寄宿生に對して起床後十五分間づゝ體操を課することに成功した實例もある。更に學生等の父兄が彼等の子弟の身體の合理的にして指導ある訓練を理解するに至らば此の體育への傾向は更に美しい飛躍をなすであらう。

縣諮問委員會

各縣には體育に關する諮問委員會があつて縣知事主宰の下に活動してゐる。然し乍ら此の種の委員會の仕事が常に縣知事などの十分の理解を得てゐるとは言へないが大體に於て委員會は體育次官の指導に依つて體育及スポーツの爲に有益なる刺戟を與へてゐる。縣會の補助や地方費に依つて出されてゐる縣公報により、スポーツ、體育に關する法規、中央官廳や評

議會の通牒などは如何なる僻村にも行渡る。そうしてスポーツなどとは緣遠い人々の間にもスポーツや體育をやつて見たいといふ好奇心と希望とが湧き上り、又スポーツ團體や、體育團體を組織して其の認可を求めて來る様になる。

委員會は國家の所有乃至管理にかゝる體育設備を使用したいといふ希望に關して、それを實現させる爲に必要な手段を採るし、又體育のプランを立て其の爲の經費見積をなし各種の計畫を體育次官に提供する。そうして體育次官の使用し得る經費の支出に正當にして僥倖的でない所の基礎を與へる。

要之、縣委員會の仕事は體育に關する宣傳と、調査にあると言つて良いであらう。

中央體育督學官

一九三〇年に中央體育督學官（Inspecteurs généraux de l'éducation physique）が二人置かれることゝなつた。全國の體育を二人で監督するので各自の受持區域は廣大であるが同年十月一日より數度の巡視を行つてゐる。

彼等の監督するのは體操教員であることは言ふまでもない。これまでは體操教員は何等の指導も監督も受けず又、彼等の進級は大抵、勤續年限によつてのみ定められてゐた。體育督學官が出來て、彼等は其の授業振りを今迄の様に體操のことなどの判らぬ地方の役人からでなく、本當の體育專門家から見て貰へる様になつた。そうして督學官は教員進級審査員として教員の進級にも關與する。

督學官の視察の結果は、體操教員は困難な試驗を通つて選拔された人々だけに、それに値する力量を持つてゐることが報告されてゐる。體操教育適任證試驗は單に肉體上の適性と深い技術的知識とを要するだけでなく科學上、教育學上の知識をも要求される。一九三一年度の試驗には各大學區内の大學又は醫學校附屬の體育地方研究所に於て良く勉强した處の四五〇人の受驗者が集つた。此等の受驗者は現に小學教員にして體操教員の資格を得んとして準備をしてゐる様な人々が一番多い此の傾向は小學校に於ける體育發達の確な保障である。實際、體操といふ學科は小學校に於て比較的閑却され勝であつた。所が現在では、師範學校で體育を重んじ、從つて卒業生達は小學校に教師となつて後も體育に對する興味を失はない。

體育次官は體育督學官の視察の結果作製せる報告に基づいて體育施設を改善し、體操場、運動場を作るための經費を支出する。但し我國の體育費が少いために十分に其の要求を滿足させることが出來ぬのは遺憾である。

大部分の師範學校は上級免狀を有つ體操教員を置いてゐるが、極めて僻遠の地にある學校では體操教員を置かず他の學校の教員をして體操を教へさせてゐる樣な所が極く僅ではあるが存在する。體操教員のゐる學校でも體操教員は同一市にある中等學校又は隣接せる小學校の教員を兼ねてゐる樣な場合が多い。なるべくかういふことを避けねば體育の效果は擧らない。そうして、凡ての師範學校に上級免狀を有つ體操教員を配置し、單に師範學校の生徒を教へるだけでなく附屬小學校に於て兒童の年齡に應じ身體の發育に應じて適當なる體育を施す樣、指導させねばならぬ。

スポーツ團體は師範學校に於ても、中等學校に於けると同じく段々發達しつゝあるが、此の方面の指導も體操教員に委せられる樣になるから、益々力量あり責任ある教員が必要となる。

かうして體育督學官の任務は體育團體、スポーツ團體の上に迄及んで來る。體育團體や、スポーツ團體と言つても二種類ある。一は體育やスポーツをやること以外に軍務適任證を獲ることを目的としてゐるもので軍人の指導監督の下にある團體である。軍隊では其等團體の助言者となり、團體の創立を援助し、敷地の爭を調停し、指導者を世話し、出席を奬勵するため屢々團體を訪問し、團體認可の要求に關し意見を開陳し縣委員會との仲介機關ともなる。體育督學官も其の驚嘆すべき熱心さを認めてゐる。

他の一は各種の學校の中で生徒達が作つてゐる團體である。而してこれは大學區視學及大學區總長の監督下にある。そうして大學區スポーツ委員會に依つて集合日を定められることゝなつてゐる。

スポーツ團體は急激に殖えつゝある。生徒の父兄の間に擴がつてゐたスポーツに對する僻見も消えつゝあるので將來益々盛となるであらう。

中央體育督學官は始め體育督學官と呼ばれてゐたが昨年度より中央體育督學官と改稱された。然し彼等の待遇は他の公教

育中央督學官などに比して惡いので、將來は名實共に中央督學官となることを希望する。

體　育　費

一九三二年豫算に計上せられた體育費は次の樣になつてゐる。(單位法)

本省人件費	三二六、四二五
同手當費	一六、一九三
同物件費、印刷費	一〇九、一二八
住宅手當費	四二、〇〇〇
家族手當費	一七、二五〇
各種補償金、補助金	一一、五三六、九五〇
備品費	二、三〇二、八七五
軍隊内に於ける體育費	一七、五七〇、五四三
中央體育督學官俸給費	九五、七〇〇
同出張費	二八、八〇〇
恩給訴訟中の職員に對する前拂金	三、七五〇
體育費合計	三一、〇四九、六一四

今、是を他の費用と比較すれば體育費が如何に少いかが判る。

公教育費	二、七六四、一四四、八二四
實業教育費	一六九、九五〇、五一四
美術費	一三三、六三二、四九四

我國の體育費は必要缺くべからざるもののみを辛ふじて支辨してゐるに過ぎない。長い間、體育費は著しい增額がなされないのに學校の增設其の他出費を要すること多く中央官廳を困らせてゐる。一九二七年以來少々增額されてゐるが大した效果を認めない。體育團體の認可數は多くなる一方で從つて一團體の受ける補助金の額は少くなり、團體の方から不平が出ることゝもなる。補助金申請に關しては補助金委員會が調査決定する。

スポーツ團體の事業で經費支出困難に陷つてゐるものが澤山あるが、之を救ふためには Morinaud 氏の提案せる利益割戻法が成立すれば可成役立つであらう。

又今迄我國には體育研究の最高施設として Joinville に在る高等體育學校（L'école supérieure d'éducation physique）唯一つであつたが新に國立體育研究所が出來ることゝなり地方研究所で活動する高級の體育教員を養成するのであるが其の建物建築費として相當の額が將來要求されるであらう。何れにしても體育費の增加は佛蘭西の體育を他國に劣らぬ樣にする爲の第一要件である。

尙一言すべきことは、今迄、陸軍省と分割せられてゐた體育費が全部、文部省體育次官官房の豫算中に計上せられる樣になつたことである。

又體育次官官房の三つの部が同一地に集中せられて、事務を執る上に於て非常に便利になり、又組織としても完成せられた。

かくして體育次官官房の組織の完成は體育諸問會、大學內地方體育研究所、縣體育委員會、高等體育學校、各大學、體育團體、スポーツ團體の活動と相俟つて我民族を強くする爲に今後大きな役目を果すであらう。

尙、體育とスポーツの隆盛を來した有力なる原因として新聞紙の力を擧げねばならぬがこれは世界共通の現象であらう。

吾が國竝に英・獨に於ける高等女學校

日本

高等女學校令　明治三十二年二月八日　勅令第三十一號

改正　明治四〇年二八一號、四三年四二四號、大正九年一九九號

旧高等女學校令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

高等女學校令（第三十一號二月七日）

第一條　高等女學校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トス。（大正九・七・五）スヘシ」ヲ「シ」トシ以下「　」內ヲ追加）「シ特ニ國民道德ノ養成ニ力メ婦德ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」

第二條　北海道及府縣ニ於テハ高等女學校ヲ設置スヘシ「前項ノ校數ハ土地ノ情況ニ應シ文部大臣ノ指揮ヲ承ケ地方長官之ヲ定ム」（大正九・七・五）「　」內ヲ削除

第三條　前條ノ高等女學校ノ經費ハ「北海道及沖繩縣ヲ除ク外」「　」內ヲ次の「　」の如く改む「北海道地方費又ハ」府縣ノ負擔トス（明四三・一〇・二六）

第四條　郡市町村北海道及沖繩縣ノ區ヲ含ム（大正九・七・五）以下「　」內を追加「市町村學校組合及」（大正九・七・五）「又ハ」を削除「又ハ」町村學校組合ハ土地ノ情況ニ依リ須要ニシテ其ノ區域內小學校教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限リ高等女學校ヲ設置スルコトヲ得

第五條　「郡市町村立ノ高等女學校ニシテ府縣立高等女學校ニ代用スルニ足ルヘキモノアルトキハ地方長官ニ於テ文部大臣

ノ認可ヲ受ケ府縣費ヲ以テ相當ノ補助ヲ與ヘ第二條ノ設置ニ代フルコトヲ得」

第六條　私人ハ本令ノ規定ニ依リ高等女學校ヲ設置スルコトヲ得

第七條　高等女學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

高等女學校ノ設置廢止ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條　公立高等女學校ノ位置ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第九條　高等女學校ノ修業年限ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ一箇年ヲ「伸縮」スルコトヲ得(明治四〇・七・一八)「伸縮」を「延長」と改む

高等女學校ニ於テハ二箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

(大正九・七・五)本條を以下の如く改む

高等女學校ノ修業年限ハ五箇年又ハ四箇年トス但シ土地ノ情況ニ依リ三箇年ト爲スコトヲ得

第十條　(高等女學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齡十二年以上ニシテ「高等小學校第二學年ノ課程ヲ卒リタル者」(明治四〇・七・一八改メ)「尋常小學校ヲ卒業シタル者」ニ改正(又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スル者タル者タルヘシ)

(大正九・七・五)第一項を次の如く改め

「高等女學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ」

以下を追加

「修業年限三箇年ノ高等女學校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ」

第十條ノ二　高等女學校ニ於テハ高等科、專攻科又ハ補習科ヲ置クコトヲ得

第十條ノ三　高等科ハ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ爲スモノトス

專攻科ハ精深ナル程度ニ於テ高等女學校ノ學科目中一科目又ハ數科目ヲ專攻セシムルモノトス

第十條ノ四　高等科及專攻科ノ修業年限ハ二箇年又ハ三箇年トス

第十條ノ五　修業年限三箇年ノ高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限四箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣

ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ

修業年限二箇年ノ高等科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ修業年限五箇年若ハ三箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ

第十條ノ六　專攻科及補習科ニ關スル規則ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム」

第十一條「高等女學校ニ於テハ女子ニ必要ナル技藝ヲ專修セシトスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得」

高等女學校ニ於テハ其ノ卒業生ニシテ某學科ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得」

(明治四三・一〇・二六)本條を左の如く改正

高等女學校ニ於テハ主トシテ家政ニ關スル學科目ヲ修メムトスル者ノ爲ニ實科ヲ置キ又ハ實科ノミヲ置クコトヲ得

第十一條「高等女學校ノ名稱ニハ實科ノ文字ヲ冠スヘシ

(高等女學校ニ於テハ其ノ卒業者ニシテ某學科目ヲ專攻セムトスル者ノ爲ニ專攻科ヲ置クコトヲ得但シ實科ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス)」

(大正九・七・五)第三項(　)を次の如く改正

(前項ノ高等女學校ニハ第十條ノ二中高等科又ハ專攻科ニ關スル規定ヲ適用セス)

(明治四三・一〇・二六以下を追加)

「第十一條ノ二　實科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ年齡十二年以上ニシテ尋常小學校卒業シタル者、高等小學校第一學年ヲ修了シタル者若ハ修業年限二箇年ノ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ」

(大正九・七・五)以下の如く改正

「第十一條ノ二　實科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者タルヘシ」

(明治四三・一〇・二六)以下を追加

「第十一條ノ三　實科ノ修業年限ハ左ノ例ニ依ルヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ四箇年

一　尋常小學校卒業程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル場合ニ於テハ一箇年ヲ延長スルコトヲ得

二　高等小學校第一學年修了程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル場合ニ於テハ三箇年

三　修業年限二箇年ノ高等小學校卒業程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル場合ニ於テハ二箇年

第十一條ノ四　修業年限二箇年ノ實科高等女學校ノ設置ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル」

第十二條　高等女學校ノ學科及其ノ程度ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十三條　高等女學校ノ教科書ハ文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ檢定ヲ經サル教科書ヲ使用スルノ必要アルトキハ地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ一時其ノ使用ヲ認可スルコトヲ得

高等女學校教科書ノ檢定ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條　高等女學校ノ教員ハ文部大臣ノ授與シタル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ本文ノ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等女學校教員ノ免許ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十五條　公立高等女學校職員ノ俸給旅費其ノ他諸給與ニ關スル規則ハ「文部大臣ノ認可ヲ經テ」地方長官之ヲ定ム（明治四〇・七・一八）「別段ノ規定アルモノヲ除クノ外」に改正

第十五條　削除（大正九・七・五）

第十六條　高等女學校ノ編制及設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七條　公立高等女學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ但シ特別ノ場合ニ於テハ之ヲ減免スルコトヲ得

（明治四〇・七・一八）「」內を「ノ額ハ」に改む

授業料入學料等「ニ關スル規則ハ」「ノ額ハ」公立學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

（明治四〇・七・一八）以下を追加

「第十七條ノ二　第二條ノ規定ハ實科高等女學校ニ之ヲ適用セス」

第十八條　本令ノ規定ニ依ラザル學校ハ高等女學校ト稱スルコトヲ得ス

第十九條　本令施行ノ爲ニ必要ナル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

附　則

第二十條　本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

地方長官ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令施行ノ日ヨリ四箇年以內第二條ノ設置ヲ延期スルコトヲ得

高等女學校令施行規則

改正部分拔摘（明治三十四年以降）

第一條　高等女學校ノ學科目ハ修身、國語、外國語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操トス但シ修業年限ヲ短縮シタル學校ニ於テハ外國語ヲ缺ク

外國語ハ英語又ハ佛語トス

外國語ハ之ヲ缺キ又ハ隨意科目ト爲スコトヲ得

音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

第一項ノ學科目ノ外隨意科目トシテ教育、手藝ノ一科目又ハ二科目ヲ加フルコトヲ得但シ修業年限ヲ短縮シタル學校ニ於テハ此ノ限ニアラス

（以下明治四一・五・一三改正部分）

第一條　第一項中「但シ修業年限ヲ短縮シタル學校ニ於テハ外國語ヲ缺ク」を削除

第一條　第四項を左の如く改正す

「圖畫、音樂ノ一科目又ハ二科目ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ缺クコトヲ得」

第一條　第五項を左の如く改正す

「第一項ノ學科目ノ外文部大臣ノ認可ヲ受ケ隨意科目トシテ土地ノ情況ニ依リ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得」

第一條　第五項の次に左の項を追加す

「生徒自體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル學科目ハ之ヲ其ノ生徒ニ課セサルコトヲ得」

（以下大正四・三・二〇改正部分）

第一條　第五項を左の如く改正す

「土地ノ情況ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一項ノ學科目ノ外必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得」

第一條　第五項と前第六項との間に左の項を加へ第六項となし前第六項を第七項となす

「前項ノ學科目ハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得」

（以下大正九・七・二一改正部分）

第一條　第五項を左の如く改正す

「土地ノ情況ニ依リ第一項ノ學科目ノ外教育、法制及經濟、手藝又ハ實業ヲ加ヘ其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得」

第一條　第六項に左の追加をなす

「隨意科目」の下に「又ハ選擇科目」を加ふ

第一條の次に左の項を追加す

第一條ノ二　「高等女學校ニ於テハ高等女學校令第一條ノ旨趣ニ依リ生徒ヲ教育シ殊ニ國民道德ノ養成、婦德ノ涵養ニ關聯セル事項ハ何レノ學科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

全學科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス」

（以下昭和七・二・一九改正部分）

第一條　第一項中「修身」の下に「公民科」を追加す

第一條　第五項中

「法制及經濟」を除削す

第二條　修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社會ニ於ケル女子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメンコトヲ期シ實踐躬行ヲ勸奬スルヲ以テ要旨トス

修身ハ初ハ嘉言善行等ニ徵シ又生徒日常ノ行狀ニ因ミテ道德ノ要領ヲ教示シ又作法ヲ授ケ進ミテハ稍々秩序ヲ整ヘテ自己家族、社會及國家ニ對スル責務ヲ知ラシムヘシ

（以下昭七、二、一九改正部分）

第二條ノ二　「公民科ハ國民ノ政治生活、經濟生活竝ニ社會生活ヲ完ウスルニ足ルヘキ知德ヲ涵養シ殊ニ遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ爲ニ奉仕シ協同シテ事ニ當ルノ氣風ヲ養ヒ以テ善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成スルヲ以テ要旨トス

公民科ハ憲政自治ノ本義ヲ明ニシ日常生活ニ適切ナル法制上、經濟上竝ニ社會上ノ事項ヲ授クヘシ」を追加

第七條　數學ハ數量ノ關係ヲ明ニシ計算ニ習熟セシメ兼テ生活上必要ナル事項ヲ知ラシメ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

數學ハ算術ヲ授クヘシ又學校ノ修業年限ニ應シ代數ノ初步及平面幾何ノ初步ヲ授クルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第七條第二項「數學ハ算術ヲ授クヘシ又必要ニ應シ代數ノ初步及幾何ノ初步ヲ授クルコトヲ得」以上改正

（以下大九、七、二一改正部分）

第七條第二項中「ノ初步」を削除す

第八條　理科ハ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ヲ與ヘ其ノ法則竝ニ其ノ相互及人生ニ對スル關係ヲ理會セシメ兼テ日常ノ生活ニ資スルヲ以テ要旨トス

理科ハ重要ナル植物、動物、鑛物ニ關スル一般ノ知識、人體ノ構造、生理及衛生ノ大要竝ニ重要ナル物理上及化學上ノ現

象及定律、器械ノ構造及作用、元素及化合物ニ關スル知識ヲ授クヘシ

（以下大九、七、二一改正部分）

第八條　第二項中「授クヘシ」を「授ケ又實習ヲ課スヘシ」に改正ス

第十條　家事ハ家事整理上必要ナル知識ヲ得シメ兼テ勤勉、節儉、秩序、周密、清潔ヲ尚フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス
家事ハ衣食住、看病、育兒、家計簿記其ノ他一家ノ整理、經濟等ニ關スル事項ヲ授クヘシ

（以下大九、七、二一改正部分）

第十條　第二項中「授クヘシ」を「授ケ又實習ヲ課スヘシ」に改正ス

第十三條　體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメテ之ヲ強健ナラシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ容儀ヲ整ヘ精神ヲ快活ニシ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
體操ハ普通體操及遊戲トシ普通體操ニ於テハ矯正術、徒手體操、啞鈴體操ヲ授ケ又便宜球竿體操及豆嚢體操ヲ授クヘシ

（以下大二、三、六改正部分）

第十三條　第二項を左の如く改正ス
「體操ハ體操、教練及遊戲ヲ授クヘシ」

（以下大一五、五、二七改正部分）

第十三條　第二項中「體操、教練及遊戲」を「體操、教練、遊戲及競技」に改正ス

第十四條　教育ハ教育ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家庭教育ニ資スルヲ以テ要旨トス
教育ハ教育ノ理論ノ大要ヲ授クヘシ

（以下明四一、五、一三改正部分）

第十四條　削除

（以下大九、七、二一改正部分）

第十四條　「教育ハ教育ニ關スル一般ノ知識ヲ得シメ特ニ家庭ニ於ケル子女教養ノ道ヲ會得セシムルヲ以テ要旨トス
教育ハ兒童心理ノ大要、自體養護及智德陶冶ノ概說、家庭教育ト學校教育及社會教育トノ關係ヲ授クヘシ」（以上改正追加）

第十五條　手藝ハ女子ニ適切ナル手藝ヲ習ハシメ指手ノ動作ヲ巧緻ナラシメ兼テ勤勉ヲ努ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
手藝ハ編物、組絲、嚢物、刺繍、造花等土地ノ情況ニ適切ナルモノヲ授クヘシ

（以下明四一、五、一三改正部分）

第十五條　削除

（以下大九、七、二一改正部分）

第十五條　「法制及經濟ハ法制及經濟ニ關スル事項ニ就キ國民ノ生活上必要ナル智識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス
法制及經濟ハ帝國憲法ノ大要竝ニ日常生活ニ適切ナル法制上及經濟上ノ事項ヲ授クヘシ」

第十五條ノ二　「手藝ハ手藝ニ關スル知識技能ヲ得シメ兼テ意匠ヲ練リ美感ヲ養ヒ節約利用ノ習慣ヲ造ルヲ以テ要旨トス
手藝ハ刺繍、造花、袋物、編物等ノ中ニ就キ適切ナル事項ヲ選擇シテ之ヲ授クヘシ」

第十五條ノ三　「實業ハ實業ニ關スル知識技能ヲ得シメ兼テ勤勞ヲ尚フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス
實業ハ農業、工業、商業ノ中ニ就キ當該地方ニ必要ニシテ且女子ニ適切ナル事項ヲ選擇シ又成ルヘク實習ヲ課スヘシ」

（以上改正追加）

（以下昭七、二、一九改正部分）

第十五條　削除

第十五條ノ二ヲ「第十五條」に「第十五條ノ三」を「第十五條ノ二」に改正ス

第十六條　各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
國語	六	六	五	五
外國語	三	三	二	三
歷史	三	三	三	三
地理	二	二	二	二
數學	二	二	二	二
理科	一	一	一	一
圖畫	二	二	二	二
家事	一	一	一	一
裁縫	四	四	四	四
音樂	二	二	二	二
體操	三	三	三	三
教育	一	一	一	一
手藝	一	一	一	一
計	二八	二八	二八	二八

教育ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ第四學年ニ於テ國語ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充テ、手藝ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ二學年以上裁縫ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充ツヘシ又外國語ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜他ノ學科目ニ配當スヘシ

修業年限ヲ延長シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	六	六	五	五	五
外國語	三	三	二	三	三
歷史	三	三	三	二	四
地理	二	二	二	二	二
數學	二	二	二	二	二
理科	一	一	一	一	一
圖畫	二	二	二	二	二
家事	一	一	一	一	一
裁縫	四	四	四	四	四
音樂	二	二	二	二	二
體操	三	三	三	三	三
教育	一	一	一	一	一
手藝	一	一	一	一	一
計	二八	二八	二八	二八	二八

教育ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ第五學年ニ於テ國語ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充テ、手藝ヲ加ヘタルトキハ其ノ毎週教授時數ハ二時トシ二學年以上裁縫ノ毎週教授時數ヲ減シテ之ニ充ツヘシ又外國語ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜他ノ學科目ニ配當スヘシ

修業年限ヲ短縮シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目 ＼ 學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	八	八	八	八	七
歷史	二	二	二	二	三
地理	三	三	三	三	三
數學	二	二	二	一	一
理科	二	三	三	二	二
圖畫	二	二	二	二	一
家事	三	三	三	三	三
裁縫	一	一	一	二	二
音樂	四	四	四	四	四
體操	三	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八	二八

土地ノ情況ニ依リ前三表中各學科目ノ毎週教授時數ヲ増減スルノ必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ毎週教授時數ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ス

（以下明四一、五、一三改正部分）

第十六條「各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目 ＼ 學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
國語	六	六	五	五
歷史	三	三	三	三
地理	三	三	二	二
數學	二	二	二	二
理科	二	二	二	二
圖畫	一	一	一	一
家事	四	四	四	四
裁縫	二	二	二	二
音樂	三	三	三	三
體操	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八

學科目 ＼ 學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	六	六	六	五	五
歷史	三	三	三	三	三
地理	三	三	三	二	二
數學	二	二	二	二	二
理科	二	三	三	二	二
圖畫	二	二	二	二	一
家事	三	三	三	三	三
裁縫	一	一	一	二	二
音樂	四	四	四	四	四
體操	三	三	三	三	三
計	二八	二八	二八	二八	二八

修業年限ヲ延長シタルトキハ各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ左表ニ依ルヘシ

學科目 ＼ 學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	二	二	二	二	二
國語	六	六	六	五	五
歷史	三	三	三	三	三
地理	三	三	三	二	二
數學	二	二	二	二	二

	理科	二	二	二	二	二	一
	圖畫	一	一	一	一	一	一
	家事						
	裁縫	一	一	一	一	一	一
	音樂	四	四	四	四	四	四
	體操	二	二	二	二	二	二
計		三	三	三	三	三	三
		二八	二八	二八	二八	二八	二八

外國語、圖畫、音樂ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜前二表中ノ學科目ニ配當スヘシ

裁縫ノ毎週教授時數ヲ六時以内增加スルコトヲ得、但シ加設科目中實習ニ屬セサルモノニ充ツル爲增加スル時數ハ二時ヲ超ユルコトヲ得ス

第一條第五項ニ依ル加設科目ニ充ツル爲各學年ノ毎週教授時數ヲ六時以内增加スルコトヲ得

前二項ノ外土地ノ情況ニ依リ前二表中各學科目ノ各學年ノ配當又ハ毎週教授時數ヲ變更スルノ必要アルトキハ其ノ事由ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ各學年毎週教授時數ノ增加時數ハ二時ヲ超ユルコトヲ得ス

前三項ノ規定ニ依リ毎週教授時數ヲ增加スルトキハ其ノ增加時數ハ合計六時ヲ超ユルコトヲ得ス」以上改正

（以下大四、三、二〇改正部分）

第十六條「第一項表中家事、裁縫、音樂及計ノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

	家事	裁縫	音樂	計
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二

	音樂	二	二	二	二	二	二
	計	二八	二八	二八	二八	二八	二八
		二	二	二	二	二	二
		一	一	一	一	一	一
		三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
		一	一	一	一	一	一
		三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

同條第二項表中家事、裁縫、音樂及計ノ各欄ヲ左ノ如ク改ム

	家事	裁縫	音樂	計
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二
	一	一	一	三
	四	四	四	一二

同條第七項ヲ左ノ如ク改ム

前三項ノ規定ニ依リ毎週教授時數ヲ增加スル場合ニ於テ各學年ノ毎週教授時數ノ總計ハ三十四時ヲ超ユルコトヲ得ス

學校長ハ季節ニ依リ各學科目ノ一學年間ニ於ケル教授時數ノ總計ヲ增減セサル範圍內ニ於テ毎週教授時數ヲ變更スルコトヲ得但シ各學年ノ毎週教授時數ノ總計ニ關シテハ前項ニ準ス」以上改正

（以下大九、七、二一改正部分）

第十六條「各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授時數ハ其ノ修業年限ニ依リ甲號表、乙號表、又ハ丙號表ニ依ルヘシ

甲號表

乙號表

學科目／年	外國語身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
圖	計	二八	二八	二八	二八
體音義家國理數地歷外國語身	三六二	三二四｜一二二三	三二四｜一二二三	三一四｜一三三二三六二	三｜四四｜三三二三五一
操樂籌車算科學理史語語身					

學科目／年	計	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
圖	體音義家國理數地歷外國語	三二四｜一二二三三六二	三二四｜一二二三三六二	三一四｜一三三二三六二	三｜四四｜三三二三五一	
	操樂籌車算科學理史語語身					

丙號表

學科目／年	計	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
圖	體音義家國理數地區	三二四｜一二二三	三二四｜一二二三	三一四｜一三三二	三｜四四｜三三二
	操樂籌車算科學理史				

學科目／年	國理數地區外國語	第一學年	第二學年	第三學年
圖	算科學理史語語身	一三二二三五二	一三二二三五二	一三二二三五一

家事	一	二	四
裁縫	四	四	四
音樂	二	一	一
體操	三	三	三
計	二八	二八	二八

外國語、圖畫又ハ音樂ヲ缺キタル學校ニ於テハ其ノ毎週教授時數ハ便宜前各表中ノ學科目若ハ第一條第五項ニ依ル加設科目ニ配當スルコトヲ得

特別ノ事情アル場合ニ於テハ前各表中各學科目ノ毎週教授時數ヲ增加シ又文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ減少スルコトヲ得

第一條第五項ニ依ル加設科目ニ充ツル爲各學年ノ毎週教授時數ヲ增加スルコトヲ得

學校長ハ季節ニ依リ各學科目ノ一學年間ニ於ケル教授時數ノ總計ヲ增減セサル範圍內ニ於テ毎週教授時數ヲ變更スルコトヲ得

各學年ノ毎週教授時數ノ總計ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ス

家事又ハ學業ノ實習及音樂ノ樂器使用法ハ前項ノ總教授時數外ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得

第十六條ノ二　特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ生徒ノ全部又ハ一部ニ對シ各學年ノ學科目及其ノ程度ニ付前條各表ニ依ラサルコトヲ得

但シ甲號表及乙號表ニ依ル學校ノ第二學年以下ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス」以上改正

（以下昭七、二、一九改正部分）

第十六條　甲號表中修身の項の次に

「

公民科				一	一

」の項を加へ計の項を「

計	二八	二八	二八	二九	二九

」に改む

第十六條乙號表中修身の項の次に

「

公民科			一	一

」を加へ計の項を「

計	二八	二八	二九	二九

」に改む

第十六條丙號表中修身の項の次に

「

公民科		一	一

」の項を加へ計の項を「

計	二八	二九	二九

」に改む

第十七條　補習科ノ學科目ハ第一條ノ學科目ニ就キ之ヲ定ムヘシ補習科ノ各學科目ハ隨意科目ト爲スコトヲ得

（以下明四一、一一、六改正部分）

第十七條第一項を左の如く改む

「補習科ノ學科目ハ當該學校ノ學科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル他ノ學科目ヲ加フルコトヲ得」

（以下大九、七、二一改正部分）

第十七條「實科ノ學科目ハ修業年限四箇年ノモノ及三箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、歷史、地理、數學、理科及家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業、體操トシ修業年限二箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業體操トス

圖畫、唱歌、實業ノ一科目又ハ數科目ハ之ヲ缺クコトヲ得

土地ノ情況ニ依リ第一項ノ學科目ノ外教育、法制及經濟又ハ手藝ヲ加ヘ其ノ他文部大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得

實業及前項ニ依ル加設科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得」以上改正

（以下昭七、二、一九改正部分）

第十七條　第一項中「修身」の下に「公民科」を加へ第三項中「法制及經濟」を削除す

第十八條　技藝專修科ノ修業年限ハ二箇年乃至四箇年トス

（以下明四三、一〇、二七改正部分）

第十八條　「實科ノ學科目ハ修業年限四箇年ノモノ及三箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、歷史、數學、理科及家事、裁縫、圖畫、唱歌、實業、體操トシ修業年限二箇年ノモノニ在リテハ修身、國語、數學、家事、裁縫、實業、體操トス唱歌及實業ハ之ヲ缺キ又實業ハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

實科ノ每週教授時數ハ其ノ修業年限ニ依リ甲號表、乙號表又ハ丙號表ニ依ルヘシ但シ高等女學校令第十一條ノ三但書ニ依リ修業年限ヲ三箇年ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ學科目及每週教授時數ハ丙號表ニ準シ適宜之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

甲號表

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	一	一
國語	六	六	六	六
歷史	二	二	二	二
數學	二	二	二	二
理科及家事	二	二	三	三
裁縫	四	四	八	八
圖畫	一	一	一	一

乙號表

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二	二	一
國語	六	六	六
歷史	二	二	二
數學	二	二	二
理科及家事	二	二	三
裁縫	四	四	八
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
實業	二	二	三
體操	三	三	三
計	三四	三四	三六

丙號表

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二	二	一
國語	六	六	六
歷史	二	二	二
數學	二	二	二
理科及家事	二	二	三
裁縫	四	四	八
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
實業	二	二	三
體操	三	三	三
計	三四	三四	三六

土地ノ情況ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケ毎週教授時數ヲ變更シ又ハ必要ナル學科目ヲ加フルコトヲ得」以上改正

（以下大四、三、二〇改正部分）

第十八條　第一項中「歷史」の次に「地理」を加へ「家事裁縫」の次に「圖畫、唱歌」を追加す

第十八條　第二項中「唱歌及實業ハ之ヲ缺キ」を「圖畫、唱歌、實業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ缺キ」に改む

第十八條　第三項中甲號表、乙號表、及丙號表を左の如く改正す

甲號表

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
國語	六	六	五	五
歷史				
地理	三	三		
數學	二	二	二	二
理科及家事				
裁縫	一二	一二	一四	一四
圖畫	二	二	三	三
唱歌	一	一	一	一
實業	一	一	一	一
體操	三	三	四	四
計	三二	三二	三四	三四

丙號表

學科目＼學年	第一學年	第二學年
修身	二	二
國語	五	五
數學	二	二
家事		
裁縫	一四	一四
圖畫	三	三
唱歌	一	一

實業	三	三
體操	三	三
計	三四	三四

同條第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

季節ニ依ル毎週教授時數ノ變更ニ關シテハ第十六條第八項ノ規定ヲ準用ス

但シ各學年ノ毎週教授時數ノ總計ハ修業年限四箇年ノモノニ在リテハ第一學年及第二學年ハ三十四時第三學年及第四學年ハ三十六時ヲ超ユルコトヲ得ス

修業年限三箇年又ハ二箇年ノモノニ在リテモ亦修業年限四箇年ノ相當學年ニ準ス（以上改正）

（以下大九、七、二一改正部分）

第十八條　「第一條ノ二ノ規定ハ實科ニ關シ之ヲ準用ス

實科ノ學科目ハ第二條、第三條、第五條乃至第十五條ノ三ノ規定ニ準據シテ教授スヘシ」以上改正

（以下昭七、二、一九改正部分）

第十八條　第三項中「第二條」の下に「第二條ノ二」を加へ「第十五條ノ三」を「第十五條ノ二」に改正す

第十九條　技藝專修科ノ學科目ハ技藝ニ關スル學科目ノ外修身、國語、數學、理科、圖畫、家事、裁縫、音樂、體操トス

數學、理科、圖畫ハ之ヲ缺キ又ハ隨意科目ト爲スコトヲ得

音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

技藝ニ關スル學科目ノ種類及各學科目ノ程度ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

（以下明四一、五、一三改正部分）

第十九條　「技藝專修科ノ學科目及其ノ程度ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

技藝專修科ノ學科目中ニハ修身、國語及體操ヲ加フヘシ」以上改正

（以下明四三、一〇、二七改正部分）

第十九條　「實科ノ學科目ハ第二條、第三條、第五條、第七條乃至第十三條ノ規定ニ準據シテ教授スヘシ

實業ハ實業ニ關シ生活上必要ナル知識技能ヲ得シメ兼テ勤勞ヲ尙フノ念ヲ養フヲ以テ要旨トス

實業ハ農業、工業、商業ノ中ニ就キ當該地方ニシテ且女子ニ適切ナル事項ヲ選擇シ又成ルヘク實習ヲ課スヘシ

刺繡、造花、編物等女子ニ適切ナル手藝ハ便宜之ヲ裁縫若ハ實業ノ中ニ加設シ教授スルコトヲ得」以上改正

（以下大四、三、二〇改正部分）

第十九條　第一項中「第五條、第七條乃至第十三條」を「第五條乃至第十三條」に改正す

（以下大九、七、二一改正部分）

第十九條　「實科ノ毎週教授時數ハ其ノ修業年限ニ依リ甲號表、乙號表又ハ丙號表ニ依ルヘシ但シ高等女學校令第十一條ノ三但書ニ依リ修業年限ヲ三箇年ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ學科目及毎週教授時數ハ丙號表ニ準シ適宜之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

甲號表

學科目＼學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	一	—
國語	六	六	五	—
歷史	二	二	二	—
地理				

乙號表

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二	二	二
國語	六	六	六
歷史	二	二	二
地理	二	二	二
數學	三	三	三
理科及家事	八	八	八
裁縫	一	一	一
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
實業	三	三	四
計	二八	二八	二八

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	二	二	二
國語	三	三	三
歷史	一	一	一
地理	一	一	一
數學	三	三	三
理科及家事	八	八	八
裁縫	二	二	二
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
實業	三	三	四
體操	三	三	三
計	二八	二八	二八

丙號表

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語	四	四	四
數學	二	二	二
家事	四	四	四
裁縫	一	一	一
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
實業	三	三	四
體操	三	三	三
計	二八	二八	二八

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一	一	一
國語	四	四	四
數學	二	二	二
家事	四	四	四
裁縫	一	一	一
圖畫	一	一	一
唱歌	一	一	一
實業	三	三	四
體操	三	三	三
計	二八	二八	二八

第十六條　第二項乃至第七項ノ規定ハ實科ニ關シ之ヲ準用ス」以上改正

（以下昭七、二、一五改正部分）

第十九條　丙號表中「修身」の項の次に

「公民科 一 一」の項を加へ計の項を「計 二九 二九」に改正す

（以下昭七、二、一九改正部分）

第十九條　甲號表中「修身」の項の次に

「公民科 一 一」を加へ計の項を「計 二八 二八 二九 二九」に改正す

第十九條　乙號表中「修身」の項の次に

「公民科 一 一」の項を加へ計の項を「計 二八 二九 二九」に改正す

第二十條　專攷科ノ修業年限ハ二箇年又ハ三箇年トス

（以下大九、七、二一改正部分）

第二十條　「高等科及專攷科ノ學科目竝ニ其ノ程度ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ」以上改正

第二十一條　專攷科ノ學科目及其ノ程度ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

（以下大九、七、二一改正部分）

第二十一條　「補習科ノ修業年限ハ二箇年以内トス

補習科ノ學科目ハ第一條又ハ第十七條ノ學科目中ニ就キ之ヲ定ムヘシ

補習科ノ各學科目ハ之ヲ隨意科目又ハ選擇科目ト爲スコトヲ得」以上改正

第二十二條　補習科、技藝專修科及專攷科ノ毎週教授時數ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ス

（明四一、五、一三改正部分）

第二十二條　「ヲ超ユルコトヲ得ス」を「以内トス但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ三十四時マテ之ヲ增スコトヲ得」に改正す

（以下明四三、一〇、二七改正部分）

第二十二條　「補習科及專攷科ノ毎週教授時數ハ三十四時以内トス但シ實科ノ補習科ニ在リテハ三十六時マテ之ヲ增スコトヲ得」以上改正

（以下大九、七、二一改正部分）

第二十二條　「高等科、專攷科及補習科ノ毎週教授時數ノ總計ハ三十時ヲ超ユルコトヲ得ス」以上改正

第二十三條　高等女學校ノ學年、教授日數及式日ニ關シテハ中學校令施行規則第十六條乃至第十九條ノ規定ヲ準用ス

中學校令施行規則參照（明治三十四年三號）

第十六條　學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ハ分テ三學期トシ第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日マテトシ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日マテトシ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三十一日マテトス

前二項ノ規定ハ補習科ニ關シテハ之ヲ適用セス

第十七條　教授日數ハ毎學年二百日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス

第十八條　傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ事由アルトキハ地方長官ハ道廳府縣立以外ノ中學校ノ休業ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ遲滯ナク文部大臣ニ屆出ツヘシ

第十九條　紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ

（以下明四一、五、一三改正部分）

第二十三條　「學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

前項ノ規定ハ補習科ニ關シテハ之ヲ適用セス」以上改正

（以下明四三、一〇、二七改正部分）

第二十三條　第一項の次に左の一項を加へ第二項中「前項」を「前二項」に改正

「前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得」以上改正

第二十四條　高等女學校ノ生徒數、學級ノ編制及教員ノ數ニ關シテハ中學校令施行規則第二十條第一項、第二十一條及第二十四條ノ規定ヲ準用ス

（中學校令施行規則參照（三四年三號）

第二十條　第一項　中學校ノ生徒數ハ四百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ六百人マテ之ヲ增スコトヲ得

第二十一條　學級ハ同學年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編制スヘシ

一學級ノ生徒數ハ五十人以下トス

第二十四條　教員ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級毎ニ二人以上トシ五學級以上一學級ヲ加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ增スヘシ但シ一學級毎ニ一人ハ他ノ職ヨリ兼ネサルコトヲ要ス

（以下明四一、五、一三改正部分）

第二十四條　「教授日數ハ每學年二百日以上トス但シ次條ノ場合及特別ノ事情ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

試驗及修學旅行ニ充ツル日數ハ前項ノ日數ニ算入セス」以上改正

（以下昭二、一一、二二改正部分）

第二十四條　第二項中「試驗及」を削除す

第二十五條　修身、音樂、體操及手藝ハ學年又ハ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

隨意科目ハ學級ノ異ナル生徒ヲ合シ五十人ヲ超エサル場合ニ限リ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第二十五條　「傳染病豫防ノ爲必要ナルトキ其ノ他非常變災アルトキハ臨時休業ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ事由アルトキハ地方長官ハ道府縣立以外ノ高等女學校ノ休業ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ事由ヲ具シ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツヘシ」以上改正

（以下大、二、三、六改正部分）

第二十五條　第三項削除

第二十六條　高等女學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

道廳府縣立高等女學校ニ於テハ前項ノ外寄宿舍ヲ備フヘシ但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ備ヘサルコトヲ得

（以下明、三七、二、二二改正部分）

第二十六條　「校地、校舍、寄宿舍、體操場、校具及住宅ニ關シテハ中學校令施行規則第二十五條、第二十六條、第三十三條、第三十五條及第三十六條ノ規定ヲ準用ス」以上改正

（明治三十四年三號改正明、三七、二、二二）

第二十五條　中學校又ハ其ノ分校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備ヘ必要ノ場合ニハ寄宿舍ヲ設クヘシ

第二十六條　校地、校舍及體操場ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衞生上害ナキ所タルヘシ

校舍ハ教授上、管理上竝ニ衞生上適當ニシテ實朴堅牢ナランコトヲ要ス

第三十三條　校具ハ圖書、器械、器具、標本、模型及表簿等トス（明三四、三號）

第三十五條　土地ノ情況ニ依リ學校長、舍監及教員ノ住宅ヲ設クヘシ（明三四、三號）

第三十六條　校舍、寄宿舍ノ建設又ハ變更ハ道廳府縣立中學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘク其他ノ中學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可ヲ爲シタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ（明治三六、四號）

（以下明四一、五、一三改正部分）

第二十六條　「紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及生徒學校ニ參集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ」以上改正

（以下大正二、七、二五改正部分）

第二十六條　中「天長節」を「天長節祝日」に改正す

（以下昭二、一一、二改正部分）

第二十六條　「天長節祝日及一月一日」を「天長節明治節及一月一日」に改正す

第二十七條　校地、校舍、教室、寄宿舍、校具及住宅ニ關シテハ中學校令施行規則第二十六條、第二十七條、第二十九條乃至第三十一條、第三十三條、第三十五條乃至第三十七條ノ規定ヲ準用ス

中學校令施行規則參照（明治三十四年三號）

第二十七條　校舍ハ教授上、管理上竝ニ衞生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス

第二十九條　教室ノ大ハ一學級ノ生徒ヲ容ルルニ足ルヲ度トシ生徒一人ニ付容積百二十立方尺ノ割合ヨリ小ナルヘカラス

第三十條　寄宿舍ニハ自修室、寢室、舍監室、食堂、應接所、浴室、盥嗽所、病室等ヲ備フヘシ

自修室、寢室ハ便宜兼用スルコトヲ得

第三十一條　自修室ノ大ハ生徒一人ニ付容積三百二十四立方尺、寢室ノ大ハ生徒一人ニ付容積四百八十六立方尺、自修室、寢室ヲ兼用スルトキハ生徒一人ニ付容積五百六十七立方尺ノ割合ヨリ小ナルヘカラス

第三十六條　校舍、寄宿舍ヲ設ケ又ハ變更セントスルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ假校舍ヲ使用スルコトヲ得

一、新ニ中學校又ハ其ノ分校ヲ設置スルトキ

二、非常變災アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テ假校舍ヲ使用セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ、第二號ノ場合ニ於テ假校舍ヲ使用シタルトキハ遲

滯ナク文部大臣ニ屆出ツヘシ

前項ノ規定ニ依リ認可ヲ申請シ又ハ屆出ツルトキハ其ノ事由及使用期間ヲ具シ且前條及次條第四項ノ圖面、分析表ヲ添附スヘシ

（以下明三七、二、二二改正部分）

第二十七條　削除

（以下明四一、五、一三改正部分）

第二十七條　「高等女學校ノ生徒數ハ四百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ六百人マテ之ヲ增スコトヲ得

補習科及專攻科ノ生徒數ハ前項ノ生徒數ニ算入セス」以上改正追加

（以下大正二、三、六改正部分）

第二十七條　第一項中「四百人以下」を「六百人以下」に「六百人マテ」を「八百人マテ」に改正す

（以下大正九、七、二一改正部分）

第二十七條　「高等女學校ノ生徒數ハ八百人以內トス但シ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ增スコトヲ得

高等科ノ生徒數ハ四百八十人以內トス

高等科、專攻科及補習科ノ生徒數ハ第一項ノ生徒數ニ算入セス」以上改正

第二十八條　校舍ニハ左ノ諸室ヲ備フヘシ

一、通常教室

二、理科、圖畫、裁縫、音樂ノ各特別教室

三、講堂

四、圖書室、器械室、標本室

五、職員室、生徒控所、其ノ他必要ナル諸室講堂、教室ハ便宜兼用スルコトヲ得

圖書室、器械室、標本室、職員室ハ便宜兼用スルコトヲ得
（以下明治三七、二、二二改正部分）
第二十八條　削除
（以下明四一、五、一三改正部分）
第二十八條「學級ハ同學年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編制スヘシ
一學級ノ生徒數ハ五十人以下トス」以上改正追加
（以下明治、四三、一〇、二七改正部分）
第二十八條　第一項に左の但書を追加す
「但シ實科ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス」
（以下大正九、七、二一改正部分）
第二十八條「學級ハ同科同學年ノ生徒ヲ以テ之ヲ編成スヘシ但シ實科ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
一學級ノ生徒數ハ五十人以内トス但シ高等科及專攻科ニ在リテハ四十人以内トス」以上改正
第二十九條　體操場ハ分テ屋外體操場及屋内體操場トス
屋外體操場ハ方形若ハ之ニ類スル形狀ニシテ相當ノ面積ヲ備フヘシ
屋内體操場ハ生徒控所ニ兼用スルコトヲ得
（以下明治三七、二、二二改正部分）
第二十九條　削除
（以下明治四一、五、一三改正部分）
第二十九條「修身、裁縫、音樂、體操及隨意科目ハ教授上支障ナキ場合ニ限リ學科、學年又ハ學級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同

時ニ之ヲ教授スルコトヲ得」以上改正追加
（以下大正四、三、二〇改正部分）
第二十九條中「裁縫」を削除す
（以下大正九、七、二一改正部分）
第二十九條「修身、音樂、體操及隨意科目」を「音樂、體操、隨意科目及選擇科目」に改正す
第三十條　高等女學校ノ設置及廢止ニ關シテハ中學校令施行規則第三十八條乃至第四十條ノ規定ヲ準用ス
前項ノ外設置ニ關スル申請ニハ修業年限ヲ具スヘシ
中學校令施行規則參照（明治三十四年三號）
第三十八條　中學校又ハ其ノ分校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
一、名稱
二、生徒定員
三、開校年月
四、經費及維持ノ方法
前項ノ事項ノ外公立學校ニ就キテハ地方長官ニ於テ位置ノ認可ヲ申請シ私立學校ニ就キテハ設立者ニ於テ位置ヲ具シ申請スヘシ
第一項第一號乃至第三號及位置ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
前二項ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、地質、屋外體操場ノ區域、面積竝ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添附スヘシ
第三十九條　中學校又ハ其ノ分校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
第四十條　公立中學校ノ費用負擔者ヲ變更シ、私立中學校ヲ公立中學校ニ變更シ、若ハ分校ヲ獨立ノ中學校ト爲サントスルトキハ第三十八條第一項ノ事項ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

（以下明治四一、五、一三改正部分）

第三十條　「教員ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級毎ニ二人以上トシ五學級以上一學級ヲ加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ增スヘシ但シ一學級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネス又ハ他ノ職ヨリ兼ネサルコトヲ要ス」以上改正

（以下明治四三、一〇、二七改正部分）

第三十條に左の一項を追加す

「實科ニ在リテハ特別ノ事情アル場合ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得」

（以下大正四、三、二〇改正部分）

第三十條　第二項削除

（以下大正九、七、二一改正部分）

第三十條　「教員ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級毎ニ二人以上トシ五學級以上一學級ヲ加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ增スヘシ

前項ノ場合ニ於テ一學級毎ニ二人以上ノ割合ヲ以テ之ヲ增スヘシ

但シ高等科ニ在リテハ一學級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネス又ハ他ノ職ヨリ兼ネサルコトヲ要ス

第三十條ノニ　高等科ノ教員ハ全數ノ二分ノ一以上ハ文部大臣ノ授與シタル高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要ス」以上改正

（以下大正一三、一〇、三〇改正部分）

第三十條に左の一項を追加す

「特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ內第一項ノ規定ニ依ル員數ヲ減スルコトヲ得」

第三十一條　高等女學校生徒ノ入學、在學、退學及懲戒ニ關シテハ中學校令施行規則第四十一條乃至第五十條第一項、第五十一條乃至第五十三條ノ規定ヲ準用ス

中學校令施行規則參照　（明治三十四年三號）

第四十一條　生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以內トス但シ缺員アルトキハ第二學期及第三學期ノ始ヨリ十日以內ニ臨時入學セシムルコトヲ得

第四十二條　第一學年入學志願者中高等小學校第二學年ノ課程ヲ卒ラサル者ニ就キテハ試驗ニ依リテ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

第一學年入學志願者中高等小學校第二學年ノ課程ヲ卒リタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チテ入學ヲ許スコトヲ得

高等小學校第二學年ノ課程ヲ卒リタル者ノ數入學ヲ許スヘキ人員超過スルトキハ試驗ニ依リテ入學者ヲ選拔スヘシ

第四十三條　前條第一項ノ試驗ハ國語、算術、日本歷史、地理ニ就キ同條第三項ノ試驗ハ國語、算術ニ就キ高等小學校第二學年ノ程度ニ依リテ之ヲ行フヘシ

第四十四條　第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ相當年齡ニ達シ前各學年ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科目ニ就キ試驗ニ依リテ檢定スヘシ

第四十五條　中學校生徒ニシテ退學シタル者一箇年以內ニ其ノ中學校ニ再入學ヲ志願シタルトキハ試驗ニ依ラスシテ原學年以下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトヲ得

第四十八條　學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス

第四十九條　學校長ハ中學校ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

第五十條　第一項　補習科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業シタル者タルヘシ

第五十一條　學校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二、學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三、引續キ一箇年以上缺席シタル者
四、正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

第五十二條　生徒退學セントスルトキハ學校長ノ許可ヲ受クヘシ

第五十三條　學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十一條　「高等女學校ニ於テハ校地、校舍、體操場及校具ヲ備フヘシ

道府縣立高等女學校及之ニ代用スヘキ公立高等女學校ニ於テハ前項ノ外成ルヘク寄宿舍ヲ備フヘシ」以上改正

（以下大正九、七、二一改正部分）

第三十一條中「及之ニ代用スヘキ公立高等女學校」を削除す

第三十二條　他ノ高等女學校ヨリ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限リ其ノ生徒ノ在學證書及成績表ヲ移轉先學校ニ送付スヘシ

第二項移轉先學校ニ於テハ缺員アル場合ニ限リ前項生徒ノ轉學ヲ許可スルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十二條　「校地ハ學校ノ規模ニ適應セル面積ヲ有シ教育上竝ニ衞生上害ナキ所タルヘシ」以上改正

第三十三條　各學年ノ課程ノ修了又ハ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ但シ修身、歷史、地理、理科、家事及教育ニ就キテハ試驗ヲ行フコトヲ得

中學校令施行規則第四十六條第一項及第二項ノ規程ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十六條　第一項　他ノ中學校ニ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限リ其ノ生徒ノ在學證書及成績表ヲ移轉先學校ニ送付スヘシ

第二項移轉先學校ニ於テハ缺員アル場合ニ限リ前項生徒ノ轉學ヲ許可スルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十四條　「校具ハ圖書、器械、器具、標本、模型及表簿等トス」以上改正

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十四條　「校具ハ圖書、器械、器具、標本、模型及表簿等トス」以上改正

第三十五條　中學校令施行規則第五十四條乃至第五十六條ノ規定ハ高等女學校ニ關シ之ヲ準用ス

中學校令施行規則參照（明治三四年三號）

第五十四條　中學校ノ學則ヲ定メタルトキハ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツヘシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一、休業日ニ關スル事項

二、學科課程、教授時數ニ關スル事項

三、試驗ニ關スル事項

四、生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項

五、授業料、入學料等ニ關スル事項

六、寄宿舍ニ關スル事項

第五十五條　道廳府縣立以外ノ中學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

前項ノ文書中、學校ノ設置及廢止ニ關スル申請ニ就キテハ地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ

第五十六條　本令中、學校長トアルハ私立學校ニ在リテハ其ノ學校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヲ包含ス

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十五條「高等女學校ニ於テ備フヘキ表簿ノ種類左ノ如シ
一、高等女學校ニ關係アル法令
二、學則、日課表、教科用圖書配當表及學校醫視察簿
三、職員ノ名簿、履歴書、出勤簿竝ニ擔任學科目及時間表
四、生徒ノ學籍簿、出勤簿及自體檢査ニ關スル表
五、試驗ノ問題、答案及成績表
六、資産原簿、出納簿、經費ノ豫算決算ニ關スル帳簿及圖書器械器具標本模型ノ目錄
七、往復書類
前項ノ表簿中生徒學籍簿ハ十箇年以上之ヲ保存シ其ノ他ノ表簿ハ五箇年以上之ヲ保存スヘシ」以上改正

（以下昭和二、一一、二二改正部分）

第三十五條第一項第五號を左の如く改む

五、「入學考査、學業成績考査ニ關スル書類」

第三十六條　本令ハ明治三十四年四月一日ヨリ施行ス

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十六條「土地ノ情況ニ依リ學校長、舍監及教員ノ住宅ヲ設クヘシ」以上改正

第三十七條　本令施行ノ際現ニ高等女學校ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科、學科目及其ノ程度ニ關シテハ其ノ生徒ノ卒業スルニ至ルマテ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十七條「校舍、寄宿舍ノ建設又ハ變更ハ道府縣立高等女學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘク其ノ他ノ高等

女學校ニ在リテハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
前項ニ依リ地方長官ニ於テ認可シタルトキハ圖面ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ」以上改正

（以下大正二、三、六改正部分）

第三十七條　第一項中「校舍」を「位置ノ變更ニアラサル校地ノ變更、校舍」に改正す

第三十八條　明治三十二年文部省令第五號第十四條ノ規定ニ依リ高等女學校ノ生徒數ニ關シ文部大臣ニ於テ爲シタル指揮ハ本令ノ規定ニ依リ其ノ效力ヲ失フコトナシ

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十八條「高等女學校ノ設置ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ
一、名稱
二、各學科ノ修業年限
三、各學科ノ生徒定員
四、開校年月
五、經費及維持ノ方法
前項ノ事項ノ外公立學校ニ就キテハ地方長官ニ於テ位置ノ認可ヲ申請シ私立學校ニ就キテハ設立者ニ於テ位置ヲ具シ申請スヘシ
第一項第一號乃至第四號及位置ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ第三號ノ變更ニシテ總定員ニ增減ヲ生セサル場合ニ於テハ文部大臣ニ届出ツヘシ
前二項ノ位置ニ關スル申請ニハ校地ノ面積、地質、屋外體操場ノ區域、面積竝ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ」以上改正

第三十九條　本令施行前ニ設置シタル高等女學校ニ於テ校舍及寄宿舍ノ設備ニ關シ本令ノ規定ニ依リ難キ事情アルトキハ明治三十五年三月三十一日マテハ之ニ依ラサルコトヲ得

（以下明四一、五、一三改正部分）

第三十九條「高等女學校ノ廢止ニ就キ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及生徒ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ」

（以上改正）

第四十條　明治三十二年文部省令第五號及同第七號ハ之ヲ廢止ス

（以下明四一、五、一三改正部分）

第四十條「公立高等女學校ノ費用　負擔者ヲ變更シ私立　高等女學校ヲ公立高等女學校ニ公立高等女學校ヲ私立高等女學校ニ變更セントスルトキハ第三十八條第一項第一號乃至第三號第五號及變更ノ年月日ヲ具シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」以上改正

（以下明四三、一〇、二七改正部分）

第四十條ノ二「實科高等女學校ハ高等小學校ニ併設スルコトヲ得

前項ノ場合ニ限リ實科高等女學校ノ修業年限ヲ二箇年ト爲スコトヲ得」以上追加

（以下大正二、三、六改正部分）

第四十條中「公立高等女學校ノ費用負擔者」を「公立高等女學校ノ費用負擔者又ハ私立高等女學校ノ設立者」に改正す

以下第四十一條乃至第五十八條は明治四十一年より追加

第四十一條　第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程ヲ卒ラサル者ニ就キテハ試驗ニ依リテ其ノ學力ヲ檢定スヘシ

第一學年入學志願者中尋常小學校ノ課程ヲ卒リタル者ハ其ノ他ノ志願者ニ先チテ入學ヲ許スコトヲ得

（以下大正九、七、二一改正部分）

第四十一條「年齡十二年以上ニシテ國語、算術、日本歷史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ高等女學校ニ於テ行フ試驗ニ合格シタル者ハ第一學年ノ入學ニ關シ尋常小學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム」以上改正

（以下昭和二、一一、二二改正部分）

第四十一條中「日本歷史」を「國史」に「試驗」を「檢定」に改正す

（以下明治四三、一〇、二七改正部分）

第四十二條　前條第一項ノ試驗ハ國語、算術、日本歷史、地理、理科ニ就キ尋常小學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

第四十二條ノ二「高等小學第一學年修了以上ノ程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トス高等女學校實科若ハ實科高等女學校ノ入學ニ關シテハ前二條ノ規定ヲ準用ス

但シ第四十二條ノ試驗學科目ニ關シテハ裁縫ヲ加フ」以上改正

（以下大正九、七、二一改正部分）

第四十二條「高等小學校第一學年修了以上ノ程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル高等女學校ノ入學ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ實科ニ在リテハ前條ノ試驗學科目ノ外裁縫ヲ加フ

第四十二條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ修業年限三箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一、修業年限五箇年ノ高等女學校第四學年ヲ修了シタル者及修業年限三箇年ノ高等女學校第二學年ヲ修了シタル者

二、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

三、文部大臣ニ於テ一般ノ專門學校ノ入學ニ關シ修業年限四箇年ノ高等女學校ノ卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第四十二條ノ三　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ修業年限二箇年ノ高等科ノ入學ニ關シ修業年限五箇年又ハ三箇年ノ高等女學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

一、修業年限三箇年ノ高等科第一學年ヲ修了シタル者

二、高等女學校高等科入學資格試驗ニ合格シタル者

三、文部大臣ニ於テ指定シタル者

前項ノ資格試驗ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十二條ノ四　專攻科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者タルヘシ」以上改正

（以下昭二、一一、二二改正部分）

第四十二條中「試驗」を削除す

第四十三條　第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ相當年齡ニ達シ相當ノ學力ヲ有スル者タルヘシ

前項ノ學力ハ試驗ニ依リ之ヲ檢定スヘシ

（以下昭二、一一、二二改正部分）

第四十三條　第二項を左の如く改正す

「前項入學者ノ學力ハ當該學年ノ程度ニ於テ之ヲ檢定スヘシ」

第四十四條　高等女學校生徒ニシテ退學シタル者一箇年以內ニ其ノ高等女學校若ハ他ノ高等女學校ニ入學ヲ志願シタルトキハ試驗ニ依ラスシテ原學年以下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトヲ得

（以下昭二、一一、二二改正部分）

第四十四條中「試驗ニ依ラスシテ」を削除す

第四十五條　他ノ高等女學校ニ轉學ヲ志望スル生徒アルトキハ學校長ハ正當ノ事由アリト認メタル場合ニ限リ其ノ生徒ノ在

學證明書及成績表ヲ移轉先學校ニ送付スヘシ

移轉先學校ニ於テハ缺員アル場合ニ限リ前項生徒ノ轉學ヲ許可スルコトヲ得

轉學スル生徒ハ試驗ヲ行ハスシテ同一學年ニ編入スルコトヲ得

（以下明四一、二、六改正部分）

第四十五條　第一項中「在學證明書」の下「及」を削除し「成績表」の下に「及其ノ學校ノ學科課程表」を追加す

（以下大四、三、二〇改正部分）

第四十五條　第三項に左の但書を追加す

「但シ學科課程ニ差異アルトキハ其ノ學科目ニ就キ試驗ヲ行フヘシ」

（以下昭二、一一、二二改正部分）

第四十五條中　第三項を削除す

第四十六條　各學年ノ課程ノ修了又ハ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業ヲ考査シテ之ヲ定メ又ハ平素ノ學業及試驗ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ

（以下昭二、一一、二二改正部分）

第四十六條　「各學年ノ課程ノ修了又ハ全學科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ學業成績ヲ考査シテ之ヲ定ムヘシ」以上改正

（以下大四、三、二〇改正部分）

第四十七條　補習科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者タルヘシ

第四十七條　に左の但書を追加す

「但シ補習科ノ學科目ニ就キ既修ノ課程ニ差異アルトキハ試驗ヲ行フコトヲ得」

第四十八條　技藝專修科ノ入學資格ハ年齢滿十二年以上學力尋常小學校卒業ノ程度以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ
入學ニ關シテハ第四十一條乃至第四十三條ノ規定ニ依ルヘシ
（以下明四三、一〇、二七改正部分）
第四十八條　「實科ノ學科目中一科目又ハ數科目ヲ學習セムトスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得」以上改正
第四十九條　學校長ハ一學年ノ課程ヲ修了セサル生徒ノ學年ヲ進ムルコトヲ得ス」
第五十條　學校長ハ修業年限ノ終リニ於テ高等女學校ノ學科ヲ卒業セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ
學校長ハ補習科又ハ專攻科ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書ヲ授與スルコトヲ得
（以下大九、七、二一改正部分）
第五十條　第二項を削除す
第五十一條　學校長ハ左ノ各項ニ該當スル者ニハ退學ヲ命スヘシ
一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者
二、成業ノ見込ナシト認メタル者
三、出席常ナラサル者
第五十二條　學校長ハ教育上必要ト認メタルトキハ生徒ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得
第五十三條　高等女學校ノ學則ヲ定メタルトキハ遲滯ナク文部大臣ニ届出ツヘシ
其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
學則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ

一、休業日ニ關スル事項
二、學科課程、教授時數ニ關スル事項
三、課程ノ修了及卒業ノ認定ニ關スル事項
四、生徒ノ入學、退學、懲戒ニ關スル事項
五、授業料、入學料等ニ關スル事項
六、寄宿舍ニ關スル事項
（以下明四三、一〇、二七改正部分）
第五十三條　第二項第一號を左の如く改正す
一、「學年及休業日ニ關スル事項」
第五十四條　道府縣立以外ノ高等女學校ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ
前項ノ文書中、學校ノ設置及廢止ニ關スル申請ニ就キテハ地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ
第五十五條　本令中、學校長トアルハ私立學校ニ在リテハ其ノ學校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヲ包含ス
第五十六條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第五十七條　明治三十四年文部省令第四號高等女學校令施行規則第三十七條及第三十八條ノ規定ハ本令ニ依リ其ノ效力ヲ失フコトナシ
第五十八條　第一條第五項ノ學科目ニシテ從來ノ規定ニ依リ加設セルモノハ總テ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

英　國

英國女子中等學校（高等女學校）教科課程概況

一、英國女子中等學校概說

イングランド及ウェールズに於ては男女子共通常年齢十二歳に當る小學校教育修業程度より中等學校（secondary school）に入學し得るなり、セコンダリースクールとは男子のみを收容する所謂中學校、女子のみを收容する所謂高等女學校及男女共學の中等學校を包括するものなり。隨つて高等女學校として學校系統上特別の制度は無く從つて特別の教育法令を規定すること無く、凡て、セコンダリースクールとして他の中等學校と同樣に取扱はるゝものなり。

英國セコンダリースクール入學規定は十歳以上に達したる男女子に入學試驗を受くる資格を與へたり、然し實際上十一歳か十二歳頃を以て入學するを普通とす。

セコンダリースクールに入學する者は小學校よりする者の外豫備學校（Preparatory school）よりする者及セコンダリースクール附設の豫科（Preparatory Department）よりする者とあり、女子の中等學校には附設豫科を有する學校尠からず、此の豫備學校及セコンダリースクール附設豫科は大體小學校教育に相應せる學科課程を有すれども特にセコンダリースクール入學の準備教育に主力を致せり。

英國（以下凡てイングランド及ウェールズを指す）文部省の規定せる一九二九年發布英國中等學校令（Regulations for secondary schools 1929）第二條に依れば文部省よりセコンダリースクールと認定せらるゝ學校に於ては生徒は少くとも四箇年間且、少くとも十六歳まで在學するを要し、而して少くとも十二歳より十七歳までの各生徒に適切なる普通教育を施すべ

きことを規定せり。

女子中等學校修業年限の實際は男子中等學校と同じく其の中心課程卽ち本科は大體十二歳頃より十六歳頃迄の約四箇年なり。而して其の上に高等科課程（Advanced Courses）又は之に相當する上級課程約二箇年を有するもの少からず、高等科課程を有するセコンダリースクールは日本の七年制高等學校又は高等科を有する高等女學校に相當するものと見るべし。

英國セコンダリースクールの高等科の課程は大體中等學校本科四箇年の課程を完了したる者の進むべき處にして一九二四年中等學校令に依れば認定第一次試驗（Approved First Examination 或は第一次資格試驗ともいふ）の標準に達せる生徒を收容し之に少くとも二箇年の教育を施すものなり。高等科は文科、理科等の學科に分るゝを普通とす、女子に對しては特に家事科、手藝科、裁縫科等をも修めしむるものあり。

認定一次試驗は中等學科本科完了程度の資格檢定試驗と看做すべく、認定第一次試驗の上に認定第二次試驗（Approved Second Examinations 或は第二次資格試驗ともいふ）あり、認定第二次試驗は大體高等科課程完了程度の資格檢定試驗と看做すべし。

而して認定第二次試驗合格は大學に入學し得る資格となるものなり、隨つて高等科課程又は之に相當する上級課程を修むることは大學に進む豫備となるものなり。大學に進まんとする女子は女子中等學校又は男女共學の中等學校の高等科課程又は之に相當する上級課程を修了するを普通とす。或は獨學にて認定第二次試驗を通過して大學に進むものあり、倘認定第一次及第二次試驗は官公吏等の任用資格ともなるものなり。

故に女子にして大學に入學する者の年齡は男子と同じく大體十八九歳なるを普通とす。

但し認定第一次試驗に合格したる者にありても更に大學の要求する入學に關する試驗に合格したる者は大學に入ることを得るを以て優秀なる者は十八歳以下にても大學に入學し得るなり。

英國大學は男女共學にして入學に關する諸規則に就ても男女に差別を設くるが如きことなし。

高等科課程を有せざる女子中等學校は一般に著しく實用主義の教育をなせり、高等科課程又は之に相當する上級課程を有する女子中等學校に於ても其の大學に進まざる生徒の爲には實用的科目に主力を注ぐを常とす。

女子中等學校は男子の場合と同じく各學年を年齢又は能力に依りて、幾つかの級に分ちて教育し實力により進級遲速の差異を生ずること著しく一箇年に二級を進むもの稀には三級を進むものもありて年齢と學年學級又は修業卒業年齢等の關係を明かに示すことは事實上困難なり。

一九三一年三月三十一日現在英國中等學校數

（文部省認定の學校 Efficient schools のみ）

	男子のみの學校	女子のみの學校	男女共の學校	計
イングランド	四六五	四四八	三〇五	一、二一八
ウェールズ	三五	三七	七七	一四九
合計	五〇〇	四八五	三八二	一、三六七

之を更に設立關係より詳しく分類すれば

一、Council schools 公立中學校卽ち地方官廳管轄のもの

男校	一九五	女校	二六五	男女校 二六〇
				計 七二〇

二、Roman Catholic schools 教會設立のもの

男校	二五	女校	六二	男女校 無
				計 八七

三、Foundation and other schools 財團法人等に依るもの

男校	二五八	女校	一三四	男女校 六六
				計 四五八

四、Welsh Intermediate schools ウェールズ中等學校

男校	二二	女校	二四	男女校 五六
				計 一〇二
合計男校	五〇〇	女校	四八五	男女校 一、三六七

（一九三一年英國文部省教育統計に據る）

女子中等學校の教員には女教員多く又女校長尠からず。

教員たる者の標準資格は男女を問はず大學を卒業し將來中等學校にて教授すべき學科目に付大學在學中又は大學院にて精究したることを證する資格及大學附設の中等教員養成師範部（University Training Department of Secondary school Teachers）等に於ける教職的陶冶を受けたることを要す。男女中等學校共に生徒の個性を尊重し實社會に有用なる道德的人物（useful gentleman）を養成することを教育の根本方針とせり。

而して一教室の生徒數の如きもなるべく少數として教授訓練の徹底を期せり。

一教室に於ける生徒の定員に就て一九二九年中等學校令第五條を以て次の如く規定せり。

『同一時間に教授せらるゝ生徒數は文部省の同意なくして三十名を超ゆべからず』

此の規定は餘程以前より存し實施せられ居るものなり。

二、中等學校教科課程に關する文部省規定

英國の男女中等學校の學科課程に關しては文部省は中等學校令を以て其の大綱を示すのみにして實際上極めて自由の餘地を與へ詳細の點に至りては全部之を各學校に委せり。

一九二四年の文部省通牒の英國中等學校學科課程（Curriculum of Secondary schools in England）の第六項に於ても大様左の如く述べたり。

中等學校の學科課程は本來一般的なるべしとの原則は最早論ずる餘地なし、然れども實際に當りては一般的課程は基本的のものに止まり其他は各學校の實狀及教員の個人的傾向によりて自由に取捨せらるゝ樣十分なる餘地餘裕を存すべきものなり。若し或副次的なる學科目が或優秀なる教員によりて非常に重要なる地位を占むるに至らば之に十分なる位置と時間とを與ふべきものとす。隨つて各學校の課程は多少變化あり差異を生ずべし。

故に本省は方針として各學校の教科課程には餘り干渉せず。各教科目間に適當なる均衡の存する限り各教科目に配當する時間の如きは從來よりも更に一層各學校の自由に任せ場合によりては或學科目を課程中より省くことを得るものとす。少くとも或生徒に對し或は學科の或時期に於て省くことを得るものとす。

而して本省は此の方針により工夫せられたる各種の計畫の申請せらるゝ時は喜んで其の便宜を計らんとするものなり。

次に一九二四年中等學校令及一九二九年中等學校令（Regulation for secondary schools 1924 and 1929）中の教科課程に關する規定を擧ぐべし。

一九二九年中等學校令第七條に

豫め文部省の許可あるものを除きては英語及文學、二少くとも英語以外の一外國語、地理、歷史、數學、理科、圖畫、唱歌、男子の場合は手工、女子の場合は家事、體操、競技（organised Games）の教授に對して適切なる施設をなさゞるべからず。

と極めて大綱を規定せるのみなり。

教科課程に關する稍々詳しき規定は既に一九二四年の中等學校令第二章及第八章に揭げられたり、卽ち左の如し。

一般學科課程に關する規定（中等學校令第二章）

第六條　學科課程は（授業時間と共に）文部省の認可を經ざるべからず。各學科目は相當なる時間を之に充て永續して教授するの設備をなすべし。文部省は若し或學科目が教育的價値なしと認めらるゝか、又は或特殊の學科目に多くの時間を用ふ

る時間が不定にして其の學科目を有效に進ましむるに適せずと認むる場合には該學科課程又は時間割の變更を命ずることを得。

第七條　學科課程は英語及文學、少くとも英語以外の一外國語、地理、歷史、數學、理科、圖畫に對する教授を規定すべし。英語以外の二外國語を含む課程にして羅甸語を學ばんとする生徒の爲に何等の施設をもなさゞるものは通例之を許可せず。但し附近に於ける或學校にて之を學習することを得る場合は此の限りにあらず。理科の教授中には生徒の實習を含まざるべからず。

第八條　學科課程中には文部省が該學校の情況に鑑み適當と認むる如き團體競技、體操、手工及唱歌を課することを得。

第九條　女子の學校に在りては其の學科課程中に裁縫、料理、洗濯、家計、家庭衛生等の家事學科目を含まざるべからず。而して十五歲以上の女子に對しては上記學科目の一部又は全部に代へ理科並に算術以外の數學を課することを得。

第十條　文部省の特別の許可に依り、英語以外の語學は學科課程より之を省略することを得。但し此の場合には英語教授に於て特別の語學的及文學陶冶を與ふべく其の教員も斯かる教育を與ふるに十分なる資格ある者なるを要す。

第十一條　箇々の生徒及特別學級は文部省の認可を得て一般の認可學科課程以外の課程を履習することを得。

高等科課程に關する規定（中等學校令第八章）

第四十七條　或學校は高等科を置くものとして文部省より認可せらる。此の學科課程は認定第一次試驗の標準に達したる生徒を收容し之に二箇年以上の教育を施す樣計畫するを要す。高等科の認定出願は五月一日以前に之をなすべし。

第四十八條　（イ）高等科の主なる學科目として左の科目中より選擇すべし。

甲、理化學及數學

乙、古典卽ち希臘及羅馬の言語、文學、歷史中に現はれたる古代社會の文化

丙、近代研究卽ち現代及中世に於ける西歐諸國の言語、文學、歷史

丁、(i) 希臘又は羅馬の文化、(ii) 現代に於ける英國又は他の西歐諸國の文化
戊、文部省の認可に依る他の二の學科目と結付けたる地理、但し其の二の中一は必ず歷史又は理化學を選ぶべし
己、其の他の文部省に依りて認可せられたる組合せ學科

(ロ) 甲課程は理化學及數學の課業(Work)を含まざるべからず但此の要求は生物學に關し十分なる課業を爲し且物理學の相當程度の課業を爲せる生徒に對しては之を免除することを得。

乙課程は凡ての生徒に對して言語、文學及希臘羅馬の歷史の十分なる課業を規定すべし。

丙課程は (i) 西歐の一外國語及文學の高級なる研究
(ii) 第二外國語の研究又は英語及英文學に於ける高等程度の課業
(iii) 歷史の研究特に各文學に關係ある特別の時代の歷史を含まざるべからず

丁課程は (i) 古典として希臘羅馬の言語及文學 (ii) 近代に於ける英國及西歐に於ける一外國の言語及文學 (iii) 特に各文學に關係ある特別の時代の歷史に就て十分なる課業をなさざるべからず。

(ハ) 凡ての高等科課程に於ては (i) 引續き英語の用法を練習する爲 (ii) 相當なる語學、文學或は歷史教授の爲該課程の主要なる科目と關聯して適當なる施設をなさざるべからず。其の他は加設學科目の選擇及施設に就ては全く自由なり。

同じ課程に於ける凡ての生徒は皆同じ加設學科を修得せざるべからずと云ふことなし。

三、女子中等學校教科課程の實際

英國女子中等學校(男子中等學校も同じ)は學年即ち生徒の修業程度を示すにフォーム(Form)なる語を用ふること多し。フォームは必ずしも學年に一致するものにあらず。同一學年に於ても生徒の年齡又は能力等の差に依りて第一フォーム、第二フォーム、第三フォームといふ樣に幾級かに分つことあり。或は學年とフォームとを大體一致せしめて第一學年目を第一フォームと名づけて更に第一フォームを年齡又は能力等に依りて第一フォームA組、第一フォームB組、第一フォームC

組と分つことあり、或は又數字を用ひずして地名其の他歷史的名稱を以てフォームを表すものあり。

其他第一學年、第二學年に相當する教育を修了したる者を收容して第三フォームを以て初學年級とする學校あり。豫科に相當する學年級を第一フォームとして次第に上級に至る學校もあり。

本調査にては便宜上フォームは大體一箇年毎に變更するものなり。

而して進級は普通一箇年を要するものなれども生徒の實力により一箇年に二級又は稀に三級を進む者あることは前章に述べたるが如し。

授業は午前九時乃至九時三十分に始まり午後零時半乃至一時を以て晝食前の部を終る。晝食後の授業は午後二時乃至二時三十分に始まり同四時乃至四時三十分を以て終るを普通とす。

教科課程は前章に述べたる如く文部省は其の大綱に就て規定せるのみなるを以て各學校に於て地方の情況、生徒及父兄の希望、學校傳統の精神或は學校長の主義方針等によりて相當自由なる學科課程を作り各學校の特長を發揮することに努む。

上級學年に至れば選擇學科制を實施し生徒の卒業後の進路に對し種々適切なる施設をなすもの多し。

又學校により一般陶冶(General Culture)を主とするものあり、商業、工藝等の職業的陶冶(Professional Culture)を主とするもの等あり。尙近年修業年限の短い簡易實科女學校的の學校も設けられたり。

其他女子中等學校に於て所謂授業の外、學校課外活動(Out-of-school Activities)として自治的に種々の學藝的、社交的政治的、體育的の教養活動が盛に行はる。

以下實際教科課程の數例を擧げん。

(1) 地方公立女子中等學校教科課程

(英國文部省刊行「中等學校男女教科課程比較」に代表的のものとして載せられたるものなり(第一表)

第一表中に於て

aを附せるは　植物學又は圖畫の中其の一を自由選擇することを得るもの

bを附せるは　時間數一定せざること及其の科目は隨意科目たるもの

cを附せるは　時間數一定せざるもの

dを附せるは　其の級に於て年長者は七時間半、年少者は五時間の授業たるもの

晝食前の授業は午前九時十五分より零時三十分迄

晝食後の授業は午後二時三十分より同四時三十分迄なり（但し土曜日を除く）

第一表

學年級(Form)	VI	Vsp.	V	IV	Athens	Florence	Rome	Venice	III.sp.'	II.A	II.B	II.sp.	I
平均年齡	年月 17. 4	年月 16.10	年月 15. 9	年月 15.11	年月 14. 1	年月 13. 8	年月 13. 9	年月 13. 7	年月 13. 9	年月 11. 7	年月 12. 7	年月 12. 1	年月 11. 6
					(時間數)								
宗教教授	2/3	…	2/3	2/3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
英語及文學	2 2/3	1 1/3	3 1/3	4	4	4	4	4	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	3 1/3
歷史	2	1 1/3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地理	…	1 1/3	2/3	2/3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
羅甸語	1 1/3	2	4	…	2	2	2	2	…	…	…	…	…
佛蘭西語	…	2/3	4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
獨逸語	3 1/3	2 2/3		4	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	4	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3
算術	…	…	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	1 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	2 2/3
代數	1 1/3	2/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1/3	1 1/3	…	…	…	…
幾何	1 1/3	2/3	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
三角	…	…	2/3	2/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	…	…	…	…
地質學	4	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
物理學	…	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2	2/3	2/3	2	2/3
植物學	2 2/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3		2/3	2/3		
圖畫	…	1 1/3	1 1/3	1 1/3	b	b	b	b	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
音樂及唱歌	1	1	1	1	1	1	7	7	7	2/3	2/3	2/3	2/3
手工	…	…	…	…	…	…	…	…	…	2	2	…	2
裁縫	…	…	…	1 1/3	b	b	b	b	1 1/3	1 1/2	1 1/3	1 1/3	1 1/3
體操	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2	2	2	2	2	2	2	2	2
時事問題	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3
習字	…	…	…	…	…	…	…	…	1/3	…	…	2/3	…
自由研究	1 2/3	6 2/3	…	2	c	c	c	c	…	2/3	2/3	1 1/3	1 1/3
家事科	7 1/2	7 1/2	7 1/2	7 1/2	d	d	d	d	5	3 1/3	3 1/2	3 1/2	3 1/2

(2) 宗教的女子中等學校教科課程

教會に屬し宗教的信仰を中心として教育し教會より食事を給せらるゝ特殊の女子中等學校たる Francis Holland school, Clarence Gate N. W. I. の教科課程を示す。

第二表

學年級(Form)	I	IIb&IIr.	IIa	IIIb	IIIa	IVa&IVb	Vb	Va	VI
平均年齡	年月 8. 5	年月 9. 5	年月 10. 5	年月 11. 5	年月 12. 5	年年 13d14	年 15	年 16	年 17
時間數	32	34	28	28	28	28	28	28	28

神學	2	2	2	2	2	2	2	2	2
英語	13或は12	10或は9	6或は5	4或は3	2	2	2	3	—
歴史	1	1	2	2	2	2	2	3或は無	—
佛蘭西語	2	4	4	4	4	4	5	5	—
地理	1	1	2	2	2	2	2	3或は無	—
數學	4	5	5	4	5	4	4	4	—
理科	1	1	1	1	2	3	4	4	—
手工	2	3	1	—	—	—	—	—	—
技藝	1	1	1	1	1	1	—	—	—
音樂	2或は1	2或は1	2或は1	2或は1	1	—	—	—	—
體操	4	4	2	2	2	2	2	2	—
羅甸語	—	—	—	4 又は獨逸語	4	4	4	4	—

(3) 市立男女共學中等學校教科課程

前記「中等學校男女教科課程比較」に代用的のものとして載せられ多少實科的の共學中等學校なり（第三表）

第三表の附加說明左の如し。

a…………羅甸語又は物理學の內其の一を男生徒の自由選擇とするもの
羅典語又は家政科又は裁縫の中其の一を女生徒の自由選擇とするもの

b…………佛蘭西語又は獨逸語の中其の一を自由選擇とするもの

c…………三角又は音樂（及唱歌）又は體操の中其の一を自由選擇とするもの

d…………化學又は植物學の中其の一を自由選擇とするもの

e…………物理學又は家政科の中其の一を自由選擇とするもの

f…………男生徒の場合に音樂（及唱歌）又は自己研究の中其の一を自由選擇とするもの

g…………男生徒のみの課程

h…………手工又は裁縫又は料理（及洗濯）の中其の一を自由選擇とするもの

晝食前の授業は午前九時三十分より午後一時迄

晝食後の授業は午後二時三十分より同四時三十分迄なり（但し土曜日を除く）

第三表

學年級(Form)	V.U.A.	V.U.B.	L.V.R.	V.A.	V.B.	IV.R.	IV.A.	IV.B.	III.R.	III.A.	III.B.	III.C.	II	I
平均年齡	年月 15.11	年月 16. 4	年月 15. 8	年月 14. 0	年月 14. 5	年月 14. 3	年月 13. 1	年月 13. 1	年月 13. 3	年月 11.10	年月 12. 5	年月 12. 7	年月 11. 2	年月 10. 6
時間數														
宗教教授	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2/3	2/3
英語及文學	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	4	4 2/3
歴史	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
地理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
羅甸語	2 2/3a	2 2/3a	…	2 2/3a	2 2/3a	…	2 1/3a	2 1/2a	…	…	…	…	…	…
佛蘭西語	4b	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
獨逸語	4b	4	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	3 1/3	4	4	4	3 1/3	3 1/3
算術	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2	2	2	3 1/3	3 /3
代數	2	2	2	2	2	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	…	…
幾何	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2/3	…
三角	1 1/3c	…	…	2/3c	2/3c	…	…	…	…	…	…	…	…	…
化學	2 2/3d	…	2 1/3d	2 1/3d	2 2/3d	2 2/3d	2 2/3d	2 2/3d	2 1/3d	…	…	…	…	…

物理學	$2^2/_3$a	…	$2^2/_3$e	$2^2/_3$a	$2^2/_3$a	$2^2/_3$e	$2^1/_3$a	$2^1/_3$a	$2^2/_3$e	$2^2/_3$	$2^2/_3$	$2^2/_3$	…	…
植物學	$2^2/_3$d	$2^2/_3$	$2^1/_3$d	$2^2/_3$d	$2^1/_3$d	$2^2/_3$d	$2^2/_3$d	$2^2/_3$d	$2^1/_3$d	…	…	…	…	…
自然科 Nature study	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	$1_1/_3$	$1^1/_3$
圖畫	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_4$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$
音樂及唱歌	$^2/_3$e	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$
家政科	…	…	…	…	…	…	$1^1/_3$a	$1^1/_3$a	$1^1/_3$e	…	…	…	…	…
手工	…	…	…	…	…	…	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$2^2/_3$h	$2^2/_3$h	$2^2/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h
裁縫	$^2/_3$	$2^2/_3$a	$2^2/_3$e	$2^2/_3$a	$2^2/_3$a	$2^2/_3$e	1a	1a	$1^1/_3$e	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$d
料理，洗濯	…	…	…	…	…	…	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	$1^1/_3$h	…	…
體操 男	$^2/_3$	$1^1/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$
體操 女	$1^1/_3$e	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$e	$1^1/_3$e	$1^1/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$
競技	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$	$1^1/_3$
自己研究 Private study	…	…	$1^1/_3$f	…	…	$^2/_3$g	…	…	…	…	…	…	$1^1/_3$	$1^1/_3$
Journals	…	…	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$	$^2/_3$
特殊手藝	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	$^1/_3$	$1^1/_3$
家事科	$10^2/_3$	$10^2/_3$	$10^2/_3$	$7^1/_2$	$7^1/_2$	$7^1/_2$	$7^1/_2$	$7^1/_2$	7 $^1/_2$	$7^1/_2$	$7^1/_2$	$7^1/_2$	$3^1/_3$	$3^1/_3$

(4) 高等科設置男女共學中等學校教科課程

代表的のものとしてバーミンガムのヤードレー中等學校 (Yardley secondary school, Birmingham) の教科課程を掲ぐ（第四表）（一九三一年三月のジャーナル・オブ・エジュケーションより）

當校はバーミンガム教育委員會の經營に屬す。

第四表中に示せる第五年級を終る頃大抵の生徒は認定第一次試驗（第一次資格試驗）を受く。

一週間の授業總時數は三十二時限なれども嚴密に表せば一時間授業四回，四十五分授業十六回，四十分授業（午後に行

う）二十四回となす。

第　四　表

學年級	一學年	二學年	三學年	四學年A.B.及C級	四學年D級	五學年
平均年齡（學年當初に於ける）	10年8箇月より12年8箇月	11年8箇月より13年8箇月	12年8箇月より14年8箇月	14年3箇月より15年8箇月	13年8箇月より15年8箇月	14年8箇より16年
男女共學級課程						
聖書	1	1	1	2	2	2
英語	5	4	4	4	4	4
歷史	2	2	2	2	2	2
地理	2	2	2	2	2	2
羅甸語	—	5	4	4	—	4
佛蘭西語	5	3	4	4	4	4
數學	7	4	5	6	6	6
博物（自然科）(Nature Study)	2	—	—	—	—	—
技藝	2	1	男 2 女 1	2	2	2
音樂	2	1	—	—	1	—
男生のみの授業						
木工	2	2	2	—	3	—
物理及化學	—	5	5	5	5	5
體操	2	2	1	1	1	1
女生のみの授業						

數學及手藝	2	2	2	2	2	2
家事科	—	2	2	2	2	2
物理及化學	—	3	—	—	—	—
植物	—	—	4	3	3	3
體操	2	2	1	1	2	1
總時數	32	32	32	32	32	32

第六年級（the sixth Form）に進みて始て高等科課程（Advanced Courses）に入るなり，此の六年級卽ち高等科課程は現代科（Modern studies 文科的のもの）と理科（science）との二分科をなす。生徒は此等二分科の一科を選びて修むるものとす。此等二分科共二箇年の修業課程を有し認定第二次試驗（第二次資格試驗）を通過せんとする者の普通履習する所なり。其の學科課程を示せば左の如し。

現代科		理科			
英語	七	化學	一〇		
歷史又は地理	六	物理學	九		
羅甸語	五	數學	七		
佛蘭西語	六	佛蘭西語	三		
體操	一	英語	二		
自己研究（Private study）	七	體操	一		

但し生徒個人々々に依りて實際の課程は多少の變更を生ず。

一九三一年九月以降，化學又は物理又は數學の代に植物學を擇ぶことを得と附記せり。

(5) 新寄宿制女子中等學校教科課程

前記「中等學校男女教科課程比較」に“A Large Modern Boarding school for Girls”の代表的のものとして載せられたり。而して此の種の學校は既に普通の女子中等學校第二學年程度を修了したる生徒を收容するものなり。（第五表）

晝食前の授業は午前九時より零時二十分迄，晝食後の授業は夏期は午後二時より四時迄とし，冬期は午後四時三十分より六時三十分迄三十分授業を四回行ふ。

又午前八時より同八時三十分迄全女生徒に豫習時間を課し特に上級女生徒は午前七時三十分より同八時三十分迄課せらる。競技は冬期にありては午後二時十分より同三時二十分迄夏期にありては午後四時三十分より同六時迄行はる。（土曜日は午前中のみ課業あり）

第五表中

aを附記せるは羅甸語又は獨逸語の內其の一を自由選擇することを得るの意なり。

第　五　表

學年級(Form)	Upper V.1.	Upper V.2.	Upper V.3.	Lower V.1.	Lower V.2.	Lower V.3.
平均年齡	年 月 16. 6	年 月 16. 9	年 月 16. 4	年 月 14. 6	年 月 15. 0	年 月 15. 3	年 月 14. 0	年 月 14. 2	年 月 14. 4
C時間數									
宗教教授	2	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
英語及文學	2	2	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2	2	2
歷史	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
地理	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3

(6) 簡易實科女學校教科課程

羅甸語a		3 1/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3
希臘語		2	…	…	…	…	…	…	…	…
佛蘭西語		2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3
獨逸語a		2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	2 2/3	3 1/3
算術		4	4	4	4	4	4	4	4	4
代數										
三角		4	…	…	…	…	…	…	…	…
化學		4	2	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	…	…	…
物理學								2	2	2
植物學		2	1 1/3	2	…	…	…	…	…	…
技藝		1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
音樂及唱歌		1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
耳の練習		…	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2/3	2/3	2/3
Part Singing		…	…	…	…	…	…	2/3	2/3	…
手工		1 1/3	1 1/3	2	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
裁縫		…	…	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	2/3	1 1/3
體操		1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
Drill, Dalcroze or Dancing		1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
辯論術		1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	2/3	2/3	2/3
家事科	每週12時間乃至15時間									

玆に擧ぐる學校は近來モダン・ガールズ・スクールと稱せられ、英國中等學校令のセコンダリースクールの程度より低きものなれども庶民階級の子女の爲に簡易に現代的實用的女子教育を施す一種の簡易實科女學校と見るべき學校なり。第六表は此の種の學校の代表として Hirst Park Modern Girl's school, Ashington, Northumberland の學科課程を示すものなり(一九三一年九月のジャーナル・オブ・エジュケーションより)

三學年より成り各學年ともa、b、cの三級に分る、或はa、b、c、dの四級に分るゝものあり、多くは智能の程度に依りて級を分つ。

第六表

學年級(Form)	Ia	Ib	Ic	IIa	IIb	IIc	IIIa	IIIb	IIIc
入學平均年齡	11 — 12			12 — 13			13 — 14 又ハ以上		
英語	7	7	8	6	6	6	6	6	7
佛蘭西語	6	6	無	6	無	無	6	無	無
數學	5	5	5	5	5	5	5	5	5
地理	2	2	2	2	2	2	2	2	2
理科	2	2	2	無	無	無	無	無	無
歷史	2	2	2	2	2	2	2	2	2
裁縫	3	3	6	3	3	4	3	3	4
技藝及手工	3	3	4	3	3	3	3	3	3
音樂	2	2	2	2	2	2	2	2	2
體育	3	3	3	3	3	3	3	3	3
家事	無	無	無	半日	半日	全日	全日	全日	一日半
讀書(一業授25分)	5	5	5	5	5	5	5	5	5

聖書以外は四〇分授業とす。其他自由研究の時間及圖書館學習あり。

四、二女學校長の所見

一九三二年英國教育年鑑第十四章に實際女子中等學校教育に從せるエム・デ・ブロック（M. D. Brock）及アヂソン・フィリップス（Addison Phillips）の二女校長が女子中等學校教科課程に就て發表せるものを參考として揭ぐ。

女子中等學校に於ける學科課程は或學科に依りては取扱方異り、又は强調點の異りたるものあれども其の大體の點は男子の學校に類似す。女子と男子とは「學科課程比較」と稱する文部省刊行の報告書（一九二三年）の示せる如く異りたる割合にて異りたる過程に發達し來れり。

例へば歷史に於て、女子は戰爭よりも社會歷史により多く興味を有し、文學に於ても其の趣味は非常に異り科學にありては生物學の方面に多く惹付けらるゝ傾あり、彼等の注意を分解的にする事卽ち無線のセットを作らんとするが如き本能的欲求を現すことは稀なり。正常の女學校の含む學科課程は左の如し。

一、聖　書

一、英文學、言語及作文　多くの學校に於ては演劇及辯論練習を大いに行ふ。

一、英國及歐洲歷史　世界歷史を背景とせるもの。

一、地　理　此は一面に文科々目又一面理科的科目の如きものなるを以て上級學校資格試驗等に於て第一部類にても第三部類にても試驗を施行す。恐らく女子にとりては文科卽ち人文的局面の方が他の方面よりも興味をもたるゝことならん。

一、外　國　語　通常佛蘭西語。獨逸語偶に西班牙語或は伊太利語を敎授す。佛蘭西語は男子よりも女子に依りて重大に取扱はるゝこと多く而も若し佛蘭西語の作文の試驗が强制的ならざらしならば一層興味を持たるゝならん。

一、古　典　最近に於て益々其の必要なる理由を認められ一層の知的陶冶を行はる。

一、數　學　此の科目の學習に於ては非常に良き女子もあれども、而も多くの者は第一次資格試驗標準（中等學校卒業程度）に迄仕込む事は困難なり。

一、理　科　化學、物理、特に植物學、初等生物學、或は少數の學校は動物を課す。

一、家事科目　料理、洗濯、家政（選擇は時間設備、其の他の都合に依りて變る）

一、技　藝　凡ゆる分科に於ける想像的にして獨創的なる仕事を含む。

一、裁　縫

一、音　樂　歌ふ練習聽く練習及音の鑑賞等を含む（屢々全學校を通じて敎へられ且非常に良く敎へらる）此の科目は十分なる美學的價値竝に敎育的價値を顯はし來れり、又恐らく如何なる學科と雖も之程熱心に履習せらるゝものなし、又之は同時に創造的活動の噴き口となれり。音樂敎授に於ては女學校は先輕的なる仕事を爲し來れり。

一、商業科目　或學校に於て敎へらるゝも普通は第一次試驗後に於てのみ敎へらる。

一、體育及衞生學、ダンス、競技（ラウンダー、ネットボール、ラクロッス、ホッケー、テニス、クリッケット）水泳。

女子の健康は著しく改善せられたり。又醫師（普通は女醫）が女子體操敎員と協力せる所の醫療的奉仕は非常に效果ありき。吾人は目下其の子供等が非常に警戒を要すべき年齡に於て、戰時の困苦、空中襲擊或は適當なる食物の缺乏の影響を受け、し時代に生育せし上級生を敎育中なるが、彼等を戶外運動及正規の體操に依りて大體に姿勢よく健康狀態も平均して良好なるものを出せり。戰爭後の女子は態度に於てヴィクトリヤ時代の典雅を缺けるやも測られざるも、而も非常の場合にも正氣を失せず、又概して現代生活の困苦（無理な負擔）にも能く堪ふ。且貧窮地方に於ける通學制學校に於ては其の困苦は著しき

ものなり。卽ちそれ等の女子は學校の授業及試驗の重壓に加へ、屢々多くの家事を爲し幼兒の面倒を見且病時の看護等家庭生活の要求に應ぜざるべからざればなり。學科課程、教授法に關する範圍にては通學校と寄宿制學校の間には始ど相違無し。同じ試驗制度は凡ての學校に其の强制的な影響を及ぼし來れり。此の制度が修正せられ、且大いに伸縮性を得るに至らば大體穩健にして有效なる制度となるべし。如何なる學校も學校の中のみにて生徒を段階に分ち又それに相應せる學科目を採るならば主要教授科目は其の何れをも無視すること能はず、多くの學校にては生徒の大部分に、十六歳半にて第一次資格試驗を受けしむれども或學校にては八十七歳にて此の試驗を受けしむるものあり。私立學校は文部省に依りて規定せられる「高等科課程」を設くるの義務なけれども凡てのより良き學校は現代科、古典及數學に於ける特殊化せられたる研究の爲の種々なる機會を與へ、而して其等の生徒を第二次資格試驗（中等學校高等科課程修了程度）及大學入學試驗に送りつゝあり。

例へば第三外國語を採る女子が過勞せざる樣にと思はば自然或學科を廢めざるを得ずと云ふが如き事はあれども第一資格試驗期迄は餘り多く專門的に特殊化せらるゝ事なし。而も選ばるゝ特殊の學科の數及開始の時期は勿論各學校に依りて異る。過勞の危險は學科課程より或主要學科を除外することに依り避け得られずして寧ろ學科の數及各個の生徒に依り追求せらるべき課程の性質を良く識別する事に依りて避け得るなり。

新奇なる方法も女子の學校に於て大いに支持せられつゝあり。それは傳統的のものに依りて束縛せらるゝことなく、又新しき事を試むる事を恐れず、然も效果を擧げさればこれを廢するのみ。然れども多くの學校は「新理想」を極端には實行せず、而してダルトンプラン、プロヂェクトメソード等の或特長と一致しつゝ今尙依然として英國教育の傳統的主流を維持せり。女子は一般を通じ、個人主義者にして、且個々に機會を與ふるものは何物にても試むるものなり。されど健全なる學習は中等學校の第六學級に於て特に見出さる。

多くの學校は現在良き圖書館を有す。然るに一方或地方當局にては實驗室を必要と認むれども未だ圖書館を資澤なりとし、

それ故學校自身の努力にて漸く圖書館を得たるもあり。女子中等學校第六學級の授業が屢々女子大學に設けられたる奬學金受領者になる爲の試驗の形式に合致するやう取扱はれ且誤りて奬勵せられつゝあるは遺憾なることなり。此の試驗制度は餘りに早く學科目を專門化する傾向を助長するものなれば何人も等しく之を遺憾とすれども而も未だ修正せられざるものなり。

音樂は最近男女生徒の教養に缺くべからざる科目として其の立場を占め來れり、而して多大の興味ある實驗的課業は中等學校公立學校に於て其等の興味の方向に沿ひて爲されつゝあり。

女學校に於ける技藝科目は重く取扱はる。試驗施行部の圖畫を一科目として徐々、之を認めんとの傾向は、表現作用の陶冶として圖畫の價値を長き間認め來れる女子學校長の技倆に力を添ふるなるべし。

目下、競技は學校生活に於て非常に大なる地位を占めつゝあり。卽ち今日の女學校に於ける競技の標準は競技の過激に亙らざる限りに於て害無きものと考へ來れる女子教育の先覺者をして驚かしむるならん。

私立學校及獨立教會派學校は國立學校に於ては設けられざる教育的實驗の設備を有せりと屢々議論せらる。然るに斯かる設備の價値ありと認めらるゝ時に於て、文部省が其の學校に對し、斯かる實驗を爲す事、財政上の援助を爲す事を繰返し懇請したるは當を得ぬものなり。然れども寄宿制學校は其の生活樣式に依り、食物及個人の衞生の事柄に關しては先驅者の仕事を爲す地位に在るなり。今日の女學校は幸にして此の非常に重要なる課目に注意を向け、而して其等の中の最良の學校は徐々に非常に新しき家事科的機能を增進し來れり。教室に於ける課業は屢々「學校課外活動」に依り補助せられ、其の結果「課外活動」の名稱は教室に存せざる受動的受容性を暗示すと云ふことに誤り導かれたり。其等の「活動性」は人爲的奬勵に依らず、又、既に充實せる學科課程に新に追加する事にも依らずして、それは學校に於て爲さるゝ課業より自ら生起すべきものなり。斯くの如くして放課後の技藝倶樂部の會合は時間表に與へられたるより以上の時間を要する手藝の或分科を成し上げんとする機會を與へ、演劇會、討論會は教室内にて既に行はれたる以上の方法を行ふべく、十分なる活動の餘地を有

す。又國際聯盟團體學校支部は過去と同じく、現在及未來をも注視しつゝ、世界歷史の研究を續け、多種多樣なる社會奉仕的事業が學校生活より起りつゝあり。斯くの如く正しき種類の團體生活ならば學校生活の最も關係深き他の種のものに迄及ぶに至るならん。

通學制中等學校生徒は社會的に見て非常に民衆的なる集りなり。而して其處には國家生活に對する大なる貢獻の一つが存す。一國民に於て難事は常に惡き意志の下に起り來らずして、想像と理解の缺如より起るものなり。

オウンドルのサンダーソンは「學校は我々の愛すべき世界の一つの縮圖たるべきなり」と云へり。

若し、女子の學校に於て女子が團體生活は協働と奉仕に依るものなりと云ふことを不知不識の中に習ひ覺え、且互に家庭の情況の違つた人々と永續的交誼を形成するに至るならば公民としての彼等の責任を果す上に於てより以上彼等を訓練するものなるべし。斯かる連絡に於て異れる型の學校間の障壁が次第に打碎かれ行くと云ふことが目下奬勵せられつゝあり。

例へば多くの地方に於て中等學校の授業料免除者の爲の試驗は中等學校及小學校の教員の代表せる共同委員會に依りて取扱はる。他方に地方協議委員會ありて共通問題の論議を爲し、又一方、一區域内の凡ての教師より成立つ會議もあり。種々の改造が行はれし結果に依る變化に適應すべく、又今日「中等教育」と云ふ言葉に廣汎なる内容の含まれたる事等より考ふるならば右の如き接觸は益々重要なる事なるべし。

プロイセン

プロイセンの女學校

學校組織、教育目的及學科課程

女子の高等學校組織

女子に對する學校組織は男子のそれに比すれば比較的に簡單なり。何となれば女子の學校に於てはリツェウム（Lyzeum）が女子の凡ての高等學校の基礎（グンドバウ）となり居ればなり。リツェウムは六年制の女學校にして、一般に四箇年の基礎學校（Grundschule）を卒へたる者之に入學す。此處は第六級（最下級）にて第一現代外國語、三級下にて第二現代外國語を始む。此の學校を三年履修の後三種の女子高等學校（Studienanstalt）の一に行くことを得。

ギムナジウム型の女子高等學校（Gymnasiale Studienanstalt）にては三級下より羅甸語を課し、三級上より希臘語を敎ふ。

レアルギムナジウム型の女子高等學校（Realgymnasiale S. A.）にては三級下で羅甸語を始め、二級下で第二現代外國語を課す。

獨逸高等學校（Deutsche Oberschule）は三級下より第二外國語を始め、二級下より羅甸語を課す。

以上三種の女子高等學校は何れも Abiturienexamen（大學入學の資格を與ふる最後の試驗）に至らしむ、卽ち此の學校の卒業に依り大學の研究の資格を得。

リツェウムは二級下を以て其の學年を終り、其の卒業證書は Oberlyzeum（女子高等學校）の二級上への入學の資格を與ふ

るものなり。

オーバーリッツェウムは九年制の高等學校なり。此の學校の始の六學年の學科課程はリッツェウムのそれに同じ。故に此處も第六級にて第一現代外國語を始む。第二外國語は三級下より課せらるるムにして、外國語の教授時數多く、一は高等實科學校型（オーバーレアルシューレー）のオーバリッツェウムにして數學的、自然科學的學科を強調するものなり。

婦人學校（Frauenschule）はリッツェウムの二級下修了程度の上に設けらる。修業年限は一箇年乃至二箇年にして、教育學、家政學、衞生學、及獨逸語を義務學科とし、それに幾何かの選擇科目を敎ふるものなり。大學入學の資格は此の學校にては與へられず。

大伯林には此の他に二つの三年制獨逸婦人高等學校（Deutsche Frauen-Oberschule）あり。此は前者と同樣リッツェウムの二級下修了程度の上に設けられ、女性の特質に相應したる學科を強調する學校なり。此の學校に於ても大學入學の資格を與へられず。

尙最後に男子の學校の場合と同樣に、六年制の上層學校（Aufbauschule）あり。此の學校は三級下より始まり同時に外國語を課し、二級下より第二外國語を始む。

以上はプロイセンに於ける（殊に大伯林を標準として見たる）女子の高等學校組織の概觀なり。以下述ぶる所は

„Richtlinien für die Lehrpläne der höheren Schulen Preussens“（Weidmannsche Taschenausgaben von Verfügungen der Preussischen Unterrichtsverwaltung, Heft 20, Berlin 1927）に依るプロイセンに於ける女子高等學校の教育目的及學科課程なり。

● 女學校（Mädchenschule）の教育目的

女學校（Mädchenschule）の各種の學校に對しては原則として、それに相應する男子高等學校の教授目的及教授科目が適用

せられ、リツェウム（Lyzeum）に對する特別なる教授目的は殆ど構成せられず總ての高等の女學校の本幹皆然り。現代語を課する學校としての Oberlyzeum は原則として Realgymnasium の教授課業を履習せしむ。

女子も亦科學的勉學へ指導する事に依りて、嚴格なる具體性にと教育せられざるべからず。女子も亦他の西洋の諸文化との相互作用に依りて發生したる獨逸文化を理解せざるべからず。女子も亦綜合教授（Gesamtunterriche）の學習方法に依りて大學入學資格を得る樣指導せられざるべからず。

併し乍ら高等程度の學校に於ける共通の教育目的の內部に於ては、女子の特別の才能及生活使命は、特別に注意せられざるべからず。他日彼女等は、文化の發展進步に對し、家庭に於て、職業上に於て、又は他の何等かの地位に於て、教養あり且道德的に確乎たる婦人として一般への奉仕に努力するの任にある者たる事を認識して學ばざるべからず。故に學校は、彼女等に先づ第一に、精神的成熟竝に生活上の技能の修得を目的とせる教育を授けざるべからず。女子の特別なる使命の實現の爲には、藝術的＝技術的學科の指導養育及オーバーリツェウムに於ける主要學科の一層の强調が與つて力あるものなり。

教材の選擇に當りては特に主要學科に於て、何よりも先づ婦人が卓越せる文化擔當者たりし時代を顧慮せられざるべからず。婦人問題は獨逸語及外國語の讀物に於て論議すべきものなり。家庭、社會及國家に於ける婦人の法律上の地位は、歷史的見解の根據の上に立ちて闡明せられざるべからず。併し乍ら常に教材は其の呈示（ダルビートゥング）及編成（アウフナーメ）程、授業の結果に對し決定的に非ざる事を考慮に置かざるべからず。教員と生徒の間のこまやかなる相互關係は全く學科課程に依りて理解せられざるものなり。

道德的、宗教的竝に美學的問題に對して女子の感受性は早く現はるるものなるを以て、感情的に先づ理解せられたるものを道德的行動の基礎たる認識へと成長せしむる樣指導するこそ、教育者たる者の義務なるべし。其の素質又は天性を良く主婦的活動に適せしむる如き女子の特別なる教育に對しては、リツェウムの二級下(b)及婦人學校（Frauenschule）及之に關聯あ

る學級の設備に依りて其の要求に應ずる樣になれり。

a Lyzeum（六年制高等女學校）

第一現代外國語としての佛語及英語

大體に於て Oberrealschule 六級より二級下の場合と同じ。

但しオーバーレアルシューレに於ては三十一時間なるに對して、是には僅に二十七時間を當てらる。

下級の第六級及第五級には Oberlyzeum（九年制高等女學校）の場合に述べる如き理由よりして、略々同樣のものが適用せらる。生徒に手近なる又は廣汎なる環境より、第一に直觀材料が與へられ居るを以て、男子學校及女學校に對する統一的入門書の使用には何等妨ぐる所なし。詳細なる事情に就ては各々教員が容易に考慮することを得べし。

四級より二級下迄の級に於ては練習竝に材料を細心の注意を以て制限する事に依りて、より僅なる教授時間に應ずる樣にせさるべからず。然れども之に依りて言語的形式の確固たる修得が侵害せられ又は講讀の內容に對する要求は蔑視せらるべからず。二級下に於ては女子も亦少くとも佛蘭西の古典文學中の或作品、或はシェークスピアの比較的簡易なる作品を讀まさるべからず。二級下(b)に於ては近代文學中の適當なる讀物に止めて十分なり。其の際に於ては特に教科書の敏速なる理解の熟練に努力せられざるべからず。

第二近代外國語としての佛語及英語

大體に於て Oberrealschule 六級より二級下と同じ（全教授時間十三時間に對し十二時間）

數　學

六級

計　算　不定整數。簡單なる定數及倍定數を含める四則。獨逸の尺度。重量及貨幣竝に其の應用。小數の書方及最も簡單なる小數法上の練習。簡單なる比例の諸問題。家庭經濟上への應用。簡單なる空間形式の直觀的觀察。

五級

計　算　定小數の稍々複雜なるもの、練習。數の分割性。一般の分數を含める四則。直線及平面に依る數の實物教授。單位或は公約數の推論に依る比例計算上の簡單なる問題の解答。市町村團體の財政への應用。空間形式の稍々複雜なる觀察。

四級

計　算　小數の四則。普通の分數より小數への變化竝に其の逆。約算。パーセント計算。割引。利息計算の簡單なる場合。單比例及複比例計算の應用を含める市民生活上の他の問題。直線及平面に依る數の系列の說明。定數の代りに文字の使用に依りて、解答せられたる問題の簡約。提示せられたる表の數字的推敲。平均價値及比例價値の特別なる計算。邦及共和國の財政上への應用。

幾何學　幾何學的原理の直觀的表示。直線及角の規則。三角形の邊及角。最も簡單なる三角形作圖。一致の定率。空間的觀察。

幾何學的作圖及測定　定規。尺度。分度器。コンパス及三角定規の正しき使用上の練習。簡單なる作圖。直線及角の測定。

三級下

算　術　計算教授に於て取扱はれたる材料の復習及徹底。竝に數に對する文字記號法の紹介。提示せられたる式に依る表の計算。絕對的及相對的整數及分數を有する四則の計算法。Zahlstrahl（數半徑）及 Zahlgerade（數直線）に關する圖解說明。正數範圍內の算術運算との關係に於ける一つの未知數を含む初級の一次方程式。表で與へられたる函數の圖式說明。直線の函數。曲線圖の作圖。經濟的關係を參考したる數計算上の練習の繼續。

幾何學　三角術の續。三角作圖の繼續。四角の理論。特に平行四邊形及不等四邊形。圖の理論の初步（圓の弦及角）立體物。

幾何學的作圖及測定　作圖の精密確實なる練習。直線及角の測定。又戸外に於ける測定練習。

三級上

算　術　一及多數の未知數を含める一次方程式。簡單な應用。特に實際生活よりの應用。經驗的函數と關聯してグラフ的描寫への案内。線函數の描寫及其の方程式への應用　函數 $y=mx$（比例因數）。プラスの整指數を含む自乘。nのプラス整數の價値に對する函數 $y=x^n$ の說明。平方根の開平。

幾何學　圓の積。面積計算及面積の比較。簡單なる立體。

幾何學的作圖及測定　算術と關聯して曲線作圖。ミリメートルペーパーを用ひ又は其の他の方法に依る圖的面積調査。直線測定。角度測定及面積測定。戸外に於ける練習。

二級下

算　術　自乘及根の規則（同時に函數 $y=x^n$ 及 $y=\sqrt[n]{x}$ の圖的說明。開方を含む計算。特に簡約せられたる方法に依る計算。一の未知數を有する二次方程式。函數 $y=ax^2+b$

幾何學　直線の比例。類似の法則。圓への應用。中心及半徑。圓周及圓の內容。最も簡單な立體の說明及計算。二三の函數價値の製圖的に設計せられたる表を應用し、實際的問題と關聯して直角三角形の三角術の取扱への初步。

幾何學的作圖及測定　算術に關聯して曲線作圖。近似値作圖（圓）。精密なる測定（遊尺）。近似値に關聯して實地測量練習。立體物の正しい描寫。

二級下b

計　算　家庭經濟及國民經濟上の問題。並に初步的說明。商業的計算。

算　術　一の未知數を有する二次方程式。二次方程式の圖式解釋。復習。

幾何學　正多角形。圓周及圓の內容の大きさ。求積法。

自然科學

授業時間

	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下 一學期	二級下 二學期
物理學	一	一	二	二	三	三	一
化學	一	一	二	一	一	一	一
生物學	二	二	一	一	一	一	一

物理學

三級下

物理學的基礎概念。熱學。固體。液體及氣狀の物體の靜力學上並に熱學上の簡單なる諸現象（順序に束縛せられずに）。

三級上

音及光の原理。並に磁氣及電氣の原理中より適當に選出したる章。

化學

二級下

自然物體の最も簡單なる吟味。及自然並に實際生活上の事象の觀察に依る化學的基礎概念の修得（材料分析。原素。化學的事象。原素構造。混合物及化合物）但し此の處理には次記のものが適す。水。空氣。石炭及炭酸。硫黃。普通の金屬。石灰岩。石油。酸化。（燃燒。加熱。呼吸）還元。同化作用。酸。アルカリ。鹽。重量關係の注意。

生物學

自六級至四級

ギムナジウム（Gymnasium）に同じ。

二級下

一般にギムナジウムの二級下と同じ。追加として發育中の幼兒其の養育及保護。

b　Ober-lyzeum（九年制女子高等學校）

第一現代外國語としての佛蘭西語及英語

Oberrealschule の目的が適用せらる。外國語の發音の修得及會話の練習には女子は男子よりも容易に進歩するを以て教授時數に僅小なる相違ありても（四十時間に對する三十九時間）平均せらる。授業の進行及目的は男子學校に於けると同じとしても、材料選擇に際しては、女らしき興味に適應する樣注意せられざるべからず。此の事は特に文化史的立脚點に依る讀物の選擇に際して適用せらる。斯くて例へばシェークスピアの作品又時としては歴史的戲曲の代りに寧ろ彼の喜劇を選擇するを適當とす。而してモリエールの戲曲にては、他の作より先づ婦人教育の歴史に於ける特徴を描ける „Femmes savantes" を採るべし。

下級及中級に對しては Lyzeum の場合の詳說を參照すべし。

上級には十二時間（Oberrealschule の九時間に對して）だけが課せらる。時間の過剩なることは特に、一層成熟したる女生徒に徹底したる文化科學的教授をも爲し得る樣なより豐なる讀物の爲に役立つ。且又其の從來修得したる知識及認識が立脚してゐるところの言語的考察は、更に徹底せられ、又特に國語と第二外國語との組織的な平衡に達し得る樣にせさるべからず。

第二現代外國語としての佛蘭西語及英語

大體に於て Oberrealschule と同じ（Oberrealschule 全教授時間二十二時間に對し此方は二十四時間）。

數　學

自六級至二級下

Lyzeum の場合に同じ。

二級上

算　術　指數函數及對數函數。四位の對數表及計算照尺。對數計算。第一順列の算術級數及幾何級數。複利計算及利子計算竝に其の經濟生活上への應用。プラスの整指數に對する二項式の定理。プラスの整數より整複合數までの數範圍の組成。複合數。二項式の方程式。

幾何學　三角術の函數。簡單なる三角形計算。測角術。循環函數の概念。空間に於ける直線と平面。立體の計算及描寫の繼續。

幾何學的作圖及測定　算術に聯絡して曲線計算。斜面投影圖に於ける及平面圖＝見取圖法に依る簡單なる立體の描寫、土地測量及水準測量に於ける簡單なる實習。

一級

算　術　方程式。特に近似値解答に關する規則。整函數及不盡根を有せさる函數竝に其の誘導法。最高價植及最低價値。二の未知數を含める二次方程式の簡單なる方式の解答。二三の絶對函數及其の初步（三角函數及測圓函數。對數。函數及指數函數）級數。展開に依る絶對函數の近似計算。積分の最も簡單なる場合。竝に曲線。平面内容及空間内容の計算への應用。

幾何學　球狀の三角術中の數學的地理學及天文學にとりて必要なる部分。座標幾何學。圓錐曲線の總括的取扱。

幾何學的作圖及測定　圓錐曲線法上の作圖。中心遠景畫法。球面の作圖的取扱（輪廓圖）。簡單なる天文學的觀察竝に測定實習及計算練習。

歷史的及哲學的立脚點の下に顧慮すること。

自然科學

授業時間

	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下		二級上		一級下		一級上	
						一學期	二學期	一學期	二學期	一學期	二學期	一學期	二學期
物理學	一	一	一	二	三	一	三	一	三	一	三	一	三
化學	一	一	一	一	一	三	一	三	一	三	一	三	一
生物學	二	二	二	一	一	一	三	一	三	一	三	一	三

物　理

三級下及三級上

Lyzeum の場合に同じ。

二級上

熱　學　寒暖測定。カロリー測定。瓦斯の狀態比例。絶對溫暖。形狀及種類の變化。熱量の單位の動力價値(アルバイツヴェルト)。運動の熱學カロリーの機械。氣象學。

一級下

音の原理　振動する弦。音色。波動說に依る音の傳播。音の屈折及衝突。振動する氣柱。人間の聽官及其の機能。

光の原理　光の屈折及其の光學的器具への應用。光の波動說。スペクトルム及スペクトル分析。光の傳播。衝突。光線の熱學的及化學的作用。

一級上

電氣學の原理　靜止の電氣學の根本現象及電氣量。電位，容量。電場。電場の强さ。力線。膨脹及電流。オームの法則電流エネルギーの熱への變化及化學的エネルギーの變化。感應。電氣機械。電氣光線。電氣の震動。

力　學　力學中より選擇したる章。宇宙の力學。地球の物理的特性。物理的現象の全領域に對する總括的注意。物理的世界構成。

化　學

二級上

Lyzeum の場合に同じ。

一級下

二級下の教授科目の補充及徹底。其の自然に於ける現象に依り或は其の經濟的意義に依りて最重要なる教材に注意しながら課業の繼續。材料竝に生活の先例及營養。農業，工業にとりて最重要なる現象を選擇して有機化學上の說明。

生　物　學

自六至四

Lyzeum の場合に同じ。

二級上

Lealgymnasium の二級上に同じ。

一級上

Oberrealschule の一級上に同じ。

c Oberlyzeum der Oberrealschulrichtung（高等實科學校型のオーバーリツエウム）

第一外國語としての佛蘭西語及英語

大體に於て Oberrealschule に同じ。但し全體の教授時數の勘きことに注意すべし。（四十時間に對し三十六時間）

第二外國語としての佛蘭西語及英語

大體に於て Oberrealschule の場合に同じ。（全授業時間數二十二時間に對し二十一時間）

數　學

自六級至二級下

Lyzeum の場合に同じ。

二級上

指數函數及對數の函數。四位の對數表及計算、照尺。對數的計算。第一順列の算術級數及幾何級數。複利計算及利子計算。竝に經濟生活上よりの應用。プラスの整數より複合數に至る數範圍の構成。複合數を有する基本計算法。Moivre の命題。二項式比例。全函數及び其の推論。最高價値及最低價値。屈曲點及適當なるカーブの屈曲。正切函數 $\sin x$ 及び $\cos x$ 並に其の推論。

幾何學　三角法の函數。簡單な三角法計算。測角術。空間に於ける直線及平面。立體算出の繼續。

幾何學的作圖及測定　算術に關聯して曲線作圖。平面圖。見取圖法。測量及水準測量の練習。

一級

算　術　プロバビリテイ法の基本觀念。方程式法。特に近似値解答。有理函數及其の推論。二三の絶對函數及其の推論（三角函數及測圓法の函數、對數函數及指數函數）。級數展開に依る絶對函數の近似的計算。積分學の最も簡單なる場合、竝に曲線、平面內容及空間內容の計算への應用。數概念及函數概念發展への注意。

幾何學　球狀三角法。數學的地理學及天文學。直線及圓の解析幾何學。圓壔及圓錐に依る平面裁斷。圓錐曲線の面の定義と關聯して取扱ふこと（Dandelin の球）。平面裁斷の初步。幾何學的取扱及解析的取扱。

幾何學的作圖及測定　算術及幾何に關聯して曲線作圖、特に平面裁斷に依る近似値構成。球平面の部分の描寫、（地圖法）中心遠景畫法及陰影法の簡單なる應用。數學的地理及數學的天文學よりの測定及計算。歷史的及哲學的立脚點の下に注意を拂ふべし。

自然科學

授業時間

	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下 一學期	二級下 二學期	二級上	一級下 一學期	一級下 二學期	一級上 一學期	一級上 二學期
物理學	—	—	—	二	三	一	一	二	二	二	三	三
化學	—	—	—	—	—	三	三	二	三	三	二	二
生物學	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一

物　理

三級下及三級上

Lyzeum の場合に同じ。

自二級上至一級上

Oberlyzeum の場合に同じ。同時に生徒の實習又特に電氣及力學の徹底竝に數術。

化　學

二級下
Lyzeum の場合に同じ。
自二級上至一級上
Oberrealschule の場合に同じ。但し若干の教材提示を縮小す。
生物學
自六級至四級及二級下
Lyzeum の場合に同じ。
Oberrealschule の場合に同じ。Oberrealschule より教授時數削きを以て材料は更に制限せざるべからず。
d Realgymnasiale Studienanstalt（レアルギムナジウム型の女子高等學校）
羅甸語
自三級下至三級上
ギムナジウム型の女子高等學校に對する規定を適當に應用すべし。時間數一層少きを以て、聯絡ある讀物は——ファエドルス（Phaedrus）を除き——唯例外的場合にのみ可能なるに過ず。
二級下
文法　ギムナジウム型の女子高等學校二級下に對する規定參照。羅甸語への飜譯は、此の級より、外國語よりの飜譯のシステマティックな練習に代る。
講讀　オヴィド（Ovid）の變形（メタモルフォーゼ）四旬祭（ファスチン）及其の他の悲歌的詩文の選集。——リヴィウス（Livius）の大古史乃至はサルスト（Sallust）の Bellum Catilinae（シセロ（cicero）のカチリナ彈劾演說の飜譯と竝んで）の選集或はプリニウス（Plinius）の書簡の選集。

作文　レアルギムナジウムに對する規定參照。
自二級上至一級
レアルギムナジウムに對する規定を準用すべし。
第一近代外國語としての佛蘭西語
下級及中級はリツェウムの場合に同じ。併し羅甸語は、三級下に於て始まるを以て大體に於て目的の增加を可能ならしむるべし。上級に就ては勿論授業の進行及一般的目的はレフオルムレアルギムナジウムの場合と同じく、唯材料選擇に際しては、全體教授時數の遙に僅小なるに（四十四時間に對し三十六時間）注意すべし。
第二近代外國語としての佛蘭西語
二級下に於ては詞論、二級上に於て其の完結。二級上に於て文章論、一級に於て其の補充をなし、又歷史的竝に比較的觀察法に依りて徹底せしむること。講讀及文化學（クルトウアクンデ）に對しては一般に男子のレフオルムレアルギムナジウムの場合と同じ立場が適用せらる。但し固々全體の教授時數少きを以て（二十六時に對して十六時間）材料に非常なる制限が加へられ、從つて又自然目的達成を低下する事になる。
第一近代外國語としての英語
下級及中級はオーバーレアルシューレ型のオーバーリツェウムの場合に同じ。上級に對してはレフオルムレアルギムナジウムの學科課程適用せらる。但し全體の教授時數の僅小なることに注意すべし。（四十一時間に對して三十六時間）
第二近代外國語としての英語
二級下に於ては詞論、二級上に於て其の完結。二級上に於て文章論、一級に於て其補充をなし、且歷史的竝に比較觀察法に依りて徹底せしむべし。講讀及文化學に對しては一般に男子のレフオルムレアルギムナジウムの場合に於けると同樣の立場が適用せらる。但し全體の教授時數の一層尠きことに注意すべし（二十三時間に對する十六時間）。

數學

自六級至二級下

リツェウムの場合に同じ。

自二級上至一級上

オーバーリツェウムの場合に同じ。

自然科學

授業時間

	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下 一學期	二級下 二學期	一級下	一級上 一學期	一級上 二學期	一級下 二學期	一級上
物理學	—	—	—	二	二	—	—	二	三	三	三	三
化學	—	—	—	—	—	二	二	—	—	—	—	—
生物學	二	二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—

物理學

自三級下至三級上

リツェウムの場合に同じ。但し個々の章節を短縮すべし。

自二級上至一級上

オーバーリツェウムの場合に同じ。

化學

二級下

リツェウムに同じ、但し材料を短縮すべし。

二級上

オーバーレアルシューレ型のオーバーリツェウムに於けると同じ。但し材料を短縮すべし。

一級下

羅甸語

三級下

ギムナジウムの羅甸語の初步教授に對して與へられたる規定を準用すべし。名詞、代名詞及動詞の所謂規則的詞論、文章論の重要なる規則、初步的語彙の修得、但し組織的分類に依りて、凡て女生徒に既知の近代外國語と不斷に聯結を保ちつゝ教ふべし。教科書は其の材料選擇に於ても亦クラスの獨逸語及歷史教授に役立つ樣考慮すべし。發音練習及筆記的課業はギムナジウムの之と相應する級に於けると同じ。

三級上

有機化學上の教訓。但し生活事象及食糧、竝に農業、工業に最重要なる材料及現象を選擇して教ふべし。

生物學

自六級至四級及二級下

リツェウムの場合に同じ。

一級上

オーバーリツェウムに於けると同じ。

e Gymnasiale Studienanstalt（ギムナジウム型の女子高等學校）

文　法　三級下に於けると同様の原則に從て詞論の完結。學校文法と關聯して文章論及詞論の組織的なる取扱、但し重要なる部分のみを爲すべし。既習の語彙及動詞原形の復習及敷衍。

發音的練習及筆記的課業はギムナジウムの同程度の級に於けると同じ。

講　讀　フェドルスの選集（竝に其の他の寓話文學の展望。何れか一の寓話を羅甸語にて暗記すべし）。クルティウス・ルーフス(Curtius Rufs) 乃至はシーザーの Bellum Gallicum（就中第七卷）の選集。之は二級下の歴史教授の準備となる。

二級下

文　法　文章論の複習及終結的補充。又獨逸語及女生徒の既知の近代外國語と比較對照して爲すべし。——既習の語彙及動詞原形の複習。——發音及筆記的飜譯練習及他の言語練習は三級上に同じ。

講　讀　ギムナジウムの二級下に對して述べたる原則を適用すべし。オヴィッドの講讀は重要視せらる。

筆記的課業　ギムナジウムに對する規定參照。

自二級至一級

ギムナジウムの規定が適用せらる。

希　臘　語

二級下

ギムナジウムの希臘語初步教授に對する規定の準用あり。ε に至る動詞までを含めたる詞論。文章論の基礎的規則。

授業は讀本及練習本（イプンスブフ）乃至はホーマーのオディセー(Homers Odysse)又はクセノフォンのアナバシス（Xenophons Anabasis）に關聯して爲さる。此の讀本及練習本は既に早く本來の希臘語の文章や作品を提供せしてる。（例へば格言、Apophthegmen 寓話、簡易なる小說の如きもの）。授業は同時に古代史の教授に役立つ樣にする。

豐富なる清書、書取、Formenerkennen の練習。練習帳への飜譯、約四週間毎に課業として希臘語への飜譯。

二級上

文　法　詞論の完結。動詞原形を決定的に覺え込ますこと。其の知識は講讀にとりて必要なるものなり。文章論の組織的取扱。常に外國語で表すことから始め、又女生徒の既知の他の言語の表現法と不斷に比較してなすべし。

講　讀　アナバーシス講讀の完了を出來るだけ速にすべし。（若し二級下に於て選ばれたる場合）。他の點ではギムナジウム二級上に對して與へられたる規定を適用す。オデセーの講讀は適當に此の年級に於て完了すべし。辯護演說（アポロギー）の講讀は一級下でも亦續くることを得。

筆記的課業　約四週間毎に第一に希臘語への飜譯、次に希臘語より獨逸語へ。此は時々文法的說明を添ふべし。

一級

文　法　必要に應じて詞論の復習及確立。文章論の徹底。

其の他に於てはギムナジウムに對して與へられたる規定が適用せらる。希臘悲劇の講讀に際しては Antigone, Trachinier-innen, Elektra, Hippolytos, Media, Alkestis 等が特に重要なものなり。メナンデル（Menander）の講讀も亦適當である。

佛蘭西語

下級及中級は全體に於てリツェウムに於けると同じ。

教授時數の少きことは（二十七時間に對する二十四時間）大部分は三級下に始まる羅甸語の授業に依つて平均せらる。上級に對してはギムナジウムの場合と同樣の立場が適用せらる。併し全體の教授時數甚だ多きを以て（十五時間に對する三十時間）教授目的を著しく高むることを得、特に讀本の範圍や選擇に當りて然り。

英　語

下級及中級は全體に於てリツェウムの場合に同じ。上級に對してはギムナジウムに於けると同樣の立脚點が適用せらる。併

し全體の數授時數甚だ多きを以つて（十五時間に對する三十時間）教授目的を著しく高めることを得。特に讀本の範圍及選擇に當りて然り。

數學

自六級至三級上

リツェウムの場合に同じ。

二級下

算術　自乘及根の原理。根で表はされたるものゝ計算。一つの未知數を有する二次方程式。

幾何學　直線の比例。相似法。其の圓への應用。圓周及圓の內容。最も簡單なる立體の計算及描寫。直角三角形の三角術的取扱の初步、但し二三の函數價値の作圖的に設計せられたる表を利用して實際的なる問題と關聯せしむべし。

幾何學的作圖及測定　算術と關聯して圓作圖。近似値作圖（圓）。立體像の規則的なる描寫。近似値法と關聯して簡單なる測量練習。

二級上

算術　指數函數及對數函數。四位の對數及計算遊標（照尺）。對數計算。プラスの整數より複合數に至る數範圍の構成。複合數を有つた四則。

幾何學　三角函數。簡單なる三角法。測角術。空間に於ける直線及平面。立體の計算及描寫の繼續。

幾何學的作圖及測定　算術に關聯して曲線作圖。平面圖、見取圖方法。測量及水準測量の簡單なる實習。

一級

算術　第一順列の算術級數。複利計算及利子計算。竝に其の經濟生活上よりの應用。正の整指數に對する二項式定理。微分積分の初步（微分の商の定義、其の幾何學的及物理的意義）竝に有理函數及三角函數の取扱への其の應用。特に最高價値及最低價値の計算、轉回點（ウエンデプンクト）、轉回切線（ウエンデタンゼント）等々。積分學の方法に依りて平面內容及空間內容の最も簡單なる計算（例へば球、Paraboloid 等々）。

幾何學　球體三角術の基礎概念。（正弦定理、側面餘弦定理）。數學的地理學及天文學への應用。坐標幾何學。圓錐曲線の總括的取扱。

幾何學的作圖及測定　圓錐曲線の作圖。中心遠景畫法。球表面部分の描寫（地圖法（カルタンレーレ））。簡單なる天文學的觀察竝に測定及計算練習。

歷史的及哲學的立場の下に注意を拂ふべし。

自然科學

授業時間

	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下		二級上		一級下		一級上	
						一學期	二學期	一學期	二學期	一學期	二學期	一學期	二學期
物理學	一	一	一	二	二	一	一	二	二	二	二	一	二
化學	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一
生物學	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一

物理學

三級下及三級上

レアルギムナジウム型高等女學校に同じ。

自二級上至一級上

オーバーリッェウムの場合に同じ、但し音の原理を二級上に靜電氣學を一級下に置換ふ。全體の教材は僅小なる授業時間に相應して短縮すべし。

化學

二級下

リッェウムの場合に同じ、選擇して授業すべし。

二級上

オーバーリッェウムの場合に同じ。選擇して爲すべし。

生物學

自六級至四級及二級下

リッェウムの場合に同じ。

一級上

オーバーレアルシュールに於けると同じ。教授時數尠きを以て之を考慮して教材を制限すべし。

彙錄

英國之部

英國教育費

國費委員會報告書

——一九三一年七月議會に提出のもの

文部省の權限内の初等及高等教育（High Education）に就てイングランド及ウェールズ内の地方教育當局の支出總額は一九一三年—一四年度に於て三〇、〇一〇、〇〇〇磅であつたが、其以來本年度は見積額八三、六九〇、〇〇〇磅に迄增加してゐる。一九二一—二二年度に於て總額が最頂點の七三、一四六、〇〇〇磅となり、それから一九二三—二四年度は六七、六〇二、〇〇〇磅に低下した。

斯くして過去八年間に一六、〇〇〇、〇〇〇磅の增加をしてゐる。而して就學年限の上昇（それは最初全一箇年に六、二五〇、〇〇〇磅に上ると見積られてゐた）を考に入れずに計算して地方教育當局の總經費額は一九三一年には八三、五〇〇、〇〇〇磅以上の增加となるであらうと見積られてゐる。以上の額は此の國の教育の全經費を含んではゐない。援助は、大學教育に對しては國家及地方當局から與へられ、又行政團體管理の澤山の學校には國家から與へられる。一九一三—一四年及一九二二—二三年以來の各年度の總公費（Public Funds）は次表に示すが如くなるのである。

年度（四月一日始）	國庫補助に依る學校の生徒總數	地方稅負擔	國稅負擔		計	兒童一人當り經費	國稅からの割合
一九一三	六、二三四、七一〇	一六、二一三、〇〇〇	一五、五九九、〇〇〇	磅	三一、八一一、〇〇〇	五・一	四九・〇 %
一九一二	六、一六七、一四八	三一、九三五、〇〇〇	四三、八六一、〇〇〇		七五、五三一、〇〇〇	一二・三	五七・七
一九一三	六、〇五五、二六三	二九、八五三、〇〇〇	四二、五九五、〇〇〇		七二、七四四、〇〇〇	一二・〇	五八・九
一九一四	五、九五三、二五六	三〇、八四一、〇〇〇	四三、五九五、〇〇〇		七四、四三六、〇〇〇	一二・五	五八・九
一九一五	五、九二七、一八六	三一、八七二、〇〇〇	四四、二四四、〇〇〇		七六、一一六、〇〇〇	一二・八	五八・一
一九一六	五、九四六、三四七	三二、五四三、〇〇〇	四四、五三二、〇〇〇		七七、〇七五、〇〇〇	一二・九	五七・八
一九一七	五、九六八、五一三	三二、八九八、〇〇〇	四五、二四四、〇〇〇		七八、一四二、〇〇〇	一三・一	五七・九
一九二八	五、九四八、七四六	三四、九六五、〇〇〇	四四、六〇三、〇〇〇		七九、五六八、〇〇〇	一三・四	五八・一
一九二九	五、八九九、二七六	三六、八二四、〇〇〇	四五、五四〇、〇〇〇		八二、三六四、〇〇〇	一三・九	五八・二
一九三〇（見積）	五、九二一、二八	三七、四七四、〇〇〇	四六、八七四、〇〇〇		八四、三四八、〇〇〇	一四・二	五八・九
一九三一（見積）	五、九三一、七八六	三八、九七七、〇〇〇	四九、八五五、〇〇〇		八八、八三二、〇〇〇	一五・〇	五九・二

右の表に依れば Public Funds の事務の總經費は一九一三―一四年と比較して約二倍になり、其爲に地方稅に於て約一・四倍となつてゐる。國稅の負擔額も、二・三倍丈增してゐる。

此の急激なる增加の原因は澤山あるが、其の中で最も小さくないものは負擔を其の管理當局から國庫へ澤山移轉した爲とか比率補助金の形式で文部省の手に一大權力を置いたことである。地方當局を激勵する爲に文部省が有つてゐる此の力を用ふる事には明に其の背後に輿論の强い力が在つた。教育問題は大戰以來選擧演說に於ける流行の綱領であつた。而も吾人が憂ふるのは教育費を其丈使つたならばどんな結果になるかとか又他の之にも劣らない重要な國家的利益に支障を及ぼすことも無くして支出し得る限度は何處迄であるかと言ふ事に就て、深い考慮を巡らす事無くして、教育に金を使ふ事を頭から其自身善いことであると考ふる樣な傾向の在ることである。

貧困な家の兒童に與へられてゐる初等及中等教育の標準は中流階級の父兄が自分達の子供に（自分達の費用で）與へてゐる教育の標準よりも多くの場合に於て優れて居るから世間一般が生々と進歩する迄は教育擴張の政策に一休をし、其の有する運動場を整理し、其の維持費を輕減する樣に努め、現存の機械を改造する事をして居るべき時だと思ふ。

效果ある管理の爲に必要であると考へられる所の改正中、第一に吾人は郡や郡邑會の手に在る凡ての教育的機能（地方當局が關係してゐる範圍の）の集中による當局の數の減少を置く。

初等教育の爲には三一七の地方教育當局があり、高等教育の爲には一四六の地方當局が在る。

初等教育に對する三一七の地方當局の內譯は倫敦、六二郡（倫敦を除く）、八三郡邑、一三一邑、及四〇町區、高等教育の爲の當局一四六の內譯は倫敦・六二郡（倫敦を除く）及八三郡邑である。

初等教育には關係してゐるが高等教育には關係しない所の地方團體は今一三一邑（邑とは一九〇一年の統計に依れば一萬以上の人口を有するもの）と四〇町區（町區とは二萬以上の人口を有するもの）とである。（此等は通常第三部地域として知られてゐる。それは其の義務が一九〇二年の教育法の第三部の規定に依つて課せられたるものであるからである）。其の結果初等教育の當局である六二郡は、高等教育の當局である所の六二郡と同一の地域を有してはゐない事になる。卽ち初等教育當局たる其の六二郡と云ふのは、全地方自治體の地域中から一三一郡及四〇町區を取去つた後の殘と同一の地域丈を管轄するに過ぎないから。然しながら高等教育の當局として其の六二郡は都邑の地域丈を除外した殘の郡組織になつてゐる地域を包含してゐるのである。吾人は現に教育的分野の或部分に權限を行使してゐる地方當局の多くのものゝ、各自の領域內に於ける非常な效果に就ては疑を挾まないが、今や其の働たるやハドー委員會の建言に基づいて、初等教育と高等教育との間の古い差別を急速に打破する樣に進展しつゝある。今後の初等教育と高等教育との分割線は、十一歲を基準として十一歲以上の教育と其以下の教育とに分割することよりも、より低くなるであらう。其故第三部地域が殘存する限りは、年長兒童の教育に於ては、重複せる管轄の競合及混雜が存することになるであらう。

教育過程に於て希望せられてゐる他の重要なる傾向は、もつと特別化せられた仕事を發達さす様にすることである。而して此の事は年少兒童の多くの者に與ふることは無駄であらう。

吾人は更に初等事務を司つてゐる現在の行政區劃の三一七地方當局中には或ものは非常に富裕の爲に國庫補助金配分に特別の歩合を必要とすることを指摘する。貧窮町村補助金を受くる二九地域中、第三部地域に屬するものが次の表に示す通り二二も在る。效果を增し、又地方稅の不均衡を減少せしむる見地に於て、此の事務に關して吾人の推薦する行動は、他の國家的事務に關する一九二九年の地方行政法の一般政策と完全に一致して居るであらう。

此の改革の本質的な部分は郡及郡邑會が其の各自の領域内に於ける私的敎育事業の視學及援助（必要なる所では）の全責任を文部省の手から引取らねばならぬと言ふことである。

此の改變は、地方行政法規下に規定せられてゐる補助金制度の中に、此の働の趣旨を齎す事に對しての主なる障害を取除くことになるだらう。而して文部省は今やつてゐる様な小心翼々たる統御に代へ

其の制度の下に於ては、地方責任の要素は增大するであらう。

て其の事務に對する一般的忠告的監督に從ふ事が出來るであらう。

然しながら斯様な改革が成就するには長時間を要するであらうと思ふ。故に吾人は其の間に於て、吾人の望ましい次の様な臨時的な改正を推薦したい。

一、初等敎育

現在の初等敎育國庫補助は次の條件で與へられてゐる。

a. 平均出席兒童一人に付三六志。

b. 敎育俸給費の五分の三。

特別施設費、就學奬勵金、竝に一九二九年九月一日より一九三二年九月三一日に至る期間に於て改造や擴張をする

爲に要せし債務費及他の支出の二分の一、其の他の支出の五分の一。

c. 前記a項及b項の總額から、其の地域の爲に、地租附加稅が一磅に付七片宛課せられてゐるが、其の附加稅に依る收入を差引く。

d. 右の結果、純經費の五割に達せざる場合は五割に達する迄補助金額を引揚ぐべきこと。

此の公式は一九一四年のケンブ委員會の提議で制定せられたが、其の委員會で提案せられた公式中の割合の部分は四〇パーセントに限定せられた。敎員俸給の場合に六〇パーセント迄の增加は地方當局をして敎員報酬の一般標準を增加する様にさせやうとする爲である。其の目的は完全に達せられたのみで無く、吾人の意見に從へば今や減額を緊要とするに至つてゐる。此の減額は二〇パーセント以下であつてはならぬと云ふことを此の報告書第三章に主張してゐる。

敎育俸給の增大は斯様な費用に對する國庫補助の率を揚ぐる機會をなしたから、今や反對に國庫補助を五〇パーセントに引下ぐる事に依る其減額の利益は國庫に入つて行かなければならぬと云ふ事を提議する。

同時に一九二九年から三一年に至る三箇年に亘る校舍改築及增築の爲の公債負擔及經費に關して補助を特別に增大してゐる部分に就ては、今度の委員會の趣旨に從つて直に取下げられねばならぬ。

上述（d）に規定せる如く補助金の現存最低限度五割が實行せられてゐるならば、此等の提案は國の富裕な地域には何等變つた效力を及ぼす事は無いであらう。それは上述の條件で補助金を如何樣に減額しても、其等の地域に於ては、五割（最低限）と云ふ保障で以て償はれる事となるであらうから、此の事は全く公平な事であらう。

吾人は五割の最低限と云ふ事はケンブ委員會提案の重要な要素ではないと思ふ。其の事が實際に於ては委員會推薦の此の公式の最重要な目的の一なる富裕地と貧弱地との間の補助に差違をつける趣旨を打破する傾がある。それで吾人は右の事は取止にしたが良いと思ふ。

富裕な地方當局には補助金を失くし、又總てのものに出來る丈の節約減額をせんとする此の提案をなすに當つて、地方行

政法規下に於て工業及農業財産に免税する結果、七片の地方税の收入の減少が（譯者註七片租附加税は教育費補助金より差引かれる額なるを以て此の減少は反對に教育補助金の增額となる）教育補助金の約一、〇〇〇、〇〇〇磅の增加を來す結果になると云ふ事實を計上してゐるのである。それは地方行政法案に附屬する財政表に表はれる如く地方當局に與へられたい救濟に對して全部追加されるものであると、吾人は思ふのである。

小學校教育補助金の公式を其儘に實施するに就てはも一つ例外として救濟を必要とする地域を制限する事である。

一九三〇年以前に於ては教育事業の爲に、一磅に付三志六片を超過する地方附加税を負擔してゐた所の區域に對しては補助金の後期分配の際に當つて、其の超過額の半分丈の超過補助金が與へられた。此の分配に依る額が一九二九年には、二五〇、〇〇〇磅であつた。

斯くして普通分配基準たる五割―六割の補助金を與へんが爲の結果として、何れの增加支出も、國庫の計算にはそれが七・五割或は八割に當る事となつた。此の經費增大を引起し易い制度の下で、教育費が此等の地域の大部分に於て、非常に多額に達してゐるのは、別に驚くべき事ではないのである。此の分配の基準は、地方行政法規で變更せられ最早實施せられぬものとなり、新計畫に依る分配法は未だ決せられてゐない爲に、分配は二割の附加を有する一九二九―三〇年の基準に基づいて一定せられた。吾人は夙に此等の地域の多くのものが適當な一獨立行政單位を形成するには財政的に餘りに微弱である事を指摘した。それで大多數のものは上述の改革提議に基づいて更に大きな地域に變更して欲しいと思ふ。

之を未決にしながら―吾人の意見では其の方法のみが適當な救治策と思ふが―吾人は以前の計畫の中に含まれてゐる費用の強き誘惑を避けしむる樣な一つの分配の改訂基準を提議した。

吾人は斯くすれば、補助金分配の分野を多分必然的に擴張するであらう事を認める。そして此の爲に吾人は現在の三〇〇、〇〇〇磅の額の或增加を許して來たのである。

二、高等教育

高等教育は廣い分野の活動範圍を含んでゐる。此等（活動）が地方當局に依つて實行せらるゝ限では國家は國家が若し給與しなければ結局、地方税の上に降掛かるであらう費用の半額を給與する。他の團體に對して國家は人員數に基づき種々の補助を爲す。此の國に於ては高等教育の費用に就ての完全なる報告は得られない。地方教育當局の純支出の近年に於けるものを次に掲ぐ。

地方教育當局の純支出（單位千磅）

四月一日學年始（一）	一九一三―四年（二）	一九二一―二年（三）	一九二二―三年（四）	一九二三―四年（五）	一九二四―五年（六）	一九二五―六年（七）	一九二六年（八）	一九二七年（九）	一九二八年（一〇）	一九二九年（一一）	一九三〇年（一二）	一九三一年（一三）
一 大學及教員養成	詳細不明	四五七	三七八	三二四	三三〇	三二五	三一七	三〇九	二八八	二八二	三三二	三二〇
二 中等教育		五、二九五	四、九一二	四、四九六	四、七四三	四、九八〇	五、〇二九	五、五六八	六、一七六	六、四七一	六、八九四	七、二〇〇
三 實業諸學校		三、六七〇	三、一五三	二、九三八	三、一四三	三、三六八	三、三三四	三、六一〇	三、七三三	三、九六一	四、一九六	四、三〇〇
四 債務費		六四〇	七一七	七二〇	七一八	七五一	八三二	九五六	一、一一〇	一、二五〇	一、四八三	一、六六〇
五 行政及視察費		六七二	六四八	六〇五	六六四	七一四	七二六	七三五	七〇三	七一二	七五一	七五〇
六 學生補助金		一、三八三	一、五七一	一、五八九	一、六二一	一、六九五	一、七六九	一、八七〇	一、九八二	二、〇九九	二、二五七	二、三二〇
七 他の支出		三三四	二七六	一九四	一九五	二〇二	二三一	一九一	二六一	二五二	四四二	四五〇
八 職員恩給積立寄附		—	—	—	—	—	—	—	二七六	二七一	二九三	四〇〇
九 計	四、四〇三	一二、四五一	一一、六五五	一〇、八六六	一一、四一四	一二、〇三五	一二、二三八	一三、三三九	一四、五二九	一五、三〇四	一六、六四八	一七、四〇〇

大戰前に於ては此等の支出に對する國家の補助は主として人數割で振當てられたが一九一八年の教育法の下に於てはそれは五割主義で與へらるゝ事となつた。

一九三〇年三月三一日迄は補助金の中八〇七、〇〇〇磅が地方税會計から與へられ其の殘餘金が文部省豫算に設定せられてゐたが、其の日以後は全額が文部省豫算に計上せられた。

ゲッド委員會は其の支出が其の審議の當時は非常に急速に増加してゐる事を説明した。一九二二―三年には議會の豫算額は一六、二〇〇、〇〇〇磅であつた。節約の爲の國民運動は其の年に於ける實際經費を二、六五五、〇〇〇磅に下げ、そして一九二七年に至つて初めて一九二一年の經費を超過するに至つた。其以來經費は年々一、〇〇〇、〇〇〇磅を增加した。此の增加の一部分は文部省に依つて直接に救濟せられる種類のものから、(國庫補助金の補助の下に)地方當局に依つて救濟せらるゝ學校に移轉せらるゝに至つた結果による。此の變更はゲッド委員會が如何なる學校も補助を双方の管から受くるべきものでないと云ふ提議に從つたのである。そして次表に示す數年度の間、地方教育當局以外の團體に對する高等教育の爲の補助金は次の如き結果になつた。

地方自治體以外の團體に與へられた高等教育補助金

會計年度	教員養成	中等教育	實業教育	(教員退職賜金法(一九二五年)の下に於て教育補助金に對する補助)	ウエールズ中央教育局	計
	詳細不明					
	磅	磅	磅	磅	磅	磅
一九一三―一四年	八〇三、二六一	一、〇八九、一八八	一〇七、九二〇			二、〇〇〇、三六九
一九二一―二二年	七二三、六七七	一、二七八、三八〇	一〇三、三六六			二、一〇五、四三三
一九二二―二三年	六七五、八〇五	一、一五四、八一二	一二三、四七三			一、九四四、〇九〇
一九二三―二四年	七二一、八八七	一、一四二、一三三	一一〇、〇九八			一、九七三、一一七
一九二四―二五年	六六五、九七二	一、一四〇、三五二	一〇七、五七〇			一、九一三、八九四
一九二五―二六年	六六九、四九四	一、一九三、〇二五	一二六、四三四			一、九七八、八四三
一九二六―二七年	六九八、七三九	八二二、五八七	一〇三、五四八			一、六二九、四七四
一九二七―二八年	六九五、二二二	五〇六、一二一	一〇五、四八一	三五、二五四	四、六〇〇	一、三四七、〇七一
一九二八―二九年	七三一、八二三	五〇八、九三〇	一二一、七三五	四二、二六五	四、九三五	一、三九九、六七八
一九二九―三〇年	七八七、〇五四	六〇五、八〇〇	一二八、六〇〇	四二、五〇〇	五、〇〇〇	一、五五八、九五四
一九三一年	八二二、一七〇	六〇二、二五〇	一三〇、五〇〇	四二、五〇〇	七、二〇〇	一、六〇四、六二〇

地方教育當局に與ふる比率補助金の作用の下に於て(後述俸給表に示すが如き吾人の提案の結果)國庫は地方教育當局立の學校の教員俸給の節約の半分丈を收得することになるであらう。

漸次地方當局に依つて補助されてゐる學校に付てもそれと同樣な節約が國庫に收納せられる樣に進めねばならぬ。

地方教育當局以外の團體に對する國庫補助金は主として人頭割である。吾人は補助金の率は此の場合に於ても亦、教員の俸給に豫定せらるべき節約の半分の利益が國庫に與へらるゝ樣に工夫せられん事を提議する。高等教育の分野に於て教員俸給の減少に依る國庫の全節約は約九五〇、〇〇〇磅であると見積る。

之に附加へて學校を增加することや此等の學校の授業料免除生の割合の漸次增加の爲に、中等教育の上に公費の支出が急增するのを漸次低める樣に段々進んで行かねばならんと思ふ。一九二〇年以來中等教育に於ける授業料免除生の數は實際に於て二倍になつてゐるのに一方授業料を支拂ふ者の數は殆ど變化を示してゐない。

次の表は一九三〇年一〇月迄の狀態を示し最近日の分まで判つてゐる。

年月日	月謝生徒數	無月謝生徒數	計
一九二〇年 三月三一日	二〇六、八九一	一〇一、三七五	三〇八、二六六
一九二二年	二二一、五八四	一三三、三七二	三五四、九五六
一九二四年	二一五、一二八	一三四、〇一三	三四九、一四一
一九二六年	二一七、二六一	一四三、二四二	三六〇、五〇三
一九二八年	二一七、一八七	一六〇、三五三	三七七、五四〇
一九二九年	二一八、七三九	一六九、二五四	三八六、九九三
一九三〇年一〇月三一日(見積)	二一八、九六一	一九八、〇二四	四一六、九八五

新しい學校の企畫が既に採用せられた。そして其の建設の途中に於て見積られた數は全部で約四四〇、〇〇〇人以上に達

し其の中の約半分は授業料を免除せらるゝ者であるであらう。

公費の援助なき設備に於て施さんとする計畫と、一九二〇年の出産率大低下とに依つて近き將來に中學教育の年齢に該當する兒童數が確に著減するのを計算に入れて、吾人は此の企圖は現代の財政狀態に於て適當とせらるべきだと思ふ。

吾人は更に大部分の經費は支拂能力ある兩親に課する所の授業料で以て充つることが出來るし、又そうしなければならんと云ふ意見を有する。

或地方當局は彼等の學校を全く無月謝たらしめ、尙無月謝制を採用してゐない地方の爲には一般に彼の比率補助金に依り此の地方の費用の半分を投げ出さしめた此の現時の制度は吾人には適當なものでない樣に思はれる。

此の狀態は教育制度の一般的改革及上述提案の補助金に依つて十分應ぜらるゝが、然し授業料に關する現存の政策は今暫く再檢討せられねばならぬ。

地方當局は其の選べる授業料を課するも課せざるも自由であらねばならぬことになつてゐる。其故國家補助金を與ふる場合には、前年の間學生に對し國家の平均額以下の平均授業料を取れる何れの地域に對しても、其の平均授業料だけは實際收納せられたと言ふ假定に基づいて、與へらるべきであると提議する。

吾人は更に無月謝階級への補助金は其の父兄が減額料金さへも納め得ないと言ふことの證明が出來ることを條件としてなさるべきだと提議する。

又一面に於て授業料の額も漸次增加して其の父兄が私立學校に支拂ふことを欲する基準にもつと近づく迄行かねばならぬ。斯樣な方法で、吾人は授業料からして全收入の二割五分より低からざる卽ち約一、〇〇〇、〇〇〇磅を增加することが出來なくてはならぬと思ふ。そして其の半額は五割補助金の作用に依り又は人頭率の修正に依りて、國庫に收納せられねばならぬと考へる。

要するに現存の政策に於ては教育の爲の國庫の負擔は一九三一年よりも一九三二年に於ては約二、二五〇、〇〇〇磅丈多くなる計算になると云ふことを論及せられなければならぬ。そして、スコットランドの分もそれに比例して增加し、兩方を合して、その額は前九頁の豫想（譯者註、卽ち一九三一年には一九三一年より教育費が二、五五〇、〇〇〇磅の增加となる計算）の中三五〇、〇〇〇磅は教員俸給に對する負擔が急激に增大したことの爲に必要とせられ、それからもつと多くの額が他の避け難い事業費に適應する爲に必要とせらるゝであらう。然し、吾人は地方當局が現時に於て節約の緊要を認むるならば、其の增加は一、〇〇〇、〇〇〇磅に制限せらるゝであらうと信ずる。

前述の提議に依る財政的結果は次の如く計上せらるゝであらう。

イングランド及ウェールズ

一、國庫補助金の最低額が五割と云ふことの廢除により　一、四五〇、〇〇〇磅

二、教員俸給二割減額の爲及退職賜金積立減少を計上した後、教員俸給に對する國庫補助の六割から五割の減少及貧窮地域に對する補助金の增額を入れて　七、八〇〇、〇〇〇磅

三、次の結果高等教育に對する國庫補助金の減額　九五〇、〇〇〇磅

(一)　教員俸給二割減　五〇〇、〇〇〇磅

(二)　授業料增額　一、二五〇、〇〇〇磅

四、一九三二年度教員費の增大の減退　一一、九五〇、〇〇〇磅

計（イングランドウェールズ）　一、六四〇、〇〇〇磅

五、スコットランドの教育補助金はイングランドに對する補助金に比例して、一一對八〇の割合にて變化するが斯くしてその割合に依るスコットランドの節約は　一三、五九〇、〇〇〇磅

約　一三、六〇〇、〇〇〇磅

此は當初五箇年に於ける總減少額を表はす。

然し乍ら教育補助金は例年の計算では九割丈支拂はれてゐて、其の剩餘金は次年度に繰越されるから、一九三二年の節約は右の額の九割丈であらう。然し吾人は此の提議の一般的效果は、然らずば其の後の年に於て要すべかりし費用と比較して一三、五〇〇、〇〇〇磅以上の減少をする結果となるであらうことを信ずる。其の額は費用支出が非常に增大してゐるのであるから、大きなものである。

吾人の提議する減額をしても少しも、現に與へられてゐる教育的效果を引下げる結果にはならぬ。

大學に對する補助金

大學に對する國家の補助は大藏省委員會の提議に基づいて特別豫算からなされる。一九二二年に於て下付された全額は(それは一九二〇年に一、二五〇、〇〇〇磅から一、五〇〇、〇〇〇磅に增額せられた。)ゲット委員會の提議に基づいて以前通り一、二五〇、〇〇〇磅に減少せられた。然しその二五〇、〇〇〇磅は再び一九二五年に再調の上又增加せられた。次の五年目即ち一九三〇年の再調に依つて全額は更に增加せられて次の五年間は一、七五〇、〇〇〇磅とせられた。吾人は此の補助金の增額せられた部分は大學に於て時々その教員の俸給を非常に增加した爲の必要に充てられたと思ふ。教育の他の分野に於ける吾人の提議から考へて見るならば、吾人はこの超過額の二五〇、〇〇〇磅と云ふのは廢止せらるべきだと考へる。

吾人は大學の經費の增加したることは寄附に依つて建てられた附加的設備の維持の爲でないと言ふことを指摘する。或場合に於ては寄附は其の適當額が基本金として割當てられてゐる所に於てのみ受納してよいと言ふ規則が定められてゐたと思ふ。そして吾人は此の規則が一般的に採用せられん事を望むのである。

英國教員俸給

一九三一年イングランド及ウェールズに於て教員に支拂はれる見積額は小學校教員に、四二、九〇〇、〇〇〇磅(それに對して國家は一般に其の六割即ち二五、七四〇、〇〇〇磅を支拂ふ)中等及實業學校教員(Secondary and technical teachers)に對して一一、二五〇、〇〇〇磅(それに對して國家は其の五割即ち五、六二五、〇〇〇磅を支拂ふ)である。

斯くの如くしてイングランド及ウェールズに於ける國家からの全給與額は 三一、三六五、〇〇〇磅である。

スコットランドに於ては、國家が其の教育費に支拂ふ費用は右の給與額の八〇分の一一で即ち四、三一三、〇〇〇磅である。結局大ブリテン全體に於て、教員報酬に對する國家の補助金總額は三五、六七八、〇〇〇磅である。

警官の場合と同じく教員の俸給は大戰前は地方々々で非常に異つてゐた。戰後に於て教員の俸給は「公立小學校の俸給間題は全國協調して、國家的基礎に基づき秩序ある進步的解決をし、それに適應して中等學校に於ても教員俸給の解決を得よう」とする考でバーナム委員會(Burnham Committee)の審議する所となつた。

バーナム委員會は最初、假の最低俸給表を作製し、次に小學校教員の標準俸給表を提案し、之を諸教育當局に配布し最後に中等及實業學校の俸給表を提案して一組の報告書を發行した。

假俸給表の提案せられた時は生活費が戰前より約一二五パーセント增してゐて、小學校長のは二倍以上であつた。後の提案がなされた時は、生活費がも少し上つて戰前の一六四パーセント增してゐて、小學教員の標準額は戰前平均よりも一五九パーセント(まあざつと戰前の二倍半)の增加報酬になつてゐた。若し生活費が戰前以上約一七〇パーセント增したならばボーナスが與へられねばならぬ。然し生活費が下降しても減額に對する條款は作られなかつた。

斯くの如く定められた俸給表は一九二一年四月一日より一九二五年三月三一日迄の四箇年間は有效であつた。併しながら

それの全效果は直ちに現れなかつた。新俸給表に於ける正當の地位に迄各教員の地位を持來らす爲の金額の增加は毎年同じ年額で三年間に與へられた。卽ち其の全計畫は一九二三年度（四月一日年度始）になつて始めて働をする樣になつた。

一九二一年の秋、ゲッド委員會は教育費の審議をした。此の時に於ては生活費は幾分下つてゐた。低下した生活費を基礎にして自治體内の大部分の階級の者には減額が爲され、尙其の當時減額が續けられてゐた際に當つて、教員俸給に就ては其の增俸は生活費の非常なる低下に依つて毫も障害を受けなかつたのみならず、尙現に自然的に增加してゐると言ふ驚くべき事實があることを說明した。

ゲッド委員會は明に初等、中等、實業學校教員俸給の大削減を企圖した。

然しながら、教員は國家の爲に俸給率大削減の企に當面せなければならぬと委員會が提案した其の時には、何等の行動も取られなかつた。それは其時に斯かる削減を行ふ事は信用の破壞を意味するであらうとの意見が明に釀されたからであつた。

然し一九二二年には生活費はもつと下降し今やバーナム歩合は正當でないと云ふ事が明になつて來たので一九二二年十二月二九日に教員達は一九二三年四月一日以後五歩の減俸を採用する事を決定した。此の減額は一九二四―二五年度にも異議無く續けられた。

此の點に於て教員俸給に對して少し論及しなければならぬ。

戰前は俸給の額は不適當であつて、此の不適當の支拂に對して男教員は年三磅一二志の寄附を爲した。一九一八年に寄附金は廢され俸給表は一般文官の表に近づきつゝ改善せられた。俸給は全部國家から支拂はれた。ゲッド委員會は地方當局のそれに基づいて支拂つてゐる俸給表卽ち退職年齡とか地位の上進に就て論議したが、俸給額の多寡に就ては何等の論議もしなかつた。彼等は教員は其の俸給に對し資本課稅として五歩を支拂はねばならぬと提案した。而して此の提案は一九二二年六月一日から法令として規定せられた。

俸給に比例して課せられた此の俸給減額（資本課稅）を考慮に入れて考へて見ても、一九一八年の俸給表は、一九二二年

に課せられた寄附を加へてさへも、戰前の寄附を出す俸給表よりも教員に採りては有利であると言ふ事が記憶せられねばならぬ。

バーナム俸給表は一九二五年再審に附せられねばならなかつた。協議は一九二三年に始められた。而して地方當局は詳細に亙りて審議する以前に一律に一割五分次に一割二分次で一割の減額を要求した。然しながら此の決定は破棄せられて、而して作成せらるべき再審の決定はバーナム卿の裁定に委した。斯くして算出せられた額は約五〇、〇〇〇、〇〇〇磅の俸給額から五〇〇、〇〇〇磅以下の額卽ち一歩以下の減額となつた。

色々の修正の結果は次の表で見る事が出來る。

	正教員 男		正教員 女		準教員	助教員	全體 男子	全體 女子	全教員
	磅		磅						
一九一四年三月三一日	一四七		一〇三		一二八	四〇	一三九	二八	九七
一九二二年三月三一日（バーナム俸給表第一年目）	三三七		二八一		五八				
一九二三年三月三一日（バーナム俸給表第二年目）	三四六		二七〇		一四六	九六	三二六	二三四	二五一
一九二四年三月三一日（バーナム俸給表が完全な效力を生じたが北時差に一方五歩の減額があつた）	三三七		二六六		一五一	九七	三三六	二三四	二五一
一九三〇年三年三一日	三二四		二五四		一四三	九八	三二四	二一七	二四五

バーナム俸給表が完全に效果を表はした場合は若しそれに減額がなかつたならば一九二四年三月三一日の平均額に一九分の一を加へたる額を支給せらるゝことゝなる筈であつた。卽ち

一九二四年三月三十日の俸給の平均に$\frac{1}{19}$を增せば	三五五	二八〇	三〇四	一五五	一〇二	三四五	二三三	二六一

（注意）一九一四年には正教員の俸給は毎年男子に於て三磅一二志、女子に於て二磅八志の恩給積立金（Pension Contributions）をせねばならなかつた。

一九二〇年或は一九二一年には恩給積立金はなかつた。一九二二年六月一日から恩給を受ける教員（此中には助教員を除く外は此表中にある總ての階級を含む）の俸給は五分の恩給積立金を課せられた。此の表中の數額は總て恩給積立金に依る減額を耗除せざる俸給を示す。

最後の表の額と一九三〇年三月三一日の表の額との差違は、斯くして一九二三―二五年に五歩の減額を來す結果となり、それから更に一九二五年四月一日からの再審に依つて變更があつた。卽ちバーナム俸給表が完全に效果を生じた時の額に比較すると總ての教員の平均俸給に於ける總減少は六分一厘を示してゐる。

一九二五年に定まつた俸給表は、一年の豫告付で一九三一年三月三一日以後修正せられ一九三二年三月三一日から其の俸給表を廢めると言ふ事が告示せられてゐる。而して、今や其の俸給表修正の審議が爲されてゐる。

俸給表をもつと詳細に檢討する前に、吾人は再審の方法に就いて考へて見る。教員は地方當局に依つて傭はれ又支拂を受ける。彼等の俸給を定むる事は教員の代表と地方當局との協議事項であると考へられる。國家との關係は歩合補助金を支拂ふと言ふ事に依るのである。理論としては國家は補助金の全部の支拂を委せられないで補助の目的の爲に合理的と思はれる丈の額を是認するのみの必要がある。種々の理論も此の地位に從つて生じて來てゐる。然しそれが假令理論的に正しいとしてもそれは吾人の實際的見地からすれば納得し難いものである。若しも國家が地方當局の代表者と教員との協定或は仲裁人に依つて決定せられた額よりも低い額で補助金を支拂はうと企てるとしたならば、國家は明に非常に困難な立場に逢着するであらう。實際に於ては地方當局及教員が俸給を決定し、國家は其の決定案の六割又は或場合には其以上（初等學校教員の場合に於て）を支拂はなければならぬ立場にある。

少くとも爲さねばならぬ本質的な改革は國家は其の協議會の一當事者でなければならず、又其の協議會以前に、斯様な稅を含む事柄の決定の爲に重要な國費審議會を開かねばならぬと言ふ事である。然し現在の事態はもつと差迫つてゐる様である。現在の財政狀態に於ては政府は補助金が規定歩合の總額に全般的削減があると言ふ假定の上で支拂はるゝべきである事を、協議團體に前以て告知して置かねばならぬと云ふ事が本質的な事である。

之と關聯して吾人は警官の地位を示して見よう。

教員と同じ事は彼等も亦地方當局に依つて雇はれ、支給せられ、昇進させられ、退職する。教員と異るのは彼等の給與は國家からの歩合補助金に依つて補助せられて地方當局に依り支給せられる。然も彼等の場合には其の俸給は國家が定める。吾人は警官の場合に國家が俸給を定める事が是認せられるならば、何故教員の場合にはそれが是認せられてならぬかと言ふ事の根本的理由を解するに苦しむ。

バーナム委員會が根本的に其の提案を審議した事情と言ひ、又特に生活費が戰前よりも一七〇パーセント以上昇る（卽ち二・七倍以上となる）ならば加俸が支給せられねばならぬと提案した事から見て其の俸給表は大戰直後の生活費の最上昇に照して定められたと云ふ事は明である。生活費が戰前以上一七〇パーセント增加から、現在の如く四五パーセント增加（卽ち戰前の一・四五倍）に下つたのはその俸給表作製時より四六パーセント丈生活費が下つた譯である。

若しも教員の俸給が一般文官の生活費表に適應して揃へらるゝとすれば、一年三五五磅の最高額（バーナム委員會案に依る男正教員の最高平均額）は、現在一般文官俸給表の上に於ては戰前以上五五パーセントで年額二二一磅、卽ち最高俸給表の時より三八パーセント下つてゐるから同樣に男正教員の現在平均俸給三三四磅から三四パーセントだけ下るべき計算にならねばならぬ。同樣にして女子正教員の方も最高年額の二八〇磅から四〇パーセント下げて年額一六八磅に下らなくてはならず卽ち現在の平均俸給（年二五四磅）から三四パーセントだけ下げられねばならぬ。

ゲット委員會に依つて指摘せられた樣に、公職者の大部分は公の支出に於て年七〇磅平均の大制限を或者は二年間、或者は四年間に亙りて受けた。

中等教員の報酬は初等教員の報酬と非常に似た方向を採つた。前に吾人の報告に於て初等教員に與へられた所の報酬に加

へて同一の線上に表を示せば

平均俸給	學士		學士に非ざるもの	
	男	女	男及女	
一九一四年三月三一日	磅 二三五	磅 一五一	磅 一九四	磅 一三九
一九二二年三月三一日【パーナム俸給表第一年目】	四五二	三四三	四〇〇	三〇一
一九二三年三月三一日【パーナム俸給表第二年目】	四六一	三五九	四一三	三一九
一九二三年三月三一日【パーナム俸給表が完全なる力を生じたが此の時迄一方五歩の讓歩があつた】	四四二	三四八	三九九	三一〇
一九三〇年三月三一日	四三六	三四八	三九七	二七六
一九二四年三月三一日の俸給の平均に$\frac{1}{10}$を增加せば	四六五	三六六	四二〇	二九七

此の表で見れば學士への支拂は初等教員への支拂に非常に接近して隨伴してゐる。學士でない者への支拂は平均額から見れば他の階級のものよりより多く變更せられてゐる様に見える。然し之は一九二四年から一九三〇年迄の間に爲された級別の變更に依るのであつて、其の額が他と異る度合に變更せられたと言ふ譯では無い事を吾人は承知する。

實業教員の場合には初等教員及中等教員の場合に於けるよりも其の仲間にはより廣い種類の資格がある。實業教員の大部分は中等教員の俸給表に依つて支拂はれてゐる。然し特別の地位の人も澤山在る。

而して生活費の變化の結果から割出せば教員の俸給には何れにでも三〇パーセント近くの減額があるべき筈となる。

假令それは合理的であらうとも、斯様な大減額を實施する事は實際上困難なる事、及より高い生活標準に段々に適合する様にと（其の爲には必然的に彼等の俸給の購買力の增大を伴ふの必要がある）考へるならば、吾人はそんなに多額の減額を

提案する事は出來ない。

然しながら吾人は教員と國稅竝に地方稅納稅者の主張を臨梅して後二割減が爲し得らるゝ最小のものであると思ふ。吾人は初等教員に關する平均額に於て此の削減を爲しても尙戰前の報酬の二倍以上を下らぬであらうと言ふ事を指摘する。

吾人は將來事情が違つて來る時はそれに適應して時々に條款の變更が爲されねばならぬと言ふ事を條件として現存の俸給協定の中に此の條款が作られねばならぬと言ふ事を提案する。

獨逸の學校情況

初等學校

五年毎に取られる學校統計の此度の分（一九三一―一九三二年に亙るもの）を次に示す（内務省教育局發表）

初等教育に關するものは公的のものゝみ示されてゐるが然し公的のものが全國の全學校の九九・四パーセントを占むるし就學義務年齢者の九一・六パーセントが此の中にあるから之を以て大體全體の學校狀態を覗ふ事が出來よう。

一、生　徒

獨逸公初等學校の生徒數は一九二六―一九二七年には六、六六〇、〇〇〇人だつたが一九三一―一九三二年には七、五九〇、〇〇〇人で一四パーセントの增加を示してゐる。此の增加は一九二一―一九二二年から一九二六―一九二七年に亙る期間に大戰中出生率が非常に低下した事が主なる原因をなして登錄された者が二五パーセント丈減少した爲に依るであらう。

世界大戰の時期に生れた青年の數は減少したにも拘らず小學校に於ける生徒數は增加し始めた。此の增加は多分一九三五年に達する迄即ち其の年の間に大戰中に生れた殘りの生徒が學校を出てしまふだらうから、其の年度迄は增加は續く譯である。其の時期からは疑なく生徒數も漸次減少に傾くだらう。それは獨逸では一九二三年に出生率が低下し始めたが故に。

次の表は此の事を明に示してゐる。

第一表

年	學校に入學する者	義務就學者	卒業者
一九二五年	六六九、〇〇〇人	七、六四三、〇〇〇人	一、二七二、〇〇〇人
一九二六	一、二八六、〇〇〇	七、六五三、〇〇〇	一、二六五、〇〇〇
一九二七	一、二五三、〇〇〇	七、六三二、〇〇〇	一、二六三、〇〇〇
一九二八	一、二一〇、〇〇〇	七、五九六、〇〇〇	一、二三一、〇〇〇
一九二九	一、一七、〇〇〇	七、五四五、〇〇〇	一、一五三、〇〇〇
一九三〇	一、〇六一、〇〇〇	七、八四七、〇〇〇	七五四、〇〇〇
一九三一	一、一六、〇〇〇	八、二八三、〇〇〇	六六七、〇〇〇
一九三二	一、〇八七、〇〇〇	八、七五二、〇〇〇	六〇六、〇〇〇
一九三三	一、〇三六、〇〇〇	九、一一四、〇〇〇	六六一、〇〇〇
一九三四	一、〇一一、〇〇〇	八、八四一、〇〇〇	一、二七一、〇〇〇
一九三五	一、〇二一、〇〇〇	八、六一一、〇〇〇	一、二三八、〇〇〇

獨逸に於て現在就學義務年齢にある者の數は其の中の一部分は公學校以外の中學校や、高等の學校に入つてはゐるが然し初等學校に登錄せられてゐる生徒の數よりも非常に多いのではない。

次表は前三統計年度に於ける獨逸の初等學校の生徒の數及獨逸の主なる邦の情況を示す。

第二表

	一九二一―一九二二年	一九二六―一九二七年	一九三一―一九三二年
プロイセン	五、四七〇、〇〇〇人	四、一七六、〇〇〇人	四、六八一、〇〇〇人
ババリヤ	一、〇四五、〇〇〇	七六一、〇〇〇	九三七、〇〇〇
ザクセン	七二〇、〇〇〇	五〇七、〇〇〇	五六八、〇〇〇

ウュルテムベルグ			三六二、〇〇〇
バーデン			三六一、〇〇〇
チューリンゲン			二四二、〇〇〇
獨逸			八、八九四、〇〇〇

獨逸の生徒數は人口一萬人に對し一九二六年―一九二七年に一、〇五六人から一九三一―一九三二年に一、一七四人に增してゐる。

二、教員數

一九三一―一九三二年に獨逸公初等學校の主なる公教員の數は一八七、七〇四人で四年前と比較すれば非常に徐々に〇・〇五パーセント丈增した。生徒數が漸次增加した時に教員數は極く少く增してゐるのは教員數削減を企てたが爲である。一九二一年―一九二二年から一九二六―一九二七年迄教員の數の減少は生徒の數の減少に適應しなかつた。教員の數を減ずべき傾向は教員一人に對する生徒數から論評せらるべきである。一九二六―一九二七年には教員一人に對し三五・七人の生徒であつたが一九三一年―一九三二年には教員一人に對する生徒數は四〇・四人に上昇した。

次表は獨逸の諸邦に於ける教員の配布狀態を示す。

第二表

邦又は聯邦	一九二一―一九二二年	一九二六―一九二七年	一九三一―一九三二年	教員一人當り生徒數
プロイセン	一一六、七六五人	一一二、三八四人	一一五、四一〇人	四〇・六人
ババリヤ	二四、〇三四	二三、四四七	二〇、七三九	四五・一
ザクセン	一六、六七三	一五、七五二	一五、六二二	三六・四
ウュルテムベルグ	七、六三六	七、二一四	七、六一八	三八・九
バーデン	七、五八一	六、七八二	六、八一八	四四・二
チューリンゲン	五、三六九	四、八一七	四、七九六	四三・一
獨逸（全體）	一九五、九四六	一八六、八五三	一八七、七〇四	四〇・四

右表には獨逸全體に亙るものと主なる邦とのものだけを示してゐるが他の小邦に於ても同樣な傾向が見られる。

一九三一―一九三二年三教員に對する生徒數の最も少きはハンブルク、ブレーメン及リユベックの市區、ベルリン市（此等は一教員に對して三〇人或はそれ以下）、同時に一教員に對して生徒數の最も多きはババリヤ、バーデン上シユレジエン下シユレジエン東プロイセン、ライン州等の中に見出される。その中最も多いのは上シユレジエンの教員一人に對し生徒四七人がレコードである。

中等學校 Mittlere Schulen

	一九二一―一九二二年	一九二六―一九二七年	一九三一―一九三二年
學校數	一、七四三	一、五五〇	一、四七一
生徒數	三二九、三〇〇人	二五九、三〇〇人	二二九、六〇〇人
（男生徒數）	一四八、五〇〇	一二〇、二〇〇	一〇四、五〇〇
（女生徒數）	一八〇、八〇〇	一三九、一〇〇	一二〇、三〇〇
教員數	一二、九〇〇	一二、二〇〇	一一、五〇〇
（男教員數）	六、五〇〇	六、九〇〇	六、〇〇〇
（女教員數）	六、四〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇

男子の爲の高等學校 (Höhere Lehranstalten)

學校數	一、五九一	一、七三四
生徒數	四七五、〇〇〇人	五五一、六〇〇人
（男生徒數）	四六一、一〇〇	五二二、八〇〇
（女生徒數）	一三、九〇〇	二八、八〇〇
教員數	二七、四六〇	二九、七四〇
（男教員數）	二七、三二〇	二九、三九〇
（女教員數）	一四〇	三五〇

女子の爲の高等學校 (Höhere Lehranstalten)

學校數	八二四	八六六
生徒數	二四八、〇〇〇人	二六九、六〇〇人
（男生徒數）	一六〇	二八〇
（女生徒數）	二四七、八四〇	二六九、三二〇
教員數	一四、九〇〇	一五、四〇〇
（男教員數）	三、九〇〇	四、〇〇〇
（女教員數）	一一、〇〇〇	一一、四〇〇

學校數	一、六九一	七八三
生徒數	五三一、八〇〇人	二五六、〇八〇人
（男生徒數）	四九六、〇〇〇	八六〇
（女生徒數）	三五、八〇〇	二五五、二二〇
教員數	三〇、二七〇	一四、七〇〇
（男教員數）	二九、六九〇	四、三〇〇
（女教員數）	五八〇	一〇、四〇〇

中等學校に於ける全生徒數は一九三一―一九三二年には一、〇一七、四八〇人で一九二六―一九二七年の一、〇八〇、五〇〇人と比較すると六三、〇二〇人、卽ち五・八三パーセントの減少を示してゐる。此の減少の原因は主に世界大戰期に出生率が非常に低下した事に原因する。若しも此の中等學校に出席する女子生徒數が以前よりも增加したと言ふ事がなかつたならばもつと減少してゐるだらう。女子數が增加した事は非常に出生減少に依る生徒數の低下の度を補つてゐる。

中等學校 (Mittlere Schulen)

一九三一―一九三二年に於ては二二九、六〇〇人の生徒が一、四七一校で一一、五〇〇人の公教員に依つて敎へられてゐる。これを一九二六―一九二七年のそれと比較すれば夫々學校數に於て五一パーセント生徒數に於て二四パーセント敎員數に於て五・五パーセントの減少を示してゐる。此等の減少は實はもつと著しいであらう。それはその中ババリアの六年制女學校の數を前の統計では高等程度の學校の中に入れてあつたが此度の場合は此の中に含まれてゐる。

それにも拘らず生徒の數の減少は男子一一パーセントの場合よりも女子一二・一パーセントの場合が甚だしい。中等學校に於て一九三一―一九三二年度には男生徒百人に對し女生徒一一五人であるが一九二六―一九二七年度には男生徒百人に對し女生徒一一六・五人であつた。又敎員に就ては男敎員は九・四パーセントの減少であるが女敎員の數はババリアの女學校の程度を變更した結果殆ど以前と差はない。一九三一―一九三二年には男敎員百人に對して女敎員八七・一人で尙一九二六―一九二七年度では七八・六人であつた。各一校の生徒平均數は一五六人、敎員の平均數七・八人、尙一九二六―一九二七年には各一校には生徒平均數は二六九人、敎員の平均數七・九人であつた、各一敎員の受持の生徒平均數は一九・九人、一九二六―一九二七年には一九二七年には三・三人であつた。人口と對比して見るに人口一〇、〇〇〇人に對し生徒數は一九三一―一九三二年には三五・五人、一九二六―一九二七年度には四一・二人であつた。

其の中プロイセンは全中等學校の學校數、生徒數及敎員數の約五分の四を有する。ババリア、ハンブルク自由市の様に一九二六―一九二七年に於ては中等學校がなかつた所やオルデンブルクの様に以前の高等學校が現在は中等學校となされた所を除く他全獨逸に亙りて五年間に中等學校の學校數も生徒數も敎員數も減少した。生徒數に於て最もひどく低下したのはラインン州、ハノーバ、ベルリン、ウェストファリヤ及チューリンゲンであつた。

次の表は一九三一―一九三二年に於ける中等學校の各邦州自由市に於ける配置を示す。

中等學校 (Mittlere Schulen)

邦又は州	學校	生徒	教員
プロイセン(計)	一、一三九	一九一、五五〇人	九、二七七人

邦又は州	學校	生徒	教員
ベルリン	一七八	一九一、五六六	一、一〇七
ポツダム	一〇五	一六、八六六	七七二
フランクフルト	七六	一二、七六六	五〇八
ポンメルン	六一	一〇、一八六	四二七
ポーゼン	四二	六、一七〇	二六〇
シュレージエン	一一二	一九、〇七七	一、一〇八
ザクセン	一〇一	一六、一二七	一、〇一二
シュレスウィヒ・ホルシュタイン	六一	一〇、一二五	六五二
ハノーヴァー	一〇一	一六、一二五	一、〇一二
ヘッセン・ナッサウ	六一	一〇、一二五	六五二
ライン	一一二	一九、〇七七	一、一〇八
ホーエンツォレルン	一	一、一三三	五五
ブラウンシュワイク	一	一、一三三	五五
アンハルト	一	一、一三三	五五
ザクセン	一	一、一三三	五五
シュワルツブルク・ルードルシュタット	一	一、一三三	五五
シュワルツブルク・ゾンデルスハウゼン	一	一、一三三	五五
ワルデック	一	一、一三三	五五
ロイス	一	一、一三三	五五
シャウムブルク・リッペ	一	一、一三三	五五
リッペ	一	一、一三三	五五
リューベック	一	一、一三三	五五
ブレーメン	一	一、一三三	五五
ハムブルク	一	一、一三三	五五
エルザス・ロートリンゲン	一	一、一三三	五五
(計)	一、四七二	二一八、七四〇	一二、五〇八

邦又は州	學校	生徒	教員
ベルリン	一三	二一、四一〇	一、一四〇
ポツダム	一	二、一六〇	一〇八
フランクフルト	一	一、一〇八	五四
ポンメルン	一	一、一〇八	五四
ポーゼン	一	一、一〇八	五四
シュレージエン	一	一、一〇八	五四
ザクセン	一	一、一〇八	五四
シュレスウィヒ・ホルシュタイン	一	一、一〇八	五四
ハノーヴァー	一	一、一〇八	五四
ヘッセン・ナッサウ	一	一、一〇八	五四
ライン	一	一、一〇八	五四
ホーエンツォレルン	一	一、一〇八	五四
ブラウンシュワイク	一	一、一〇八	五四
アンハルト	一	一、一〇八	五四
ザクセン	一	一、一〇八	五四
シュワルツブルク・ルードルシュタット	一	一、一〇八	五四
シュワルツブルク・ゾンデルスハウゼン	一	一、一〇八	五四
ワルデック	一	一、一〇八	五四
ロイス	一	一、一〇八	五四
シャウムブルク・リッペ	一	一、一〇八	五四
リッペ	一	一、一〇八	五四
リューベック	一	一、一〇八	五四
ブレーメン	一	一、一〇八	五四
ハムブルク	一	一、一〇八	五四
エルザス・ロートリンゲン	一	一、一〇八	五四
(計)	一、四七二	二一八、七四〇	一二、五〇八

高等學校

一九三一―一九三二年に二、四七四校、生徒數七八、〇〇〇人、教員數四五、〇〇〇人、一九二六―一九二七年と比較して其の低下の率は學校數に於て四・八パーセント、生徒數に於て四・一パーセント、教員數に於て〇・四パーセントである。主に前述の高等學校を中等學校に改正した爲に其の減少は男子の方よりも女子の學校に於て大であつた。次表は一九三一―一九三二年に於ける高等學校の男子及女子數を示す。

男子の爲の高等學校 (Höhere Lehranstalten)

邦又は州	學校	生徒	教員
獨逸ベッケンシュトレリッツ	一二四五七	一四、五八七、一五五、一四八、一五五、一二〇、一一、八三八、一一、六五〇、一一、七五一、	二六八、二一六、一一、三五一、
ヴュルテムベルク	一一二	二六、三〇六、	二、六〇八、
バイエルン	一一二	二四、二一三、	一、七一一、
ザクセン	一一二	二〇、九二、	一、六二、
バーデン	一一二	一六、七九、	一、二九、
ヘッセン	一一二	一四、二一、	一、一三、
メクレンブルク・シュヴェリン	一一二	一一、八一、	一、一、
ザクセン・ワイマル・アイゼナハ	一一二	一一、六一、	一、一、
ブラウンシュヴァイク	一一二	一一、六一、	一、一、
ザクセン・マイニンゲン	一一二	一一、六一、	一、一、
ザクセン・アルテンブルク	一一二	一一、六一、	一、一、
ザクセン・コブルク・ゴータ	一一二	一一、六一、	一、一、
アンハルト	一一二	一一、六一、	一、一、
シュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼン	一一二	一一、六一、	一、一、
シュヴァルツブルク・ルードルシュタット	一一二	一一、六一、	一、一、
ワルデック	一一二	一一、六一、	一、一、
ロイス・グレーツ	一一二	一一、六一、	一、一、
ロイス・ゲラ	一一二	一一、六一、	一、一、
リッペ	一一二	一一、六一、	一、一、
リューベック	一一二	一一、六一、	一、一、
ブレーメン	一一二	一一、六一、	一、一、
ハンブルク	一一二	一一、六一、	一、一、
アルザス・ロートリンゲン	一一二	一一、六一、	一、一、
合衆國	一一二	一一、六一、	一、一、

女子ノ高等學校 (Höhere Lehranstalten)

邦又は州	學校	生徒	教員
獨逸ベッケンシュトレリッツ	五三七	一七、八一、	一〇、〇一、
ヴュルテムベルク	一六二	一一、八四、	一、一、
バイエルン	二二二	一七、九一、	一、一、
ザクセン	二七〇	一八、〇四、	一、一、
バーデン	一三一	一四、六一、	一、一、
ヘッセン	一六一	一四、五一、	一、一、
メクレンブルク・シュヴェリン	一一一	一一、八一、	一、一、
ザクセン・ワイマル・アイゼナハ	一一一	一一、六一、	一、一、
ブラウンシュヴァイク	一一一	一一、六一、	一、一、
ザクセン・マイニンゲン	一一一	一一、六一、	一、一、
ザクセン・アルテンブルク	一一一	一一、六一、	一、一、
ザクセン・コブルク・ゴータ	一一一	一一、六一、	一、一、
アンハルト	一一一	一一、六一、	一、一、
シュヴァルツブルク・ゾンデルスハウゼン	一一一	一一、六一、	一、一、
シュヴァルツブルク・ルードルシュタット	一一一	一一、六一、	一、一、
ワルデック	一一一	一一、六一、	一、一、
ロイス・グレーツ	一一一	一一、六一、	一、一、
ロイス・ゲラ	一一一	一一、六一、	一、一、
リッペ	一一一	一一、六一、	一、一、
リューベック	一一一	一一、六一、	一、一、
ブレーメン	一一一	一一、六一、	一、一、
ハンブルク	一一一	一一、六一、	一、一、
アルザス・ロートリンゲン	一一一	一一、六一、	一、一、
合衆國	一一一	一一、六一、	一、一、

男女共學は漸次高等學校に於ては發達してゐる。更に多くの女生徒が男子の學校に通學しつゝあり又男生徒が女子の學校に通學してゐる。女學校に於ては一九・二パーセントが男教員であり男子の學校では九八パーセントが男教員である。

此等の學校は大きくない。卽ち一學校では平均三一八の學生、一八人の教員で卽ち教員一人當り學生數一七・六人である

る。生徒の全數は一九三一——一九三二年には人口一萬人に對して一二二人で一九二六——一九二七年には一三一人であつた。

獨逸の學校の憲法及法律的基礎

一、國

獨逸國は從前の帝國憲法下に在つては、教育制度に對しては何等の直接的干與を有たなかつた。舊憲法は教育に關する全權能を各邦に委託してゐた。

然るに個々の諸問題を統一的に規制せんとする要求が實際より漸次生じて來た。そこで外國に於ける獨逸諸學校は先づ外國事務の一切を取扱ふ所に於て管掌せらるゝことになり、更に或國内的事項に關しても、それの統一的管轄の必要が說かれるやうになつて來た。獨逸國内に於ける人口の移住は、教育の目的や諸檢定に關する相互認定に就て協定するの必要を認容せしめ、此の情勢に依つて獨逸學校組織の統一化への途が實際に開かれた。殊に研究上十分なる諸施設を各地方に於て期待することの不可能なる大學に於ては、自由轉學といふことが十分に認められねばならなかつた。醫師、藥劑、齒科、獸醫等の檢定試驗は國法に依つて規定せらるゝに至つた。教員檢定試驗は、未だ各邦の管掌に屬してゐるけれども、實際的要求は著しく、相互認定の協定へと傾いて來た。

高等學校の卒業證書の認定に關する一般的協定は統一化への一歩であつた。此は大學への入學を全獨逸に亙つて統一的に規定せんとする要求より生じたものである。統一的に形成せられねばならなかつた高等學校に於ける統一化への第二の進歩は一年志願制度に關する規定より生じたものである。一年志願の資格は、高等學校に對しては高等學校六學年の正規の課程

を終了することを要求した。更に其は高等學校の生徒が一地方より他地方への轉學を規定する爲にも必要であつた。

大學への入學資格を統一的に確立することの必要よりして、高等學校に關しては次の如き諸點に於て協定が出來た。夫々主要學科を異にする學校の類型、高等學校の修業年限、卒業試驗の條件及其の方法、教員の資格、此等の諸點に關しては、獨逸國協同の下に、一九〇九年十一月二十二日に各邦の間に協定が出來た。此の獨逸國の協同は、その基礎として獨逸國が國法的規定による試驗に基づく大學入學資格に對する特殊的興味のみならず、國家的文化的及行政的の諸要素と關聯する高等學校統一的編成に對する一般的興味をも有してゐることを表はしたものである。國家の官吏地方轉任の人事行政的事實よりしても、獨逸國全體に於ける學校組織の或程度の統一化は願はしきものに違ひなかつた。更に本質的なものは、組織的にも、内部的にも獨逸學校制度に多少の整一的編成を加へんとする一般的國民的關心であつた。學校行政よりも、より速に實際的要求に應じ得る便宜を有するところの自由なる教育運動に於ては、獨逸國全體の學校の共屬性に對する意識が益々高まつて來たことは、殆ど凡ての教育的運動が共通の教育目的を有する全國的諸聯盟として發生した事實よりしても明である。

之に止まらず、獨逸國憲法發令以前に於て廣く、殊に學校教育の世界には國家の權能を擴大せんとする要望が起つて來た。獨逸國全體に適用せらるべき學校法を設け、學校法の設定權利を國家の手に移植し、更に教育に對する獨逸國官吏制度を樹立せんとする案が聯邦議會に於ける社會民主黨派に依つて屢々提出され、殊に一九一二年以來其の爲に每年内務省豫算協議會に際して學校審議會を開かしめた。此の審議會は始めこそ他の諸政黨の反對を受けてゐたけれども、後には漸次興味を以て迎へられるやうになつた。他の諸政黨は社會民主黨の全要求に贊成したものではなかつたけれども、學校教育の統一化への氣運は段々波及して行つて、遂に聯邦議會は學校の中央統制機關(Reichsschulamt)を設置すべきことの決議を採決するに至つた。然し此の中央機關は決して行政的權能を有するものではない。獨逸學校の統一化に努め、其の發達を監督し、其等に關する資料を蒐集し、各邦相互の連絡を中央的立場よりして統制し、更に重要なる教育的諸問題に對しては各邦の學校當局を通じて協議援助すること等の任務を有するものである。かくして從來自由なる形式に於て、教育的專門團體によつて行は

れてゐたことが、獨逸國自身によつて設立せられ指導せられたる中央機關に依つて行はるべきことになつたのである。

新しき獨逸國憲法の作成者達は、斯かる統一化への情勢に面前するのを見た。之に加へて新しき時勢は、統一化への運動をして從來の諸制限を脫出すべき機會を與へた。それは獨逸國が大戰爭中に、又大戰後に勃發した諸事件等に於て體驗した る獨逸國共通の運命であつた。獨逸國民力を統一的高揚に迄集中せんことは、特に獨逸國民共通の文化意識の課題として感 ぜられた。斯くして獨逸文化の共通性は、外部的隔離の存するにも拘らず、永續的な共屬性として高唱せらるゝに至つた。 斯かる國民的統一への强化ともう一つには、或教育政策的基本原理の認容及實施を獨逸國全領域に對して確立しなければ らぬといふ要望とが、新憲法設定の國民議會に於ける基調をなしたものであつた。斯くして獨逸聯邦に學校法設定の權利は 賦與せられ、且それに對して或内容上の原則的確立をすら既に見るに至つたのである。

次の獨逸新憲法の諸條項は、獨逸國教育制度の新基礎を含むものである。

第十條

獨逸國ハ立法ノ方途ニ依リテ、學校制度ニ關スル原則ヲ規定スルコトヲ得。大學及科學的圖書館ヲモ含ム。

第百四十二條

藝術、科學及其ノ所說ハ自由トス。邦ハ之ニ保護ヲ與ヘ且其ノ發達ニ協力ス。

第百四十三條

青少年ノ陶冶ニ關シテハ公立施設コレニ當ル。其ノ施設ニハ國、邦、市町村之ニ協同ス。教員養成ハ一般ニ高等學校ニ適用セラル、原則ニ從ツテ國家的ニ統一セラルベシ。公立學校ニ於ケル教員ハ邦官吏タルノ權利及義務ヲ有ス。

第百四十四條

凡テ學校ハ邦ノ監督ニ服ス。邦ハ之ニ市町村ヲシテ關與セシムルコトヲ得。學校監督ハ、ソレヲ主タル職務トナシ且、專門的教育ヲ受ケタル官吏ニ依リテ行ハル。

第百四十五條

一般ニ就學ノ義務存スルモノトス。義務教育ノ履行ハ勘クトモ八學年ノ國民學校及之ト接續シ滿十八歲ニ至ル補習學校之ニ當ルヲ原則トス。國民學校及補習學校ニ於ケル教授及學用品ハ無償トス。

第百四十六條

公立學校制度ハ有機的ニ組織セラルヘシ。總テノ者ニ共通ナル基礎學校ノ上ニ中等及高等ノ諸學校ヲ設ク。其ノ組織ハ多樣ナル生活職業ヲ以テ標準トナシ、兒童ノ特定學校ノ入學ニ際シテハ父兄ノ經濟的及社會的位置又ハ宗派ノ如何ニ依ラズ、兒童ノ素質及傾向ヲ標準トス。

市町村内ニ於テハ、父兄ノ申出ニ基ツキ、彼等ノ宗派又ハ世界觀ニ依ル小學校ヲ設置スルコトヲ得。但シ其ハ組織的ナル學校活動カ前項ノ意味ニ於テモ阻害セラレサルコトヲ條件トス。父兄ノ意志ハ能フ限リ顧慮セラルヘシ。詳細ハ國法ノ原則ニ從ヒ邦ノ立法之ヲ規定ス。

貧困ナル者ノ中等及高等ノ諸學校入學ノ爲ニ國、邦、市町村ハ公共ノ手段ヲ準備スヘシ。中等及高等ノ教育ニ適シタル兒童ノ父兄ニ對シテハ、教育修了ニ至ル迄ノ特別ノ學資補助ヲ給與ス。

第百四十七條

公立學校ノ代理タル私立學校ハ、邦ノ認可ヲ必要トシ、邦ノ法律ニ從フモノトス。私立學校ハ其ノ教授目的、設備及教員ノ學問的教養等ニ於テハ公立學校ニ劣ラス、且父兄ノ財產ニ依リテ生徒ヲ區別スルカ如キコトナキ時ニ認可セラル。教員ノ經濟的及法律的位置カ十分ニ確保セラレサル時ニハ認可セラレス。

私立ノ國民學校ハ、第百四十六條第二項ニ依リ其ノ意志ヲ尊重スヘキ少數ノ父兄ニトリテ彼等ノ宗派又ハ世界觀ニ屬スル公立國民學校カ其ノ市町村ニ存セサル時、又ハ特別ナル教育的興味カ教育行政官廳ニ依リテ認メラルル時ニ認可セラル。

私立ノ豫備學校ハ廢止ス。

公立學校ノ代用者タラサル私立學校ニ對シテハ現行法之ニ適用ス。

第百四十八條

各學校ニ於テハ倫理的陶冶、公民的情操、人格的及職業的能力ヲ獨逸精神及國際協調ノ精神ヲ以テ完成セシムヘシ。

公立學校ニ於テハ思想ヲ異ニスル者ノ感情ヲ阻害セサルヤウ注意スヘシ。

公民教授及勞作教授ハ學校ノ學科目トス。義務教育修了ノ際ニ各生徒ニ憲法ノ寫本ヲ交付スヘシ。

小學校及國民高等學校ニ對シテハ國、邦、市、町、村ハ其ノ發達ニ努ムヘシ。

第百四十九條

宗教教授ハ學校ノ正科目トス。但シ無宗教學校ハ例外トス。宗教教授ハ邦ノ監督權ヲ侵害スルコト無シニ、當該宗教團體ノ原則ト一致シテ行ハル。

宗教教授ノ取扱及教會禮拜ノ採擇ハ教員ノ意思ニ俟ツヘキモノトス。宗教ノ教課目、教會ノ祭禮、其ノ他ノ諸行事ノ採否ハ、兒童ノ宗教教育ヲ定ムヘキ者ノ意思表示ニ俟ツヘキモノトス。

大學ニ於ケル神學部ハ之ヲ存置ス。

國の立法的標準を更に說くまでもなく、以上の獨逸新憲法の諸條項のうち次の二三條項は基準的のものとなつた。先づ第百四十六條第二項に於ては、實施を規定してゐる國法がはつきりと見られる。第百四十三條第二項は尠くとも國に依る統一的規制を示してゐる。明に要求せられてはゐないけれども他の諸規定も其の實施に對しては實際的には國法を前提してゐる。

諸邦に於ける主要なる法的狀態が事實上據つてゐるところの基準的な規範は、第百四十二條、第百四十三條、第百四十四條等である。第百四十五條はそれの實施の爲には更に特別なる規定を必要とする。といふのは第百四十五條は補習學校を義務教育として規定してゐるに拘らず、未だ獨逸の凡ての邦に於ては義務教育とせられてゐないからである。學習用具の無償

給與といふことも、亦何處の邦に於ても實施せられてゐない。第百四十六條の「公立學校は有機的に組織せらるべし」といふ條項は、其の解釋に於て問題性を含んでゐる。同條第一項は學校制度全般の構成に關する憲法上の指示に過ぎず、其の構成には更に法令又は訓令に依る規定を必要とするものであつて、決して憲法上の規定のみで其の構成は實現し得られるものではない。更に貧困なる者の中等學校及高等學校の入學に關しては公共の手段を準備すべしと言ふ要求も同樣なる問題を包藏してゐる。私立學校に關する第百四十七條の條項は、一部は邦の法律に依つて定められたる一般的情勢に適合して居るけれども、それが第百四十六條第二項と相關聯するところから推しても一部は更に法律上の詳細なる規定を當然豫想してゐるものであることが理解せられる。第百四十八條は獨逸學校の內的目的を倫理的、國民的及經濟的立場より規定したものであつて共通の國民的精神涵養を義務とし、公民教育及勞作教育の方法に依つて其等の目的を達成せんとするものである。此等の解釋に關しては立法的に實現すべき個々の要求よりも、寧ろ陶冶目的の設定に關する基礎的問題が存してゐる。第百四十九條は各邦に新しき權利を與へたものであるけれども、大部分は既に一九一九年以來邦法律又は訓令に依つて實施せられてゐたのである。

憲法に依りて獨逸聯邦政府に課せられた新しき任務の實施に關して、內務省內に文化政策部が新に設置せられた。此の部は同時に青年保護及文化促進に關する問題をも取扱ふ。全獨逸學校委員會は解散せられた。外國に於ける獨逸學校の管轄は依然外務省に所屬し、外國に於ける獨逸學校卒業證書の承認、試驗の監督、外國に於ける獨逸學校と獨逸國內の學校との一致を確保すること等は內務省の所管となつた。

ワイマール憲法に依つて、獨逸國は學校制度の領域に關する一般的立法權を有することになつた。一般的立法の範圍及內容に關しては、之に關與する諸團體と協議すべく、斯かる團體としては各邦の教育行政官廳のみならず廣義に於ける教育的專門團體をも含まれねばならぬことゝなつた。學校問題に關する權限を國家に移轉することは、憲法法規的改正の精神でもあり、又國民教育の目的や國民教育が獨逸聯邦の將來及聯邦の內的基礎の更新等に對する意義に關する新しき見解の表れで

もある。其故に學校に關する國家の活動は全獨逸學校委員會に依つて指導せられた。此の全獨逸學校委員會は教授及教育の凡ての領域に於ける代表者達に、獨逸新憲法の示す基本的法律の範圍内に於て問題的なる學校組織及教育に關する諸問題に就て自由討議をなす機會を與へた。此の時の主要協議は學校組織に限られたが、それは立法的活動は本質的には該問題に限られねばならなかつたからである。獨逸國の任務はたゞ消極的に限界を法律的に指示し、更に各邦の自由なる協議、共同研究等を通じて學校制度の更新を能ふ限り統一的精神に於て完成することに在つた。

全獨逸學校委員會には約七百人の代表者が召集せられた。それには聯邦政府、邦、市、町、村の學校官廳の代表者、教職團體、教育の專門團體或は青年運動、體育保健に關する諸團體等の代表者が集つた。更に宗教や世界觀の涵養を目的とする諸團體の代表者、經濟的團體の代表者達も加へられた。總會を開催する前に豫め十七人の委員會に於て、協議要項が決定せられた。それは次のやうなものである。

（一）學校の種別、學校の目的及統一學校への組織的統合。一、學校への媒介としての就學以前の施設、幼稚園、託兒所二、基礎學校の年限。三、基礎學校後の學校の分類。國民學校、中等學校（上層學校、所謂中間學校、高等學校、補習學校及專門學校）大學、國民高等學校、社會教育施設。

（二）全學校全體にとつての方法上の問題及各學科の意義。特に勞作教授、工作教授、公民科、藝術教育、學習及教授の用具。

（三）教員。教員の養成。學校の指導及監督に關する教員の關與。

（四）生徒。各學校に入學すべき生徒の選擇。生徒の自治、生徒の自治體、生徒委員會、生徒の組合、體育、男女の共學。

（五）父兄。父兄會。

（六）獨逸國に於ける學校制度の統一、學年開始の統一、休日の統一的規約、學校及學級の統一的名稱。生徒の試驗及證

書の相互認定、卒業試驗、卒業證書、資格（一年志願及再服役兵の認定學校）教員試驗の相互認定、教員の服務規定の統一。

（七）公立學校の行政。一、權限。學校行政及監督に關する國、邦、市町村の任務及權能。二、學校の經濟的基礎、支出學校維持の義務、物件費及人件費、特殊なる學校用具、學資の補助、收入、稅の割當、月謝の値上。

（八）私立學校と公立學校との關係。

（九）外國に於ける獨逸の學校。

全獨逸學校委員會に於ける討議内容は一九二一年に一冊に纏めて出版せられた。此は獨逸に於ける教育運動の情況に關する鳥瞰圖として、獨逸に於ける教育活動の基礎を認識せしむるものである。斯くして獨逸國は、學校に關する新憲法の實施に對して一方立法の途を開き、他方各邦との自由討議の途を開いたのである。新憲法の實施に關して發令せられたる最初の獨逸國法律は基礎學校及豫備學校の廢止に關する一九二〇年四月二十八日の法律である。此の法律に關しては翌二一年に基礎學校法の實施に對する施行方針ともいふべきものが公布せられた。

第二に公布せられたる法律は、新憲法第百四十六條第二項に必要なる宗派學校及世俗的學校の問題に關する法律であつてそれは一九二一年聯邦政府に依つて聯邦議會に提出せられて採決せられたものである。聯邦政府は更に教員養成及義務補習學校に關して國の法律設定を準備してゐる。然し此の法律は、それに關聯する經濟上の問題で恐らく其の實現は不可能であらう。同樣の理由よりして學習用具の無償給與及學資の補助を國の法律にて實現することは不可能である。獨逸國は其の豫算の中に學資補助の保障の爲に或程度の費用を設けて置いて、各邦が其の費用を使用するに就いての一般的な指示を與へる位に止めて置かねばならなかつた。高等の學校組織に關しては、獨逸國は新憲法第百四十六條第一項の趣旨に從つて各邦は高等學校の組織に關して能ふ限り協同一致すべきことを奬勵することに止る。公民教育及作業教授の實施も此の範圍内に止る。學校卒業者に手交せらるべき新憲法の寫本は、聯邦政府に依つて作成せられ、各邦に分配せられる。

二、邦

各邦が獨逸新憲法法規中に示されたる學校組織の原則を採入れた方法には二樣の型がある。其の一の型は、言葉の上なり又は邦の特殊的關係に應じて學校組織に關する獨逸新憲法の原則を邦憲法のうちに採入れたもの、他の型は邦の獨自的な憲法的基礎づけなしに、獨逸新憲法の條文を其の儘法律や訓令に於て實施してゐるものとの二通りである。次の諸邦は邦の新憲法のうちには學校に關する何等の規定をも設けることなしに、專ら立法又は訓令の方法に依つて獨逸國新憲法の實施に努めてゐるものである。プロイセン。ザクセン。ヴュルテンベルグ。チューリンゲン。ヘッセン。ハムブルヒ。アンハルト。ブレーメン。リッペ＝デットモルド。リューベック。ヴァルデック。リッペ＝シャウムブルグ。他の諸邦に於ては獨逸新憲法はそれに該當したる邦憲法の條項を通して學校組織の基礎となつてゐる。其の邦憲法の規定を擧ぐれば次のやうなものである。

バイエルン

（一九一九年八月十四日の憲法法規）

第二十一條

一、教育、教授及陶冶ニ關スル公立諸施設ノ規制及促進、及私立ノ教授、教育ノ諸施設ノ認可、及監督ハ邦之ヲ所管ス。公立國民學校ハ邦施設タルヲ原則トス。

二、父兄及就學兒童ノ責任者ハ法律ノ規定スル義務教育年限中兒童ヲ就學セシムル義務ヲ有ス。

バーデン

（一九一九年三月二十一日憲法法規）

第十九條

學校ハ邦ノ法律及監督ニ從フモノトス。

宗教教授ノ指導ハ教會及其ノ他ノ宗教團體之ヲ行フ。其ノ教員ハ其ノ宗教的信念ニ反シテ宗教教授又ハ教會的儀式ノ採擇ヲ强制セラルルコトナシ。又生徒ハ父兄ノ宗教的信念ニ反シタル宗教教授又ハ教會的ノ諸行事ニ參加スヘキコトヲ强制セラルルコトナシ。

邦ノ法律及德儀ニ反セサル目的ヲ有スル團體ニ所屬スルノ理由ニ因ツテ、教職ヨリ除外セラルルコトナシ。

高等ノ公立學校及ソレト同樣ノ教授目的ヲ有スル私立學校ニ入學スルカ、或ハ精神的又ハ身體的虛弱或ハ道德的缺陷等ノ原因ニ因リテ就學シ得サル者以外ハ、總テノ兒童ハ公立國民學校ニ入學スヘキ義務ヲ有ス。

私立學校ノ入學カ、前項ノ規定スル所ニヨツテ許容セラルル限リ、邦文部省ノ認可ヲ經テ私立學校ヲ設立スルコトヲ得。其ノ認可ハ、規定セラレタル法律ノ定ムル一般的條件ノ充足セラルル限リ拒絕セラレス。

國民學校及補習學校ニ於ケル教授ハ、無月謝トス。

貧困ナル兒童ニ對シテ市町村ハ必要ナル學用具ヲ給與ス。公立高等學校及大學、專門學校ニ於テハ、能力秀レ學資乏シキ者ニ對シテハ月謝ヲ免除ス。

第六十七條

私立ノ國民學校教授施設ハ、公立學校ニ變セラレサル限リ、遲クトモ一九二五年ノ復活祭迄ニハ廢止サルヘキモノトス。

メックレンブルヒ＝シュヴェーリン

（一九二〇年五月十七日憲法法規）

第十八條

藝術、學問及其ノ教說ハ自由トス。邦ハ之ニ保護ヲ與ヘ其ノ發達ニ協力ス。

第十九條

青少年ノ陶冶ハ公立ノ施設ニ依ツテ行ハルルモノトス。

一般ニ就學ノ義務アリ、義務ノ範圍及年限ニ關シテハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。義務教育ハ邦立又ハ邦ニ依リテ認メラレタル學校ニ於テ行ハルルモノトス。

第二十條

學校ハ補習學校ヲモ含メテ、統一學校及無月謝、學用品ノ無料給與等ノ原則ニ據ル特定法律之ヲ規定ス。

學校ハ凡テ邦ノ監督下ニ在ルモノトス。公立學校ノ教員ハ邦官吏タルノ權利及義務ヲ有ス。教員ノ邦官吏タルハ特別法律之ヲ規定ス。

第二十一條

宗教教授ハ無宗派（世俗）學校ヲ除キ正規ノ學科目トス。宗教教授ハ學校法コレヲ規定ス。宗教教授ハ當該宗教團體ノ原則ト一致スヘク、但シ邦ノ監督權ヲ阻害スルコトナキヲ要ス。

宗教教授ノ方法及教會禮拜ノ採否ハ教員ノ意思自由ニ俟ツモノトス。宗教教授ノ課目、教會禮祭及行事ノ採擇ハ、兒童ノ宗教教育ヲ規定スル者ノ意思表示ニ俟ツモノトス。

大學ノ神學科ハ存置ス。

ブラウンシュヴァイグ

（一九二二年一月六日憲法法規）

第六條

兩親ノ經濟的及社會的位置又ハ宗派ノ如何ニ拘ラス、兒童ハ其ノ素質及能力ニ應シテ邦費ヲ以テ教育セラルヘキモノトス。

中等及高等ノ學校ヘノ入學ハ、其ノ素質及性向ニノミ據ルヘク、兩親ノ經濟的及社會的位置ニ依リテ決定スヘカラス。

オルデンブルグ

（一九一九年六月十七日憲法法規）

第二十二條

學校ハ邦ノ立法及監督ニ從フヘキモノトス。

第二十三條

學校ハ青少年ニ一般人間的、公民的、宗教的、倫理的陶冶ヲ與ヘ得ルヤワニ組織スヘク、然シ兒童ヲ父兄ノ意思ニ反シテ宗教教授ニ參加セシムルコトヲ得ス。國民學校ハ福音派トカソリック派トニ依リテ分別ス。他宗派ノ兒童及如何ナル宗派ニモ屬セサル父兄ノ兒童ニ對シテハ、法律ノ定ムルトコロニ據リテ公立學校ヲ設立スルコトヲ得。

教員養成ハ、大學ニ於テ行ハレサル間ハ、法律ニ依リ宗派別ニ行ハルルモノトス。

第二十四條

カソリック派ノ學校ニ於ケル宗教教授ハ、カソリック教會之ヲ監督スルモノトス。福音派ノ宗教教授ニ關シテハ福音派ノ僧侶ヲモ含ム委員會ヲ通シテ教會ト學校之ニ協同スルモノトス。

第二十五條

教員ガ良心的考慮ニ依リテ其ノ不能ヲ表示スル限リ、之ニ宗教教授ヲ強制スルコトヲ得ス。

第二十六條

中等及高等ノ學校ニ於ケル教授ハ國民學校ニ基ツクヘク、性能ノ如何ニ依リテ何レノ學校ニモ入學シ得ルヤウニ學校ヲ組

織スヘシ。兒童學用品ノ無料給與ニ關シテハ別ニ法律ヲ設ケテ之ヲ定ム。

第二十七條

家庭教授ハ勘クトモ國民學校ノ爲ニ規定セラレタル教授ニ適合スヘク、此ノ限リニ於テノミ制限ヲ受クルモノトス。

メクレンブルグ＝スツレーリッツ

（一九一九年九月二十六日憲法法規）

第三十八條

一般ニ就學ノ義務アリ。兒童ハ八學年教授ヲ受クルモノトス。

初等教授ハ邦又ハ市町村ニ依リテ設立セラレタル公立學校ニ於テ行ハレ、如何ナル住民ノ子弟モ之ニ入學シ得ルモノトス。月謝無料ハ新ニ設ケラルヘキ學校維持法ニ據リテ保障セラルヘキモノトス。高等學校ノ豫科及豫備學校ハ廢止セラルヘシ。

公立學校ヘノ入學免除ハ學校官廳ノミ之ヲ許可ス。邦ハ試驗委員カ其ノ能力アリト認メタル生徒ノ總テニ高等學校ヘノ入學ヲ可能ニシ、必要ナル時ハ之ニ學資金ヲ給與ス。

學校ノ發展ハ統一學校ノ意味ニ於テ行ハルヘキモノトス。

補習學校及職業學校ハ當該地方ノ要求ニ應シテ組織セラルヘキモノトス。

第三十九條

學校監督ハ專門的教育ヲ受ケタル者ニ依リテ行ハルヘシ。

邦ノ總テノ學校ハ邦官廳、教育部ノ監督下ニアルモノトス。

第四十條

教育費負擔ニ關シテハ、他ノ法律的規制ヲ見ルマテハ、從來ノ法律ヲ之ニ適用ス。市町村カ此ノ教育費ヲ所定ノ範圍內ニ於テ負擔シ得サル時ニハ、邦ハ其ノ費用ヲ負擔スルカ又ハ適當ナル補助ヲ與フルモノトス。

第四十一條

其ノ他學校ト教員トノ關係ニ關シテハ、特別ノ法律ニ依リテ之ヲ規定ス。此ノ法規ニ於テハ從來ノ騎士的學校ト諸他ノ地方學校トハ同等ナル取扱ヲ受クルモノトス。

公立學校ノ教員ハ邦官吏トシテノ權利ヲ有ス。教員ノ俸給ハ全邦ニ於テ勘クトモ他ノ邦施設ニ於ケルト同額ナルヘシ。

一方に於ては獨逸新憲法の直接的實施に依り、他方に於ては獨自の憲法法規的基礎に依りて、各邦は法律や訓令を通じて夫々學校制度の改正に努めた。プロイセンは本質的に訓令の方法を採つてゐるが、大多數の邦は學校法を設定し、之に依りて學校必要品の充足、學校行政或は國民學校及補習學校の全領域、殊に國民學校に對して新しき規定を與へてゐる。法律に依つて高等學校を規定せる所は極めて稀である。此は高等學校は訓令の方法に依つてのみ規制した大多數の邦の傳統に依つたものである。

ザクセンの高等學校教授時數

ギムナジウム（Gymnasium）

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	四	四	三	三	三	三	四	四	四	三三
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一九
哲學概論									一	一

（a言語的、歷史的部（文科的）　b數學的、自然科學的部（理科的））

歴史及公民科	二	二	二	二	三	二	三	一	三	二三
地理	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一四
羅甸語	八	八	七	五	七	六	六	六 (a 六 b 四)	六 (a 六 b 四)	五九 (a 五九 b 五五)
希臘語	—	—	—	六	六	六	六	六 (a 七 b 六)	六 (a 七 b 五)	三六 (a 三八 b 三五)
英語	—	—	四	三	二	二	三	三	三	一〇
佛語	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
數學	四	四	四	三	三	三	三	三 (a 三 b 四)	三 (a 二 b 四)	三〇 (a 二九 b 三二)
製圖幾何學	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自然科學	二	二	二	一	一	一	二	二 (a 一 b 三)	一 (a 一 b 三)	一四 (a 一三 b 一七)
化學	—	—	—	—						
物理	—	—	—	—	—	二	一	二	二	八
自然科學實習(冬期)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
圖畫及藝術觀察	二	二	二	二	二	一	*一	*一	*一	一四
書方	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
作業教授(冬期)	—	—	一	—	—	—	—	—	—	一
速記	—	—	—	—	—	二	—	—	—	二
音樂	二	二	—	—	—	一	*一	*一	*一	八、他に合唱時間一を加ふ
(音樂)	この他に合唱一時間を加ふ		他に合唱一時間							
體操	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
遊戯(夏期)	一	一	一	一	一	—	—	—	—	五
合計	三一	三一	三二	三三	三四	三四	三六	三六	三六	三〇二、他に合唱時間一を加ふ

* 義務時間三十六時間内に於て生徒は圖畫及音樂を省略して一週二時間佛語を學ぶか或は、圖畫、音樂の中一を廢して一時間の自然科學的實習をなすことを得。其の他に二級上——一級上には各二時間選擇自由としてヘブライ語を敎授することを得。特に才能あり健康上適當なる生徒はこれ以上に二時間まで選擇自由授業として圖畫及音樂を敎員から許可せられることを得。

レフォルムギムナジウム (Reformgymnasium)

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	六	六	六	三	三	三	四	四	三	三八
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
哲學概論	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一
歴史及公民科	二	二	二	二	三	三	三	三	三	二三
地理	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一四
羅甸語	—	—	—	八	六	六	六	六 (a 七 b 五)	七 (a 八 b 六)	三九 (a 四一 b 三七)
希臘語	—	—	—	—	—	七	八	八 (a 九 b 七)	七 (a 八 b 六)	三〇 (a 三三 b 二八)
英語	五	五	五	四	三	二	二	二	二	三〇
佛語	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
數學	四	五	五	四	四	三	三	三	三	三四
製圖幾何學	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自然科學	二	二	二	二	二	一	一	二 (a 〇 b 二)	二 (a 〇 b 二)	一六 (a 一三 b 二〇)
化學	—	—	—	—				(a 〇 b 二)	(a 〇 b 二)	
物理	—	—	—	—	二	二	二	一	一	八
自然科學實習(冬期)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

a 言語的、歴史的部(文科的)
b 數學的、自然科學的部(理科的)

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	四	四	三							一一
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
哲學概論									一	一
歷史及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
羅甸語	八	八	七	五	四	四	四	四	三	四八
希臘語										
英語										
佛語										
數學	四	四	四	五	四	四	四	四	三	四八
製圖幾何學										
自然科學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
化學										
物理										
自然科學實習（冬期）										
圖畫及藝術觀察	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
書方										
作業（冬期）										
速記										
音樂	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
體操	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
遊戲（夏期）	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
合計	三二	三二	三三	三三	三四	三四	三六	三六	三六	三〇三

他に合唱時間一時間を加ふ

他に合唱時間一時間

一〇他に合唱時間一を加ふ

* 義務時間三十六時間中生徒は圖畫及音樂を省略して一週二時間佛語を學ぶか或は圖畫、音樂の中一つを廢して一時間の自然科學實習をなすことを得。其の他に二級上——一級上には各二時間選擇自由としてヘブライ語を教授することを得。特に才能があり健康上適當なる生徒はこれ以上に二時間まで選擇自由授業として圖畫及音樂を教員から許可せられることを得。

レアルギムナジウム（Realgymnasium）

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	四	四	三							一一
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
哲學概論									一	一
歷史及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
羅甸語	八	八	七	五	四	四	四	四	三	四八
希臘語										
英語										
佛語										
數學	四	四	四	五	四	四	四	四	三	四八
製圖幾何學										
自然科學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
化學										
物理										
自然科學實習（冬期）										
圖畫及藝術觀察	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
書方										
作業（冬期）										
速記										
音樂	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
體操	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
遊戲（夏期）	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
合計	三二	三二	三三	三三	三四	三四	三六	三六	三六	三〇三

他に合唱時間一時間

（他に合唱時間一を加ふ）

三〇二他に合唱時間一を加ふ

二級上——一級上には選擇自由の希臘語二時間教授せらろことを得。

レフォルムレアルギムナジウム及六級制高等學校 (Reformrealgymnasium und Sechsklassige Studienanstalt)

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	六	六	六	三	三	三	四	四	四	三九
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
哲學概論	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
歴史及公民科	二	二	二	二	三	三	三	三	三	二三
地理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
羅甸語	｜	｜	｜	八	六	四	五	四 (b 三 a 四)	三 (b 三 a 四)	三〇 (b 二九 a 三一)
希臘語	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
英語	五	五	五	四	三	三	三	三 (b 二 a 四)	三 (b 二 a 四)	三四 (b 三二 a 三六)
佛語	｜	｜	｜	｜	｜	五	四	四 (b 三 a 五)	五 (b 三 a 五)	一八 (b 一五 a 一九)
數學	四	五	五	四	四	四	四	三 (b 四 a 三)	三 (b 四 a 三)	三六 (b 三八 a 三六)
製圖幾何學	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一 (b 一 a 〇)	一 (b 一 a 〇)	二 (b 二 a 〇)
自然科學	二	二	二	二				(b 二 a 〇)	(b 二 a 〇)	
化學	｜	｜	｜	｜	二	二	二	二 (b 二 a 一)	二 (b 二 a 一)	一八 (b 二二 a 一六)
物理	｜	｜	｜	｜	二	二	二	三	二	一一

一級下・一級上　a 言語的、歴史的部（文科的）　b 數學的、自然科學的部（理科的）

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
自然科學實習（冬期）	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一	一	三
圖畫及藝術觀察	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一四
書方	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
作業教授（冬期）	｜	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一
速記	｜	｜	｜	｜	二	｜	｜	｜	｜	二
音樂	二	二	二	｜	｜	一	一	一	一	一〇他に合唱時間一を加ふ
體操	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
遊戲（夏期）	一	一	一	一	一	｜	｜	｜	｜	五
合計	三二	三二	三三	三三	三四	三四	三六	三六	三六	三〇二他に合唱時間一を加ふ

六級—四級：この他に合唱一時間を加ふ
三級下—一級上：他に合唱一時間

二級上——一級上には選擇自由の希臘語を每週二時間教授することを得。

高等實科學校及實科學校 (Oberrealschule und Realschule)

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	六	六	六	四	四	四	四	四	四	四二
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
哲學概論	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一	一
歴史及公民科	二	二	二	二	二	三	三	三	三	二二
地理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八
羅甸語	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜

一級下・一級上　a 近代外國語的部（文科的）　b 數學的自然科學的部（理科的）

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
獨逸語	六	六	六	四	四	五	五			四六
宗教	二	二	二	二	二	二	二			一八
哲學概論	—	—	—	—	—	—	—			一
歷史及公民科	二	二	二	二	三	三	三			二三
地理	二	二	二	二	二	二	二			一八
羅甸語又は佛語	—	—	—	六	五	四	四			二六
希臘語	—	—	—	—	—	—	—			—
英語	五	五	五	三	三	三	三			三七
數學	四	五	五	四	四	四	四			三九
製圖幾何學	—	—	—	—	—	—	—			—
自然科學	二	二	二	二	三	三	三			二三
化學	—	—	—	—	—	—	—			—
物理	—	—	—	—	—	—	—			—
自然科學實習(冬期)	—	—	—	—	—	—	—			—
圖畫及藝術觀察	二	二	二	二	二	二	二			一〇
書方	一	—	—	—	—	—	—			一
作業教授(冬期)	—	—	一	—	—	—	—			三
速記	—	—	—	—	—	—	—			—
音樂	二	二	二	二	二	二	二			二

獨逸高等學校 (Deutsche Oberschule)

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
希臘語	—	—	—	—	—	—	—			—
英語	五	五	五	四	四	五	五			三五 (b 三四 a 三二)
佛語	—	—	—	六	五	四	四			二七 (b 二五 a 二九)
數學	四	五	五	五	五	四	四			四二 (b 四三 a 四一)
製圖幾何學	—	—	—	—	—	—	—			五 (b 六 a 四)
自然科學	二	二	二	二	三	三	三			二三 (b 二四 a 二一)
化學	—	—	—	—	—	—	—			—
物理	—	—	—	—	—	—	—			—
自然科學實習(冬期)	—	—	—	—	—	—	—			—
圖畫及藝術觀察	二	二	二	二	二	二	二			一〇
書方	—	—	—	—	—	—	—			一
作業教授(冬期)	—	—	一	—	—	—	—			三
速記	—	—	—	—	—	—	—			—
音樂	二	二	二	二	二	二	二			二

	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計
體操	二	二	二	二	二	二	二			一八
遊戲(夏期)	一	一	一	一	一	一	一			五

この他に合唱時間一時間を加ふ

他に合唱時間一時間

一〇他に合唱時間一を加ふ

三〇二他に合唱時間一を加ふ

二級上——一級上には選擇自由の羅甸語を毎週二時間教授することを得。

上層學校（Aufbauschule）

羅甸語を課する獨逸高等學校にありては二級上―一級上で選擇自由の希臘語或は佛語を課することを得。現代外國語を課する獨逸高等學校にありては週二時間の選擇自由の羅甸語を課すること。

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計	他に合唱時間一時間	他に合唱時間一を加ふ
獨逸語	一	一	一	六	五	五	五	四	四	三一	二	三
宗教	一	一	一	二	二	二	二	二	二	一三	一	一
哲學概論									二	二	二	二
歷史及公民科	一	一	一	二	二	二	二	二	二	一六	一	一
地理	一	一	一	二	二	二	二	二	二	一六	一	一
羅甸語又は佛語	一	一	一	六	五	五	五	四	四	三一	二	三
希臘語	一	一	一							四		
英語	一	一	一	二	二	二	二	二	二	一三	一	一
數學	一	一	一	二	二	二	二	二	二	一三	一	一
製圖幾何學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	八	一	一
自然科學	一	一	一	三	三	三	三	二	二	一九	一	一
化學									二	二	二	二
物理									二	二	二	二
自然科學實習（冬期）									二	二	二	二
圖畫及藝術觀察									二	二	二	二
書方									二	二	二	二
作業教授（冬期）									二	二	二	二
速記									二	二	二	二
音樂	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	二	三
體操遊戲（夏期）	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	二	三
合計	二二	二二	二二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三〇二	一八	三〇二他に合唱時間一を加ふ

高等女學校及三級制女子高等學校（Höhere Mädchenschule und Dreiklassige Studienanstalt）

學科目	六級	五級	四級	三級下	三級上	二級下	二級上	一級下	一級上	合計	他に合唱時間一時間	他に合唱時間一を加ふ
獨逸語	五	五	五	四	四	四	四	四	四	三九	二	三
宗教	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	一	一
哲學概論									二	二	二	二
歷史及公民科	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	一	一
地理	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	一	一
羅甸語	五	五	五	四	四	四	四	四	四	三九	二	三
希臘語												
英語	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	一	一
數學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	一	一
製圖幾何學	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	一	一
自然科學	二	二	二	三	三	三	三	二	二	二三	一	一
化學									二	二	二	二
物理									二	二	二	二
自然科學實習（冬期）									二	二	二	二
圖畫及藝術觀察									二	二	二	二
書方									二	二	二	二
作業教授（冬期）									二	二	二	二
速記									二	二	二	二
音樂	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	二	三
體操遊戲（夏期）	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一八	二	三
合計	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三〇二	一八	三〇二他に合唱時間一を加ふ

a 近代外國語的部（文科的）
b 數學的、自然科學的部（理科的）

羅甸語	希臘語	英語	佛語	數學	製圖幾何學	自然科學	化學	物理	自然科學實習(冬期)	圖畫及藝術觀察	書方	裁縫	速記	音樂		體操	遊戯(夏期)	合計
—	—	五	—	四	—	二	—	—	—	二	—	二	—	二	この他に合唱時間一時間を加ふ	二	一	三二
—	—	五	—	四	—	二	—	—	—	二	—	二	—	二		二	一	三二
—	—	五	—	四	—	二	—	—	—	二	—	二	—	二		二	一	三二
—	—	三	五	四	—	三	—	一	—	二	—	—	—	一	他に合唱一時間	二	一	三三
—	—	三	五	四	—		三	二	—	二	—	—	一	一		二	一	三四
—	—	三	四	三	—		三	二	—	三	—	—	一	二		二	—	三四
五※	—	三	四	四	—		二	二	—	一	—	—	—	一		二	—	三五
六※	—	三 b a 三 四	四 b a 三 六	三 b a 五 四	〇 b a 二 〇		二 b a 四 三	二 b a 三 二	—	一 b a 一 二	—	—	—	一		二	—	三五
六	—	三 b a 二 四	三 b a 三 五	三 b a 五 四	〇 b a 二 〇		二 b a 四 三	二 b a 三 二	—	一 b a 一 二	—	—	—	一		二	—	三五
一七	—	三三 b a 三二 三五	二五 b a 二四 二九	三三 b a 三七 三五	〇 b a 四 〇		二三 b a 二五 二三	二 b a 一三 一一	—	一六 b a 一六 一八		六	二	一三	他に合唱時間一を加ふ	一八	五	二九八 他に合唱時間一を加ふ

※ a部及b部に於ては一級下及一級上で通常の義務的な羅甸語の代りに各一時間數學を省略して各三時間の選擇自由の羅甸語を課す。

獨逸國民學校改正の經過竝に其の結果

一、基礎學校令と其の實施

國民學校に關しては、獨逸各邦の新しき規定は大體に於て相平行してゐる。と言ふのは國民學校の新規定に關しては、國民學校の教員に依つて是迄主張せられて來た基本的要求が殊に強く、そして大體に於て同一方向に影響を及ほしたからである。これに加へて一般の政治的發展が其等の諸要求の育成に都合よくなつて來たこと、國民學校に關しては憲法及他の國法の規定する處を實施することが第一の問題とせられたことゝに原因する。

獨逸各邦の國民學校に關する新規定の基礎をなすものは、一九二〇年四月二十八日の基礎學校令である。其の規定は次の如し。

一、國民學校は下級四學年を總ての者に共通なる基礎學校として之を設立し、此の基礎學校の上に中等學校及高等學校は接續するものとす。獨逸憲法の第百四十六條第二項竝に第百七十四條の規定は基礎學校にも適用せらるゝものとす。基礎學校は國民學校の一部として其の本質的任務を確保し、同時に中等學校及高等學校への直接的入學に十分なる準備的教育を與ふるものとす。此の規定は補助學級に對して適用せられず。

特別なる場合には邦中央官廳は基礎學校の年限延長を許可することを得。

二、現存の公立豫備學校及豫備學級は、直に廢止せらるべし。直に完全なる廢止の不可能なる時は、一九二〇年——一九二一年の學年初より、又これが實行不可能なる時には、遲くとも一九二二年——一九二三年の學年初より最下級を募集せず、完全なる廢止を一九二四年——一九二五年の學年初迄に完結せしむべし。

私立豫備學校及私立學級に對しても同一の規定が適用せらるゝものとす。但し直に解散し廢止することが、教員又は維持者に甚大なる經濟的困難を齎すか、或は地理的理由に依り實現不可能なる處に於ては、完全なる解散を一九二九年——一九三〇年の學年始迄延期することを得。延期するには私立學校豫備學級の全生徒數を增加せざるを要す。廢止に依りて教員又は維持者に甚大なる經濟的困難の生ずる時には、公的手段に依りて其の救濟を保障し、又は其の他の公的標準に依りて緩和の途を講ずべし。

第一條竝に第二條の規定の意味する豫備學級とは、中等學校及高等學校に於ける最初の三學年の兒童の爲の學級又は中等學校又は高等學校への入學準備を與ふる獨立の學級とを指す。一般的に、又各種の學校、又は個々の學校に對しても、より高き義務教育教程の爲の學級は、此の規定の意味に於ける豫備學級と爲すを得べし。

三、公立の豫備學校又は豫備學級の廢止に伴ひ、男女の正教員にして從來の位置を失ふ場合は、教員の意思に反するとも其の俸給額に減少なければ、公立國民學校又は中等學校竝に高等學校に轉任せしむることを得。

四、各兒童の私的教授又は多數の家庭の兒童に對する共同の私的教授は、基礎學校入學の代用として、特別なる場合例外としてのみ許可せらる。

五、盲、唖、聾、吃、弱視、弱聽、病的素質、不良、不具の兒童の教授及教育、斯かる兒童の教授及教育の爲の施設及學校には、此の法令を適用せず。

此の基礎學校令は、一九二五年四月十八日の「基礎學校教程に關する法令」に依りて補充せられ、一九二七年二月二十六日の改正令に依りて再度の改正があつた。一九二五年の法令は次の如し。

基礎學校の教程は四學年とす。

個々の場合に於て、特に能力ある學校兒童は基礎學校教員之を試驗して後、學校監督官廳の許可を經て、基礎學校三學年修了にして中等又は高等の學校に入學することを得。

一九二七年の改正令は次の如し。

一九二〇年四月二十八日の基礎學校及豫備學校の廢止に關する法令の第二條第二項は次の如く解すべし。

私立豫備學校及豫備學級に對しては同一規定を適用す。但し直に廢止することが、教員又は維持者に甚大なる經濟的困難を齎すか、或は地理的理由に依り實行不能なる場所に於ては完全なる廢止を延期することを得。延期するには私立學校の豫備學級の全生徒數を增加せざるべし。公的手段に依る救濟又は其の他の公的標準に依る緩和が、國法を以て規定せられ、其の實施の確保せられざる限り、私立豫備學校の廢止は實現せられず。

此等の基礎學校令の實施に對して、聯邦政府内務省は次の如き指令を出してゐる。此等の指令は、獨逸全國學校委員會及學校制度委員會の協議に基づくものであつて、法律的には獨逸各邦協定と同等の意義を有するものである。

一九二一年二月二十五日の指令は一九二〇年の最初の基礎學校令に附隨して公布せられたもので基礎學校の組織に關する規定である。其の主なる規定は次の如し。

第一條の（第一項第二項）に就て、各邦は國民學校教案を第一節に適合せしむべし。

（第三項）法案に基づき、基礎學校としての下級四學年以上の國民學校教程は本質的に唯試驗學校として設立せらるべし。基礎學校を下級四學年以上に延長するは、一般に基礎學校令の要旨と一致せざるものとす。統一の實を擧ぐる爲、各邦は適當なる試驗の結果を報告すべし。

第二條の（第一項）に就て、此の規定の實施は各邦に委任せらる。公立豫備學校（豫備學級）の逐次的廢止に就ては、遲くとも一九二一——二二學年の初に完了せしむべし。學年初は各邦の法令に依りて、之を定む。第三項に就て、此の規定に依りて、他種の學校、殊に國民學校への教員（男女）の轉任に財政以外の理由に依りて抗議し得ることを規定したる邦法の規定は、豫備學級廢止に伴ふ已むを得ざる轉任に關する限り、無效

となれり。公立の中等學校又は高等學校の教員は、國民學校教員としての恩給金及遺族扶助料を含む低き俸給との差額が轉任に際して正當に補充せらるる時には、其の意思に反するとも國民學校に轉任せしむることを得。

一九二一年の指令に次いで、一九二三年四月二十八日には、基礎學校の目的規定及内的編成に關する指令を出してゐる。此の指令は、獨逸各邦の教育行政當局に依りて作成せられたる教案の基準となつたものである。此の指令及規定は次の如し。

一、基礎學校の目的規定及内的編成に關する指令

一、總ての兒童にとりて共通なる基礎學校は特種の學校には非ず。國民學校の一部にして、其の下級四學年を含み、同時に總ての中等及高等の諸學校の基礎段階を形成するものとす。

二、此の下級四學年は、其の特有の目的と統一的作業領域とを有す。其の目的は兒童の諸力を遊戲及運動の衝動より、學校の共同社會内に於て營まれる倫理的作業意思に迄漸次高むることに在り。其の統一的作業領域は、子供らしき言語的表現の保導に對する特殊的顧慮、子供自身の工作的作業及自然、作業、作業場等の觀察に依る目と手との具案的修練等を通じての、兒童の土地的及精神的鄉土の攝取、形成的捉把に在り。これに加へて體育は、特に遊戲、體操、遠足並に學年と年齡との相異に依り乘馬、橇、スキー、其の他の身體的諸活動等をも通じて指導せらるべし。

三、斯かる基礎學校の目的は、自國語及子供らしき言語及詩への意識的精通、從つて讀、書、歌とを要求す。更に形、數、リズム等の理解、此の理解は特に事物との工作的作業、並に形に就ては描畫、手工、裁斷等を通じて獲得せらるべし。

四、合科教授を基礎的段階とし、これより漸次表現及作業の練習を伴ふ鄉土科的事物教授、言語教授、計算、唱歌、圖畫、體操、作業教授等に分化す。

五、斯かる目的規定に依りて、基礎學校は其の本質よりして、文化要求と協和する兒童の發達の中より、一層上級の各

種の教育、高等教育に對しても基礎を形成する。然し外國語教授の豫備學校たる如き、基礎學校に關係なき任務を負擔することなし。

二、基礎學校令に關する指令より生ずる規定。

一、基礎學校に於ける生徒の分類は、特定兒童を高等學校入學に準備せしむるを目的とすべからず。

二、豫備學級の廢止は基礎學校令第二條及第三條に依りて、一般に最初の三學年兒童の爲の學級に限られたるものなれば、(基礎學校令第一條よりも生ずる)前條の規定は之に依りて何等の制限をも受くることなし。

三、基礎學校義務教育を、特定の團體及家庭學校に依りて爲さんとする企圖は、個々の兒童又は多數家庭の兒童の爲の私的教育を以て基礎學校に代用せしめんとするには特別なる場合例外としてのみ許可せらると言ふ基礎學校令第四條の規定に反す。故に斯かる基礎學校の回避に對しては各邦は反對すべし。

四、公立豫備學校の廢止期間迄は、地方官廳は豫備學校、私立學校、國民學校、中等學校及高等學校に入學するを許可することを得。但し一九二一年—一九二二年の學年初の豫備學校廢止開始の時に入學したる者は、基礎學校四學年終了後、始めて中等學校又は高等學校に入學することを得。平等公平の理に基づき、私立學校の兒童も、同時期よりは四學年終了後始めて中等學校又は高等學校に入學することを得。從つて私立學校は今日より現行の豫備學校教案を基礎學校教案に代へ、或は新基礎學校教案に近接せしむるやう、各邦は之を督促すべし。

一九二五年四月十八日の基礎學校教程に關する法令の實施に對しては、一九二六年一月十八日に次の如き指令を出した。

一、一九二五年四月十八日の基礎學校教程に關する法令は、一九二〇年四月二十八日の基礎學校令第一條の規定に依る基礎學校四學年教程を原則として變ずるものに非ず。基礎學校より中等學校又は高等學校への入學は、基礎學校四學年の義務教育教程終了後許可せらるるを原則とす。

二、一九二五年四月十八日の法令の目的は、寧ろ一九二〇年四月二十八日基礎學校令第一條の規定が個々の場合に於て願

慮すべき特に能力の秀れたる生徒に與ふる障害を防拒することに在り。

三、「個々の場合に於ける」の字句は、基礎學校四學年終了以前の中等學校又は高等學校への入學に對する申請が、法規の定むる條件に適合するや否やを學校監督官廳の檢査すべきことを意味す。基礎學校生徒の一部に、基礎學校學級の目的を超えて、基礎學校四學年修了以前の中等學校又は高等學校への入學に準備を與ふる目的を有する施設を、基礎學校內に又は基礎學校よりして設置することは之を許さず。

四、「特に能力の秀れたる兒童」とは、其の精神的及身體的素質並に學業に依りて、次學年の教授に於て力の過勞なしに、通常の教授過程を修了したる良好なる生徒と優に比肩し得る生徒を指す。

五、兒童の特別なる能力は次の如き理由に依りて確定せらるるものとす。

一、兒童の學年成績證書。

二、基礎學校教員の愼重なる判斷。

三、學校醫又は官選醫師の身體的適性及身體的作業能力に關する判斷。

四、中等學校又は高等學校の入學試驗成績。

六、基礎學校四學年修了以前の中等學校又は高等學校への入學に對する父兄の申請は、五の一―三の示す諸理由に基づきて學校監督官廳之を決定す。

七、私立學校又は私立豫備學級に入學する兒童及基礎學校令第四條の理由に依りて基礎學校に入學せざる兒童は、基礎學校に入學する兒童と同等とす。此の種の兒童に於て、基礎學校入學が健康上の理由に依りて免除せらるる時には、五の三の示す判斷を要す。

八、國民學校義務教育年限に關する規定には、此の指令は觸れず。

一九二七年二月二十六日の改正令の出る前に、私立の豫備學校及豫備學級の廢止に關する次の如き協定が、一九二六年一

月十三日に公にせられた。

一、一九二〇年四月二十八日の基礎學校令第二條第一項の規定に基づき、今尙存する私立の豫備學校及豫備學級の廢止は逐次的廢止又は卽時的解散に依ることを得。

速なる解散又は廢止は、それに依りて維持者又は教員に甚大なる經濟的困難の生ぜざる時に實施せらるべし。

二、私立の豫備學校及豫備學級の逐次的廢止は、遲くとも一九二七年―一九二八年の學年初より開始せらるべし。從つて最初の三學年の爲の私立學校學級への兒童入學は一九二六年の復活祭迄とす。此の規定は四學年を有する私立豫備學校にも適用せらるるものとす。

三、法令の定むる最長年限、一九二九年―一九三〇年の學年始迄に行はるべき完全なる解散、又は逐次的廢止の開始の延期は、學校行政官廳の認可の下に、特別なる場合例外として許可せらる。

一九二八年―一九二九年の學年經過と共に、私立豫備學校豫備學級の完全なる廢止は完了せらるべし。此の規定は四學年を有する私立豫備學校に適用せらるゝものとす。

四、私立豫備學校及豫備學級の生徒の中等學校及高等學校への入學に關しては、一九二五年四月十八日の基礎學校教程に關する法令が適用せらる。從つて斯かる生徒は、三學年基礎學校義務教育年限を修了したる後、特殊の場合特に能力秀れたりと認められたる時にのみ、中等學校又は高等學校に入學することを得。

以上の協定は然し完全には實施せられなかつた。それは一九二七年二月二十六日の改正令に於て始めて要求せらるゝに至つた所謂豫備學校救濟令が未だ現はるゝに至らなかつたからである。

以上述べたる如き法規、指令及協定等に基づいて、獨逸各邦は多くの法律、訓令を出して三學年制の公立豫備學校の廢止を斷行し、基礎學校は內部的に確立せられ、外部的にも平靜に歸した。基礎學校の本質及價値に關する多くの議論も、今や全く鳴りを潛め、反對者も之と共に消滅して行つた。

基礎學校四學年修了後國民學校より中等學校及高等學校に入學する者の爲に、各邦は夫々詳細なる規定を設けてゐる。先づプロイセンを例にとれば、プロイセンは一九二四年三月十二日に次の如き規定を出してゐる。

一、基礎學校の生徒にして中等學校又は高等學校の最下級に入學せんとする者は、入學試驗に合格するを要す。但し公立基礎學校と中等學校及高等學校との間に（四に示す如き）豫め共同作業が行はれ、入學に關して一致を見る所に於ては試驗を要せず、學校成績に於て高等學校の主要學科に就て基礎學校の目的を達成せざりし生徒は、受驗を許されず。

二、試驗の標準は、一九二一年三月十六日の基礎學校教案作成に關する指令の定むる基礎學校教科内容に據る。

三、試驗委員會は同數の基礎學校教員及入學すべき中等學校又は高等學校の教員より成る。試驗委員會は入學すべき個々の學校内に設置せらるるを原則とす。一地方の學校全體又は多數學校の爲の試驗委員會を設置し得るも、此は關係學校の自由協定に依るものとす。適宜女教員をも參加せしむべし。試驗委員會會長には其の地方の高等學校の校長之に當り試驗は組に分たる。各組の試驗に基礎學校教員、入學すべき學校の教員之に參加し、口述及筆記の試驗に交替す。參加すべき基礎學校教員は、入學すべき學校の校長の推薦に依り、地方學務員之を任命す。決定は多數決に依る。同數なる時は試驗委員長之を決定す。基礎學校最終學年の教員が自ら教へたる生徒を試驗する際には、筆記試驗の判斷報告にのみ制限せらる。

試驗は公開せず。

各生徒の個別的試驗の必要なる時には、適當なる處置を爲すべし。

四、試驗の内容的編成は試驗委員會之を決定す。實驗的試驗法の採用も之を妨げず。但し試驗委員が實驗的試驗法に精通してゐる事を要し、且試驗すべき生徒に過重の負擔とならざる時にのみ許可せらる。而して實驗的試驗法は試驗全體の補充としてのみ採用せらるべく、其の代用たらしむることを得す。試驗に伴ふ誤謬を能ふ限り取除くべき方法を講ずべし。相互的協同の下に試驗に參加すべき中等學校又は高等學校の教員は基礎學校を參觀し、試驗に參加すべき基礎學校

教員は中等學校又は高等學校を參觀す。斯かる相互的參觀は試驗委員に依りて能ふ限り行はるべく、それには短期の休暇を與ふることも必要なるべし。更に遊戲時間中に於てすら觀察せらるべき生徒の特性及成績を考量し、或は悟性及知識に偏重したる試驗方法を廢止する事等は方法の一なるべし。

五、試驗に依りて中等學校又は高等學校の入學に適したるや否やを決定す。適當と認められたる生徒數が收容數を超過したる時には、入學せしむべき生徒の選擇は試驗委員長、試驗委員會と協議の上之を決定す。

六、試驗の成績には、基礎學校第四學年の成績を參考すべし。中等學校又は高等學校への入學に不適當と認められたる兒童は、一年以内に學校監督官廳の許可の下にのみ同地方又は他地方に於ける入學試驗に應ずることを得。適當と認められたるも、收容數超過の故に入學し得ざる者は、新學年六週間以内に收容し得る他の學校に入學試驗を經ることなく入學せしむべし。

七、私立豫備學校を卒へたる者、又は基礎學校令第四に依りて基礎學校入學を免除せられたる者に對しては、上揭の規定を適用す。

ザクセンは一九二三年一月十三日、一九二六年十二月十七日、一九三〇年七月六日の四回に亙つて入學に關する規定を出してゐる。此等の諸規定に依れば、基礎學校は成績證書の外に、生徒調書又は入學を志願したる生徒に關する報告を提出しなければならないことになつてゐる。此等の報告は全學校に於て同一の條件及統一的視點に基づいて行はれる。ザクセンに於ける規定中注目すべきことは基礎學校は、貧窮なる父兄をして高等學校に特に適當と認められたる子弟の爲に、入學試驗合格後學校監督官廳に學資補助を申請せしむるの途を講じてゐる事である。

高等學校は生徒の精神的素質の種別及程度を判斷し得る能力試驗に依りて、生徒の資格を確定する。此の試驗には基礎學校教員は參觀者又は助手として參加することが許される。基礎學校教員と高等學校教員とが協同して入學試驗に關する指令を出すことになつてゐる。此の指令は毎年入學試驗の結果に依つて審査せられる。基礎學校より提出せられたる成績を良好

なる筆記試驗に依つて證據立てた生徒は、口述試驗を免除せられる。高等學校入學は假入學として之を許可し學級に於て教授する教員の大多數が高等學校入學を不適當と認めたる生徒は、國民學校に返へされる。

ヴュルテムベルグに於ては一九二九年十月十五日には新規定を出してゐる。ヴュルテムベルグに於ても、中等學校及高等學校に入學せんとする者は、國民學校教員と入學すべき學校の教員とより成る試驗委員に依つて行はれる入學試驗に應じなくてはならない。試驗は筆記と口述とに分れ、筆記試驗に於て優良なる成績を擧げたる者は口述試驗を免除せられる。疑はしき者は試驗委員會は之を假入學として許可し、正式決定は第一學期の終りに行ふ。

チューリングンに於ては一九二六年五月二日、一九二七年一月三日に入學試驗規定を出してゐる。稍々異つた方法を用ひてゐるのは、ハムブルグ市である。ハムブルグに於ては高等學校の入學試驗は各區の選拔方法に依つて之を決定する。其の際に兒童の學業に對する基礎學校の判斷、學業に於ける兒童の試驗、心理學的試驗及證明書等が參考の材料となる。此の選拔法の目的は、知識の一定量の確立に在るのではなく、實際に性能ある者を見出すことに在る。選拔方法には基礎學校と高等學校とが同權を以て參加する。選拔委員會は基礎學校の教員、高等學校の教員、父兄代表者及現存の私立豫備學校の代表者を以て成る。選拔委員會は、成績書、生徒調書、健康診斷書、生徒の性質表等に基づいて、全志願者を試驗するか又は疑はしき場合のみに試驗を限るかは、委員會自身の推斷に依つて決定する。試驗は最善の兒童の特性に適合したる條件の下に行ふべしとしてゐる。試驗學級に於ける幾日かの教授に於て、一部は基礎學校教員に依つて、一部は高等學校の教員に依つて兒童の能力が確定される。能力試驗の補充として心理學的試驗が、ハムブルグ大學の心理學研究室に依つて作成せられたるテストに依つて行はれる。そして最後に試驗委員が成績を共同して定める。此の成績が各區の選拔委員會に依つて付議せられ、各生徒の入學の可否が決定せられる。ハムブルグの學校監督廳に依つて任命せられたる中央選拔委員會は選拔法の統一を圖ると共に其の改善の指導を與へてゐる。高等學校第一學年は假入學として許可せられる。ブレーメンに於ける選拔法も之と同樣の方法を採つてゐる。リューベックに於ても心理學的選拔法が採用せられてゐる。其の他次の如き入學の方法

を採用してゐる所もある。各國民學校に於て、基礎學校の生徒は第四學年に進級すると間もなく三つの組に分類せられる。A組には上級學校入學の確實なる生徒を收容す。其の數は全數の約二五パーセント。C組には上級學校入學の見込の全然無い生徒を收容す。其の數約一五パーセント。殘り六〇パーセントの生徒を收容するB組の生徒は上級學校の假入學を許可せらる。第六級に於て成績不良なる生徒は再び國民學校に返される。斯かる組分けは主として第四學年擔當の教員の判斷に基づく。教員の判斷に加へて、測定檢査の統一的判斷にも俟たねばならない。測定檢査と教員との判斷が一致せざる時には、愼重なる個人的調査に依つて之を明にしなければならない。A組とB組との生徒が上級學校に入學するには、父兄の意思を要するは言ふまでもない。

他の諸邦に於ける入學試驗規程は以上述べたものと大同小異である。バーデン、ブラウンシュヴァイクに於ても基礎學校より中等學校又は高等學校への入學は入學試驗に依るを原則としてゐる。オルデンブルグやリッペ等に於けるが如く、成績優良なる兒童及平均以上の能力を有する兒童は入學試驗を免除する邦もあるし、又メックレンブルグやスツレーリッツの如く、入學は單なる進級と同じ樣に取扱はれてゐる邦もある。

基礎學校三學年修了にして中等學校及高等學校に入學し得ることは、一九二五年四月十八日の基礎學校令の規定する所である。然しそれに關しては各邦は更に一九二六年一月十八日に協定をも設けてゐることは上述した如くであるが、個々の點に於ては各邦は必ずしも同一の方法を採つてはゐない。例へばプロイセンに於ては基礎學校三學年正規修了後の「跳び越え」は第四學年に於て行はれるのが普通であるが、一九二六年八月二十六日の訓令に依れば、基礎學校の第一學年及第四年學年の特殊なる教育的意義よりして、基礎學校に於ける學級の「跳び越え」は第二學年又は第三學年の初に行はるべきものとなつてゐる。言ふ迄もなく基礎學校在學年限の短縮は一年を越えることは出來ない。バーデン、チューリンゲン、アンハルト等は大體に於てプロイセンの規定に依つてゐる。ヘッセンもそうであるが、ヘッセンに於ては第三學年と第四學年との「跳び越え」のみを許してゐる。

特徴ある規定を設けてゐるのはザクセンである。ザクセンに於ては、基礎學校四學年を普通に修了せずして高等學校又は國民學校高等科（後說を見よ）に入學せんとする者は、第一學年第二學年又は第三學年に於て二學年分の教科を修了しなければならないことになつてゐる。それには前學期に一學年分を、後學期に他の一學年分を修了するやうにしてゐる。斯くの如くにして基礎學校の全課程を三學年にして良好なる成績を以て修了した者は、基礎學校四學年を修了した者と同樣の條件下に於て上級學校に入學することを得。

バイエルンは基礎學校三學年修了後にのみ「跳び越え」を許してゐる。斯かる生徒に對しても入學試驗は四學年修了者と同樣に行はれる。ヴュルテムベルグに於ても原則としては第四學年の「跳び越え」を許可してゐる。プラウンシュヴァイクに於ては第三學年の「跳び越え」のみを許してゐる。

基礎學校を三學年にして修了した者も入學試驗を免除せられない。基礎學校より高等學校第五級に入學することは一般に許されてゐない。殊にプロイセン、バイエルン、ヴュルテムベルグ及チューリンゲン等に於ては强く禁止せられてゐる。

基礎學校を三學年修了にして高等學校又は中等學校に入學する生徒數は極めて少數である。例へばヴュルテムベルグに於ては（一九二六年）上級學校入學者總數の三・六パーセント、一九二九年には二・二五パーセントに減少してゐる。一九三〇年には更に一・二パーセントに減少してゐる。プロイセンに於ては一九二七年二・四パーセント、バーデンに於ては同年三・一パーセントを算してゐる。

基礎學校令が出てから、國民學校より上級學校へ入學する者は增加して來た。然し平均しては九〇パーセントの基礎學校兒童が國民學校に留つてゐる。然し都會に於ては國民學校の課程の適當なる分化及擴大、生徒選拔法の嚴密化、高等學校第六學年生徒數の制限等の方法に依つて、兒童の大部分を國民學校に留めんとする當局の努力は今のところ何等の效も奏してゐない。斯かる防止策として、組織的なる學校選擇の指導も其の一案である。ハムブルグに於ては基礎學校第四學年の兒童の父兄を每年學校に召集して、各種の上級學校の目的及教授法の特質に就

て教へると言ふやうな方法を採つてゐる。他の所では基礎學校に接續する諸種の上級學校を正當に選擇し得るやうに、父兄を援助する指導官を設けてゐる所もある。

二、國民學校の義務教育

ワイマールの獨逸國憲法に依つて確定せられた國民學校の義務教育は、獨逸國全土に對して適用せられる。國民學校の義務教育は、公立の國民學校に依つて行はるるを原則とする。公立の中等學校又は高等學校、又は認可せられたる私立學校に入學する兒童は、國民學校入學を免除せられる。外國人の兒童の義務教育に關しては、統一的な規定はない。バイエルン、バーデン、ヘッセン、ブラウンシュヴァイク及ハムブルグ等に於ては、外國人の兒童も就學の義務あるものとせられてゐる。プロイセン、其の他の諸邦に於ては免除せられてゐる。但し墺太利國民のみは、墺太利と獨逸との特殊的契約に基づいて、獨逸國民と同樣に義務教育規定を受けることになつてゐる。

基礎學校會に基づいて、獨逸國全土に於て（オーベルシュレージェンの一部に於ては未だ基礎學校會の實施と見るに至らないのを例外として）獨逸國の兒童たる者は凡て義務教育の最初の三年乃至四年を公立又は私立の國民學校に就學すべきことの義務を負ふことになつた。而して私的教授の許可は極めて例外的のことであるし、且現存する私立の豫備學校及豫備學級の生徒數は制限せられてゐるし、私立の國民學校は極めて特殊的なる條件の下に於てのみ許可せられるものであるからして、獨逸國民の兒童の大多數は、義務教育の最初の三年乃至四年及實際に公立國民學校に就學しなければならないのである。

基礎學校令以外には、國民學校の義務教育に關しては獨逸國は何等の規定をも出してゐない。從つて各邦は夫々法律又は訓令に依つて義務教育者に關する規定を出してゐる。其の方法に於ては各邦必ずしも同一ではない。プロイセン、チューリンゲン、メクレンブルグ、シュヴェーリン、アンハルト、リッペ、メクレンブルグ＝スツレーリッツ等の諸邦に於ける如く、大戰後國民學校義務教育に關して、新しい、特別の法律を出してゐるのもあるし、又ザクセン、ヴュルテムベルグ、ヘッセン等の諸邦に於ける如く、大戰前の義務教育規定を獨逸國憲法に適合するやうに補充してゐるのもあるし、又バイエルン、バーデン、

ブラウンシュヴァイク、オルデンブルグ、シャウムブルグリッペ、ハンザの諸都市に於ける如く、大戰以前の義務教育規定を變更しないで、精々其の實施に於て新しい法的狀態に適合する方法を持つてゐるのもある。

義務教育就學年齡は一般に、四月一日又四月十五日、又は五月一日、プロイセン、ブラウンシュヴァイク、メクレンブルグシュウェーリン、アンハルト等の諸邦に於ては七月三十日迄に滿六歲に達する者を以て就學の義務あるものとする。身體的及精神的に成熟したる兒童は、其以前に於て入學することを得る。然しそれには期日の制限がある。

國民學校の義務教育は、獨逸國憲法に依つて八年と定められた、但しブラウンシュヴァイク、オルデンブルグ、バイエルンヴュルテンベルグ等の諸邦は例外である。ブラウンシュヴァイクに於ては、文部大臣に依りて九年まで延長することが出來る。オルデンブルグに於ては男子に對しては九年制を採つてゐる。バイエルンに於ては國民學校義務教育は一般に七年、但し市町村の希望に依りて八年迄延長することが出來る。ヴュルテムベルグに於ては七年制と八年制とを採り一定してゐないが、一九三三年四月一日迄には八年制義務教育を採らねばならないことになつてゐる。(ヒフラーの「獨逸の教育制度」に據る)

公立職業(補習)學校及實業學校の形式

少年の大部分は國民學校を卒ゆれば「學校教育」から「職業教育」に入る。卽ち彼等は職業生活に入ると同時に職業補習學校の義務を果さねばならぬ。補習學校に代り得るものは實業學校である。實業學校は職業生活に入る前の青少年を完全なる晝間教授に依て、生徒の將來從事せんとする活動の爲に教育を施す所の職業學校である。職業補習學校は徒弟、店員が服務の傍、通學するもので然も平均一週六—一〇時間の授業で、大抵は午後か夜學である。而して此の學校の就學は法律的に强制せられて居り、通例三年間で長くとも十八歲で終る。此の兩種の學校は形式に於て多樣であり其の內容も他の公立學校制度に比して遙に複雜である。次の概觀は Feld の „Grundfragen der Berufsschul- und Wirtschaftspädagogik" に依る。

尙 Mittlere Reife は高等學校二級下又は中學校卒業資格、Obersekundar-ife は高等學校二級上の入學資格、Hochschulreife は大學入學資格である。

一、補習學校

八學年の國民學校＋〔三年—四年の見習年期
三學年の補習學校(併行して)〕

九學年—十學年の國民學校＋短期見習年期及補習學校

四學年の國民學校(基礎學校級)＋〔六學年の高等學校
(或は)六學年の中學校〕＋一學年—二學年の補習學校特別級

二、ミットレレ・ライフェの資格なき實業學校

八學年の國民學校＋一學年の實業學校(補足として補習學校)

八學年の國民學校＋二學年の實業學校

三、ミットレレ・ライフェの資格ある實業學校

八學年の國民學校＋二年の見習年期＋二學年の實業學校

八學年の國民學校＋三學年の實業學校

七學年の國民學校＋三學年の實業學校(唯例外的にのみ許可せらる)

四、オーバーゼクンダライフェとホッホシュールライフェとの間の卒業程度資格ある實業學校

四學年の國民學校＋〔一學年—二學年の高等實業學校
(或は)六學年の中學校〕＋〔一年の實地服務＋二年の高等實業學校
(或は)六學年の中學校〕

七學年—八學年の國民學校＋中等實業學校＋一學年—二學年の高等實業學校

五、ホッホシュールライフェの資格ある實業學校

四學年の國民學校＋〔六學年の高等學校
(或は)六學年の中學校〕＋三學年の實業高等學校(Fachoberschule)

七學年—八學年の國民學校＋六學年の實業學校(中等科及高等科)

七學年—八學年の國民學校＋三學年の中等實業學校＋一年の實地服務＋二學年の高等實業學校